

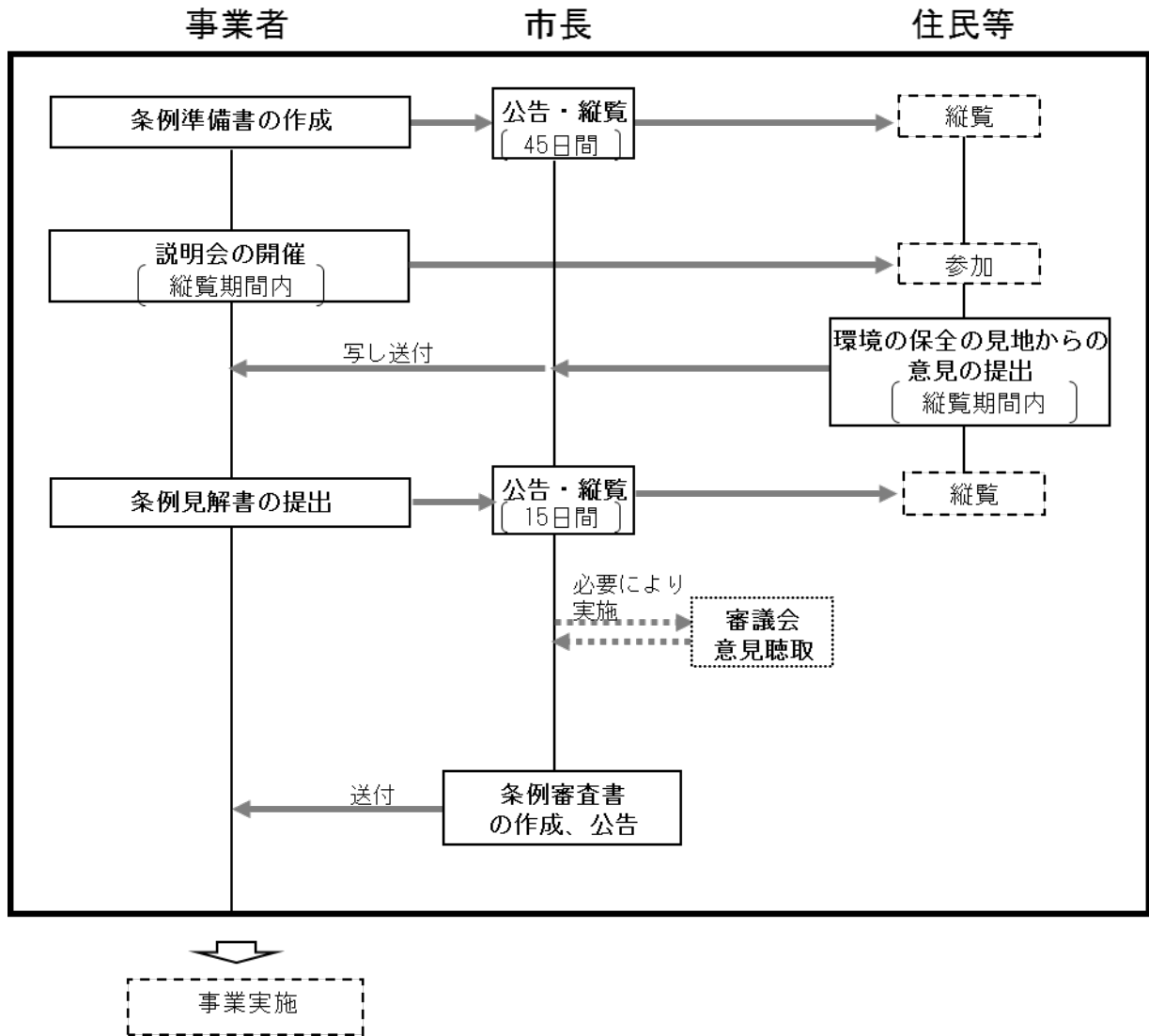
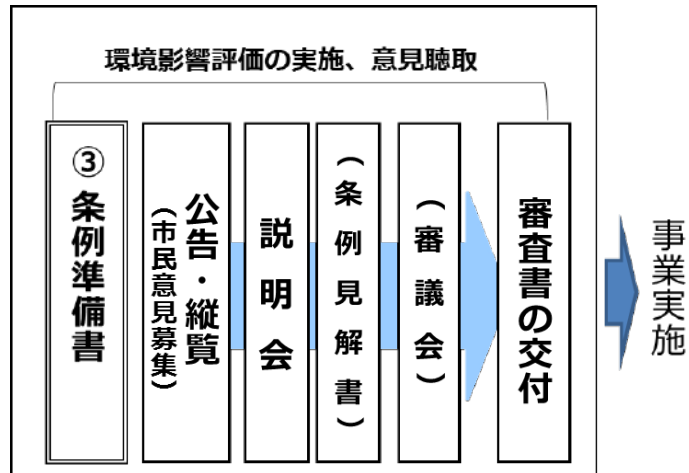
(仮称) 川崎南渡田町計画に係る
条例環境影響評価準備書

要約書

令和8年6月

株式会社ベルク

川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続（第3種行為）



条例準備書・・・意見を聴くための準備として、環境影響の調査、予測及び評価結果等を記載するもの
 条例見解書・・・意見の概要及び事業者の見解を記載するもの

目 次

第1章 指定開発行為の概要	1
1.1 指定開発行為者	1
1.2 指定開発行為の名称及び種類	1
1.3 指定開発行為を実施する区域	1
1.4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容	5
1.4.1 指定開発行為の目的、事業立案の経緯	5
1.4.2 環境配慮の内容等	17
1.4.3 土地利用計画	18
1.4.4 建築計画等	18
1.4.5 緑化計画	22
1.4.6 交通計画	26
1.4.7 供給施設計画	31
1.4.8 排水施設計画	34
1.4.9 廃棄物処理計画	36
1.4.10 防・消火計画	38
1.4.11 熱源計画	40
1.4.12 施工計画	41
第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性	51
2.1 計画地及びその周辺地域の概況	51
2.1.1 気象の状況	51
2.1.2 地象の状況	54
2.1.3 水象の状況	58
2.1.4 植物、動物の状況	60
2.1.5 人口、産業の状況	62
2.1.6 土地利用の状況	65
2.1.7 交通、運輸の状況	71
2.1.8 主な公共施設等の状況	76
2.1.9 史跡・文化財の状況	82
2.1.10 公害等の状況	84
2.1.11 法令等の状況	99
2.2 計画地及びその周辺地域の環境の特性	104
2.2.1 立地特性	104
2.2.2 環境の特性	104
第3章 環境影響評価項目の選定等	109
3.1 環境影響要因の抽出	109
3.2 環境影響評価項目の選定	109
3.3 環境配慮項目	117
3.3.1 環境配慮項目の選定	117
3.3.2 環境配慮方針	118

第4章 環境影響評価	119
4.1 地球環境	119
4.1.1 温室効果ガス	119
4.2 大気	122
4.2.1 大気質	122
4.3 土壌汚染	142
4.3.1 土壌汚染	142
4.4 騒音・振動・低周波音	152
4.4.1 騒音	152
4.4.2 振動	165
4.5 廃棄物等	176
4.5.1 一般廃棄物	176
4.5.2 産業廃棄物	179
4.5.3 建設発生土	183
4.6 緑	185
4.6.1 緑の質	185
4.6.2 緑の量	191
4.7 景観	193
4.7.1 景観	193
4.8 構造物の影響	203
4.8.1 日照阻害	203
4.8.2 テレビ受信障害	209
4.9 地域交通	216
4.9.1 地域交通（交通安全、交通混雑）	216
第5章 環境保全のための措置	237
第6章 環境配慮項目に関する措置	241
第7章 環境影響の総合的な評価	243
第8章 関係地域の範囲	253
第9章 その他	255
9.1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類	255
9.2 条例環境影響評価準備書の作成者及び業務受託者の名称及び住所	255
9.3 事業内容等に関する問い合わせ窓口	255
9.4 参考とした資料の目録	256

第1章 指定開発行為の概要

1.1 指定開発行為者

名 称：株式会社ベルク

代表者：代表取締役 原島 一誠

所在地：埼玉県鶴ヶ島市脚折 1646 番

1.2 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 川崎南渡田町計画

種 類：商業施設の新設（第三種行為）

1.3 指定開発行為を実施する区域

計画地は、図 1.3-1(1)～(2)及び写真 1.3-1 に示すとおり、川崎市川崎区の南渡田町の北東に位置し、JR 鶴見線及び南武線浜川崎駅の東側にある。

計画地周辺は、図 1.3-1(1)～(2)及び写真 1.3-1 に示すとおり、主な道路網として、計画地の北側約 50mに主要地方道 6 号東京大師横浜線（通称：産業道路）及び首都高速神奈川 1 号横羽線、北西側約 480mに市道南幸町渡田線（通称：市電通り）、東側に隣接して一般県道 101 号扇町川崎停車場線が通っている。

計画地の現況は更地であり、計画地周辺には、事業所等が分布している。計画地の北側は主要地方道 6 号東京大師横浜線を挟んで住居が分布し、計画地の東側は一般県道 101 号扇町川崎停車場線を挟んで事業所、計画地の南側には郵便局等が存在している。

計画地の位置及び面積等は、以下に示すとおりである。

位 置：川崎市川崎区南渡田町 13-1 の一部、17-32 の一部

(図 1.3-1(1)～(2)及び写真 1.3-1 参照)

計画地面積：約 13,100 m²（工業地域・工業専用地域）

現 況：更地

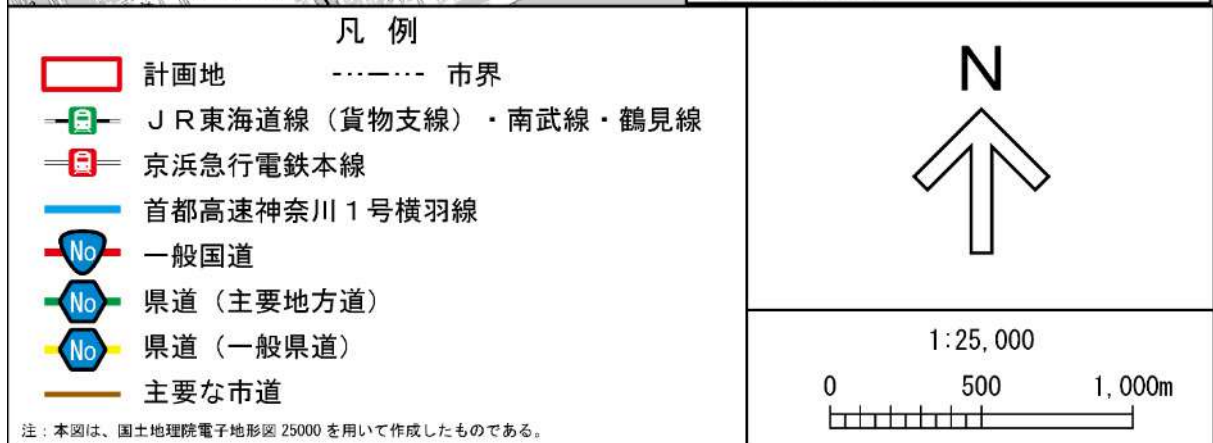
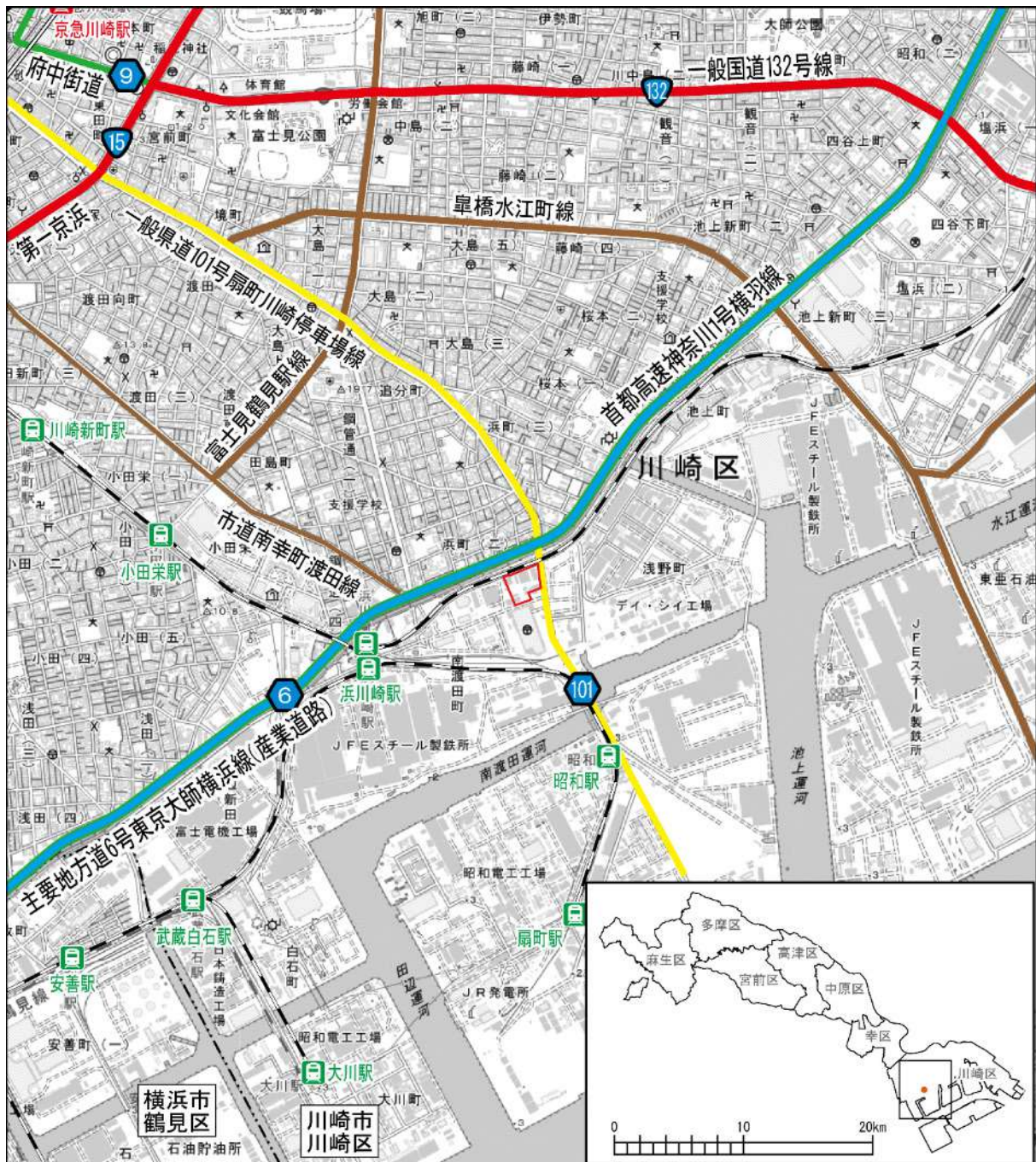
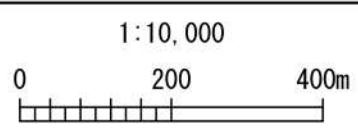


図 1.3-1(1) 計画地位置図



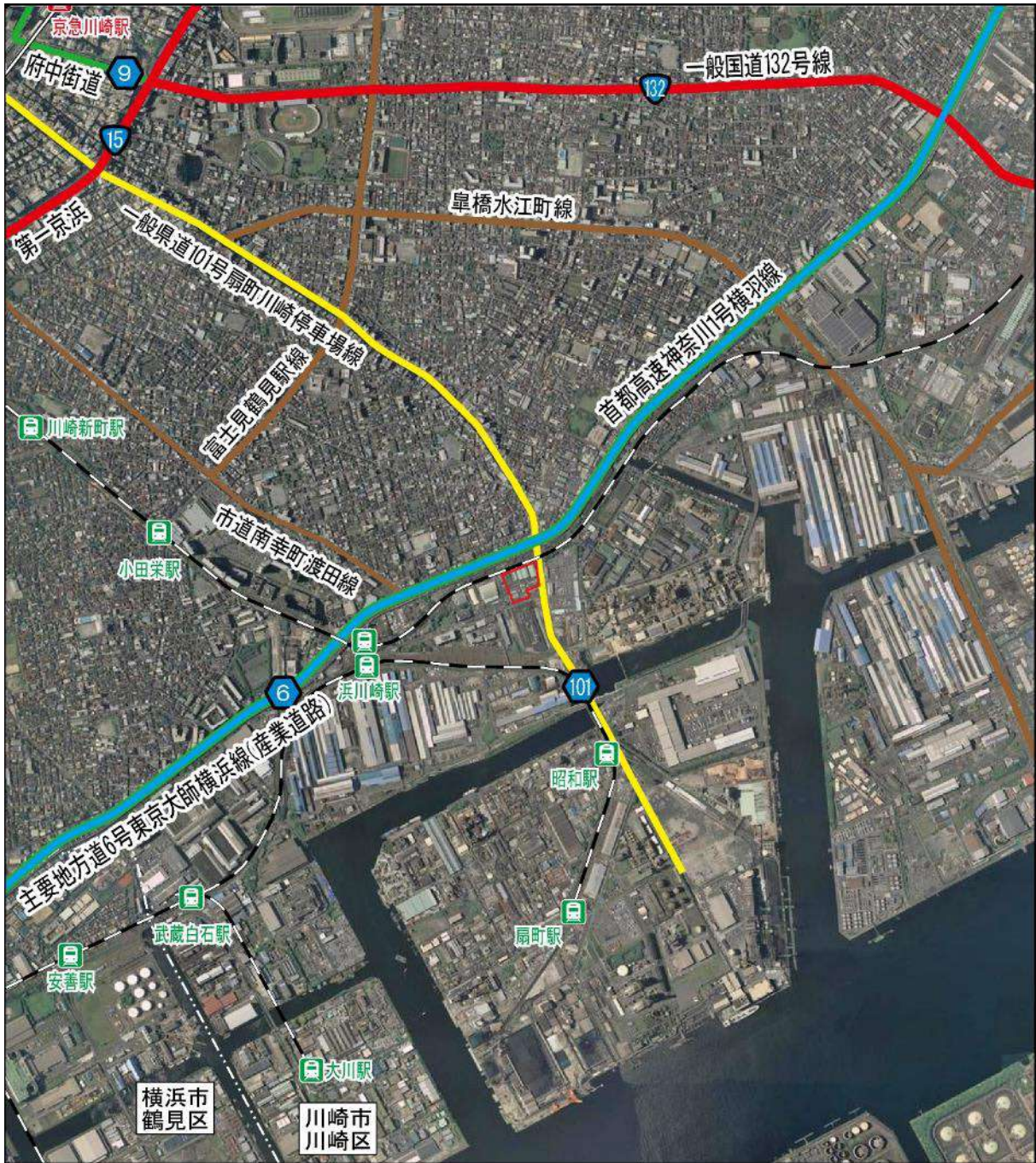
凡例

- 計画地
- JR東海道線（貨物支線）・南武線・鶴見線
- 首都高速神奈川1号横羽線
- No 県道（主要地方道）
- No 県道（一般県道）
- 主要な市道



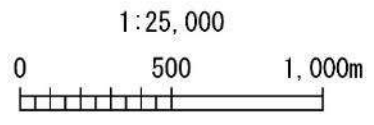
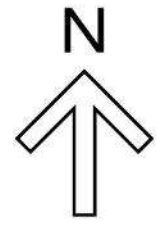
注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

図 1.3-1(2) 計画地位置図



凡例

- 計画地
- 市界
- JR東海道線（貨物支線）・南武線・鶴見線
- 京浜急行電鉄本線
- 首都高速神奈川1号横羽線
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 主要な市道



注：本図は、国土院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

写真 1.3-1 計画地位置図

1.4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容

1.4.1 指定開発行為の目的、事業立案の経緯

株式会社ベルクは、「Better Life with Community (地域社会の人々により充実した生活を)」という経営理念のもと、地域密着型のストアづくりを通じて、地域住民の生活の質の向上を目指している。

本事業は、川崎市川崎区南渡田町において、生鮮食料品を中心とした商業施設を建設するものであり、南渡田地区北地区において進められている研究開発拠点の形成や就業環境の高度化を支える生活支援機能として、日常的な買い物利便性の向上を図ることを主たる目的としている。あわせて、当該機能は周辺で働く研究者・就業者のみならず、近隣に居住する地域住民にとっても利用可能な施設となることで、雇用の創出や地域経済の活性化にも寄与するものである。

また、本事業は川崎市環境影響評価に関する条例に基づく「第三種行為」に該当する規模を有しており、環境への影響が一定程度見込まれることから、環境保全への適切な配慮を行うため、環境影響評価手続を実施するものである。

さらに、本事業で計画する商業機能は、「南渡田地区拠点整備基本計画」(令和4年8月 川崎市)に示される土地利用方針である「高度技術を有する企業・研究人材の集積を促進する質の高い賑わい機能・生活支援機能・憩い・交流機能の導入」や、「北地区における就業環境の向上やイノベーション創出、臨海部周辺への効果波及につながる複合的な産業支援機能の導入」と整合するものであり、研究開発拠点を核とした新たな都市拠点の形成に資する計画である。

(1) 計画地及びその周辺地域における整備方針等

計画地を含む周辺地域における上位計画や方針等は、以下に示すとおりである。

ア 「川崎市総合計画 第3期実施計画」(令和8年3月改定 川崎市)

「川崎市総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造となっており、「基本構想」は、今後30年程度を展望し、本市が目指す都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めるものとしている。「基本計画」は、今後概ね10年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、政策及び、その方向性を明らかにするものとされ、「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるものとしている。

その中で川崎臨海部は、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながりなどの優れたポテンシャルがあり、これらを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化や、研究開発機能、環境・ライフサイエンス分野など先端産業の集積・創出、陸海空の交通結節機能を活かした物流拠点形成、これまで培った環境技術を活かした国際貢献などが進められ、今後も臨海部の持続的な発展を促すため、こうした取組を引き続き推進するとともに、これらを支える都市基盤整備や土地利用の誘導を進め、我が国の経済を牽引する活力ある臨空・臨海都市拠点の形成を進めるとしている。

イ 「臨海部ビジョン〔リーディングプロジェクト2023年6月改定〕」(川崎市)

「臨海部ビジョン」は、川崎臨海部が「力強い産業都市づくり」の中心として、さらには日本の成長をけん引する「産業と環境が高度に調和する地域」として発展し続けるため、30年後の将来像やその実現に向けた戦略、取組の方向性を示したものである。

その中で南渡田地区は、リーディングプロジェクト(大規模土地利用転換プロジェクト)において、素材産業を中心とした新産業拠点の形成を進めるとしている。

ウ 「川崎都市計画都市再開発の方針」(令和7年3月変更 川崎市)

「川崎都市計画都市再開発の方針」は、健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき一体の市街地の区域及び都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備・改善を図る必要がある一体の市街地の区域等について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を定めたものである。

研究開発から実証、生産、市場投入、改良といった一連のプロセスを担う多様な産業機能、就業者のための生活支援、憩い・交流機能、その他産業支援機能等の誘導を図るとともに、必要な道路等の公共施設を整備することにより、川崎臨海部を牽引する革新的な産業拠点の形成を進めるとしている。

エ 「川崎市都市計画マスタープラン」(平成 29 年 3 月 川崎市)

「川崎市都市計画マスタープラン」は、市の都市計画に関する基本的な方針として定めるものであり、全体構想・区別構想・まちづくり推進地域別構想の3層構成となっている。

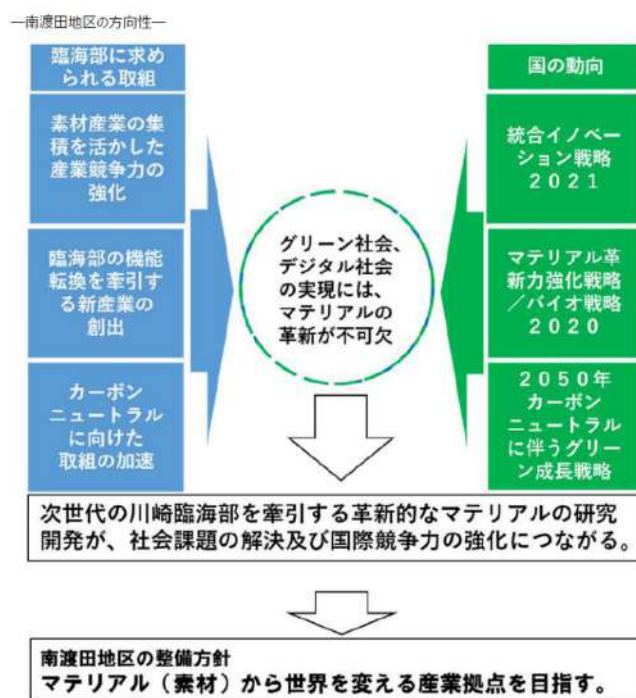
その中の区別構想に該当する「川崎都市計画マスタープラン川崎区構想」において、南渡田地区は研究開発機能の集積を図り、オープンイノベーションを促進する交流機能をはじめとした産業支援関連機能や本格的な実験・実証のための機能導入を進め、産業拠点にふさわしい複合市街地の形成を目指すこととしている。

オ 「南渡田地区拠点整備基本計画」(令和 4 年 8 月 川崎市)

「南渡田地区拠点整備基本計画」は、次世代の川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成の実現及び地域経済の発展、税源涵養等による市民生活への貢献を目指して、産学官の多様な関係者と方向性を共有し、それぞれの連携により南渡田地区の拠点形成を適切に誘導するためのコンセプトや土地利用、基盤整備及び企業誘致の方向性等を一体的に取りまとめたものである。

(ア) 南渡田地区の目指す方向性

南渡田地区は、川崎臨海部がこれまでに培ってきた強みや将来を見据えたポテンシャルを活かし、川崎臨海部がさらなる進化を遂げるためのトリガーとして、100年先を見据えた価値創出とそれを支える人材集積を追求し、革新的なマテリアルを生み出す研究開発機能の集積により、社会課題の解決及び国際競争力の強化を実現する「マテリアル(素材)から世界を変える産業拠点」の形成を目指すとしている。



出典：「南渡田地区拠点整備基本計画」(令和 4 年 8 月 川崎市) より抜粋

図 1.4-1 南渡田地区の目指す方向性

(イ) 土地利用方針等

南渡田地区拠点整備基本計画では、具体的な土地利用イメージとして図 1.4-2 に示すとおり、南渡田地区を北地区、南地区、操車場地区に区分し、ゾーニングしている。計画地は北地区に位置しており、研究開発複合エリアとなっている。

(北地区の土地利用方針)

- ・南渡田地区の玄関口として、南地区や操車場地区の土地利用転換を牽引する地区であることから、拠点形成の核となる研究開発機能を中心とした集積を図り、「マテリアルから世界を変える産業拠点」として、拠点の顔となるにふさわしいまちづくりを推進する。
- ・就業環境を向上させる生活支援機能や憩い・交流機能、その他様々な産業支援機能などを複合的に導入し、イノベーションの創出、臨海部周辺地区への効果波及、拠点全体の価値向上等につながる賑わいや魅力の創出を図る。

(ウ) 基盤整備方針等

北地区の基盤整備として図 1.4-3 に示すとおり、東西道路等の整備、高架下道路（南北道路）の活用や上下水道等のインフラ整備の方針を示している。

(北地区の基盤整備方針)

【道路に関する事項】

- ・土地利用方針に基づき、研究開発機能を中心に生活支援機能や交流機能などの様々な機能を複合的に導入するため、それぞれの機能の効果的な配置が可能となるよう、適切な事業手法を用いて地区内に道路を整備することを促進する。
- ・東西道路については、北地区の最も重要な基盤として、南地区や操車場地区へのアクセスやインフラ埋設等にも活用することを促進する。
- ・高架下道路は、一般交通の用に供する道路とする必要性を整理するとともに、対応について検討する。

【その他インフラ整備に関する事項】

- ・北地区は、既存の老朽公設水道管を更新し、想定される必要量を確保する。
- ・適切なルートで既設下水本管に接続する。北地区は合流区域となっているが、想定する導入施設の用途・規模に合わせて合流方式又は分流方式を選択する。
- ・電気・通信・ガス等土地利用想定に応じた整備を関係事業者と調整し、適切な整備を促進する。
- ・土壌汚染対策については、調査結果に応じて、地権者が適切な対応を行う。

(2) 都市計画

南渡田北地区については、次世代の川崎臨海部を牽引する新産業拠点形成を推進するため、用途地域及び地区計画の変更が行われた（令和6年10月31日告示）。

用途地域は、図1.4-4に示すとおりである。

地区計画の区域は図1.4-5に、地区計画の目標及び区域の整備、開発及び保全に関する方針は表1.4-1、地区整備計画は表1.4-2に示すとおりである。

表 1.4-1 地区計画の目標及び区域の整備、開発及び保全に関する方針

名称	南渡田北地区地区計画	
位置	川崎市川崎区南渡田町、浅野町及び鋼管通5丁目地内	
面積	約 12.5 ha	
地区計画の目標	<p>川崎臨海部では、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性などの優れたポテンシャルを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化を促す研究開発機能や環境・ライフサイエンス分野など先端産業の集積、及びこれらを支える都市基盤整備や土地利用の誘導により、我が国の経済を牽引する活力ある都市拠点の形成を進めている。</p> <p>この川崎臨海部に位置する本地区は、「川崎都市計画都市再開発の方針」における2号再開発促進地区として、臨海部の産業の発展を先導する研究開発・業務管理等の機能を中心に、新産業拠点にふさわしい複合市街地の形成と交通結節点としての機能の強化を目指すこととしている。また、「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想」において、本地区を含む南渡田地区では、研究開発機能の集積を図り、オープンイノベーションを促進する交流機能をはじめとした産業支援関連機能や本格的な実験・実証のための機能導入を進め、産業拠点にふさわしい複合市街地の形成を目指すこととしている。</p> <p>このような位置付けがある中で、産業構造の変化による大規模な土地利用転換、コンビナートのカーボンニュートラル化、デジタル技術の進展など、川崎臨海部を取り巻く環境は大きく変化しており、我が国有数の産業拠点である川崎臨海部の一翼を担う南渡田地区では、革新的なマテリアルを生み出す研究開発機能の集積による産業拠点の形成が求められている。</p> <p>本計画は、南渡田地区における大規模な土地利用転換の機会を捉え、国際競争力の強化等に向けて、戦略的に研究開発機能等の誘導を図るとともに、それらの機能を支える都市基盤を整備し、次世代の川崎臨海部を牽引する新産業拠点形成を推進することを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区を3つの地区に区分し、それぞれの地区の特性に応じた適切かつ良好な土地利用を実現するため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>(1) A地区は、研究開発機能を中心に、高度技術を有する企業・研究人材の集積やオープンイノベーションの創出に資する交流機能、既存産業と親和性が高い流通、データ基盤など様々な産業支援機能を複合的に導入するとともに、道路、公園等の都市基盤を整備し、川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成を図る。この土地利用の実現に向けて、A-1地区においては、土地の高度利用、有効利用により産業拠点形成の核となる研究開発機能及び交流機能の導入を図る。</p> <p>(2) B地区は、国際的な研究開発拠点の実現に向け、業務管理機能等の導入を図る。</p> <p>(3) C地区は、A地区における高度技術を有する企業・人材の集積に資する拠点としての更なる魅力や価値向上をめざし、C-1地区において主として就業者のための居住機能、C-2地区において就業者等のための商業機能などを中心とした生活利便機能の導入を図る。</p> <p>(4) A-1地区には指定容積率より高い容積率を、C-2地区には指定容積率より低い容積率を定め、区域内で容積を適正に配分することにより、周辺の市街地環境へ与える影響を考慮しながら、地区全体としてのイノベーションの創出、臨海部周辺地区への効果波及、拠点全体の価値向上等につながる賑わいや魅力にあふれる新産業拠点の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>新産業拠点にふさわしい良好な市街地環境の形成を図るため、地区施設の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 地区内の交通を円滑に処理するとともに、安全・安心な歩行者空間を確保し、駅や周辺市街地との回遊性や連続性を生み出すため、区画道路を整備する。</p> <p>(2) 地区内における賑わいや憩い、地域交流の促進、地域防災力の強化に資する公園を適正な位置に整備する。</p> <p>(3) 地区施設については、その機能が損なわれないよう適切に維持及び保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>新産業拠点にふさわしい良好な市街地環境の形成を図るため、建築物等の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 土地利用の方針に沿った建築物の整備を誘導するため、地区の特性に応じて、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について必要な基準を定める。</p> <p>(2) 建築物の配置及びデザイン並びに敷地内の計画的な緑化などの工夫により、良好な景観形成に配慮する。</p> <p>(3) 災害時における就業者や来街者の避難が可能となるスペースの整備により、防災機能の強化を図る。</p>

出典：「川崎都市計画地区計画の変更（南渡田北地区）」（令和6年10月 川崎市）より抜粋

表 1.4-2(1) 地区整備計画

地区施設の配置及び規模		区画道路 (幅員 13~17m 延長 約 490m) 公園 (面積 約 3,300 m ²)			
建築物等に関する事項	地区の名称	A-1 地区	A-2 地区	A-3 地区	
	地区の面積	約 3.1ha	約 0.4ha	約 3.8ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m ² を超えるもの (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 自動車教習所 (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 倉庫業を営む倉庫		—	—
	建築物の容積率の最高限度	10 分の 40	—	—	
	建築物の容積率の最低限度	10 分の 20 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物を除く	—	—	
	建築物の敷地面積の最低限度	2,500 m ² ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地にあっては適用しない。	—	—	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 地盤面下に設けられる建築物又は建築物の部分 (2) 道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分 (3) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分		—	—
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の外観に使用する色彩は、マンセル表色系（日本産業規格に定める色の表示方法）で次の各号（略）のいずれかに該当するものとする。ただし、建築物等の外観の各面の面積のうち 5 分の 1 未満の面積で使用する色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない。 2 建築物の上部を利用する屋外広告物は、設置しないこと。 3 臨海部の夜間景観を意識し、それぞれの施設の特徴を活かしながら、街なみに調和する照明計画を行う。 4 歩行者が安心して通行できるよう、敷地内に暗がりをつくらぬよう配慮する。 5 道路境界部を中心に積極的な緑化に努め、緑豊かなゆとりのある景観を形成する。		—	—

出典：「川崎都市計画地区計画の変更（南渡田北地区）」（令和 6 年 10 月 川崎市）より抜粋

注：網掛けは計画地に係る事項である。

表 1.4-2(2) 地区整備計画

	地区の名称	B 地区	C-1 地区	C-2 地区
	地区の面積	約 3.3ha	約 0.2ha	約 1.7ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	—	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)住宅 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4)老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (5)公衆浴場 (6)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの (7)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8)自動車教習所 (9)畜舎 (10)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (11)カラオケボックスその他これに類するもの (12)倉庫業を営む倉庫	次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 (1)図書館、博物館その他これらに類するもの (2)保育所 (3)診療所 (4)店舗、飲食店その他これらに類するもの (5)自動車車庫 (6)事務所 (7)工場 (8)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (9)畜舎で床面積の合計が 150 m ² 以内のもの (10)倉庫（倉庫業を営むものを除く。） (11)危険物の貯蔵又は処理に供するもの (12)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (13)前各号の建築物に附属するもの
	建築物の容積率の最高限度	—	—	10 分の 10
	建築物の敷地面積の最低限度	—	1,000 m ² ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地にあつては適用しない。	
	壁面の位置の制限	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1)地盤面下に設けられる建築物又は建築物の部分 (2)道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分 (3)巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分	
	建築物等の高さの最高限度	—	30m	20m
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—	1 建築物等の外観に使用する色彩は、マンセル表色系（日本産業規格に定める色の表示方法）で次の各号（略）のいずれかに該当するものとする。ただし、建築物等の外観の各面の面積のうち 5 分の 1 未満の面積で使用する色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない。 2 建築物の上部を利用する屋外広告物は、設置しないこと。 3 臨海部の夜間景観を意識し、それぞれの施設の特徴を活かしながら、街なみに調和する照明計画をおこなう。 4 歩行者が安心して通行できるよう、敷地内に暗がりをつくらないよう配慮する。 5 道路境界部を中心に積極的な緑化に努め、緑豊かなゆとりのある景観を形成する。	

出典：「川崎市都市計画地区計画の変更（南渡田北地区）」（令和 6 年 10 月 川崎市）より抜粋

注：網掛けは計画地に係る事項である。

(3) 浜町交差点等の改良

本事業周辺の交通環境に関しては、「南渡田北地区北側開発」に伴い、一般県道 101 号扇町川崎停車場線に接続する「東西道路」、主要地方道 6 号東京大師横浜線（通称：産業道路）に接続する「南北道路」が現在整備中である。道路の範囲については図 1.4-6(1)に示すとおりである。

また、浜町交差点における円滑な交通処理を目的として、川崎市により、浜町交差点南側流入部における右折レーンの増設等の工事が実施される予定である。改良案については、図 1.4-6(2)に示すとおりである。なお、本内容は今後の協議等により変更となる可能性がある。

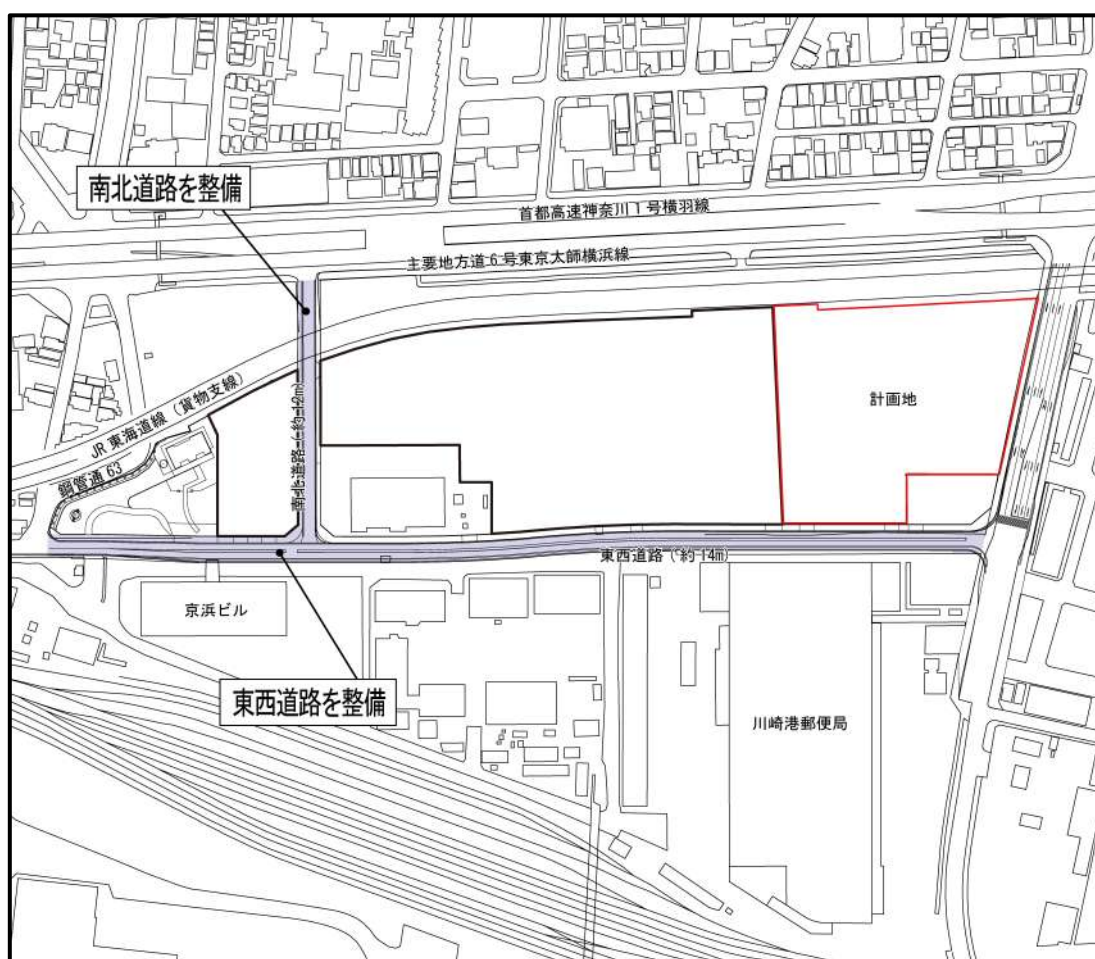


図 1.4-6(1) 東西道路、南北道路整備範囲図

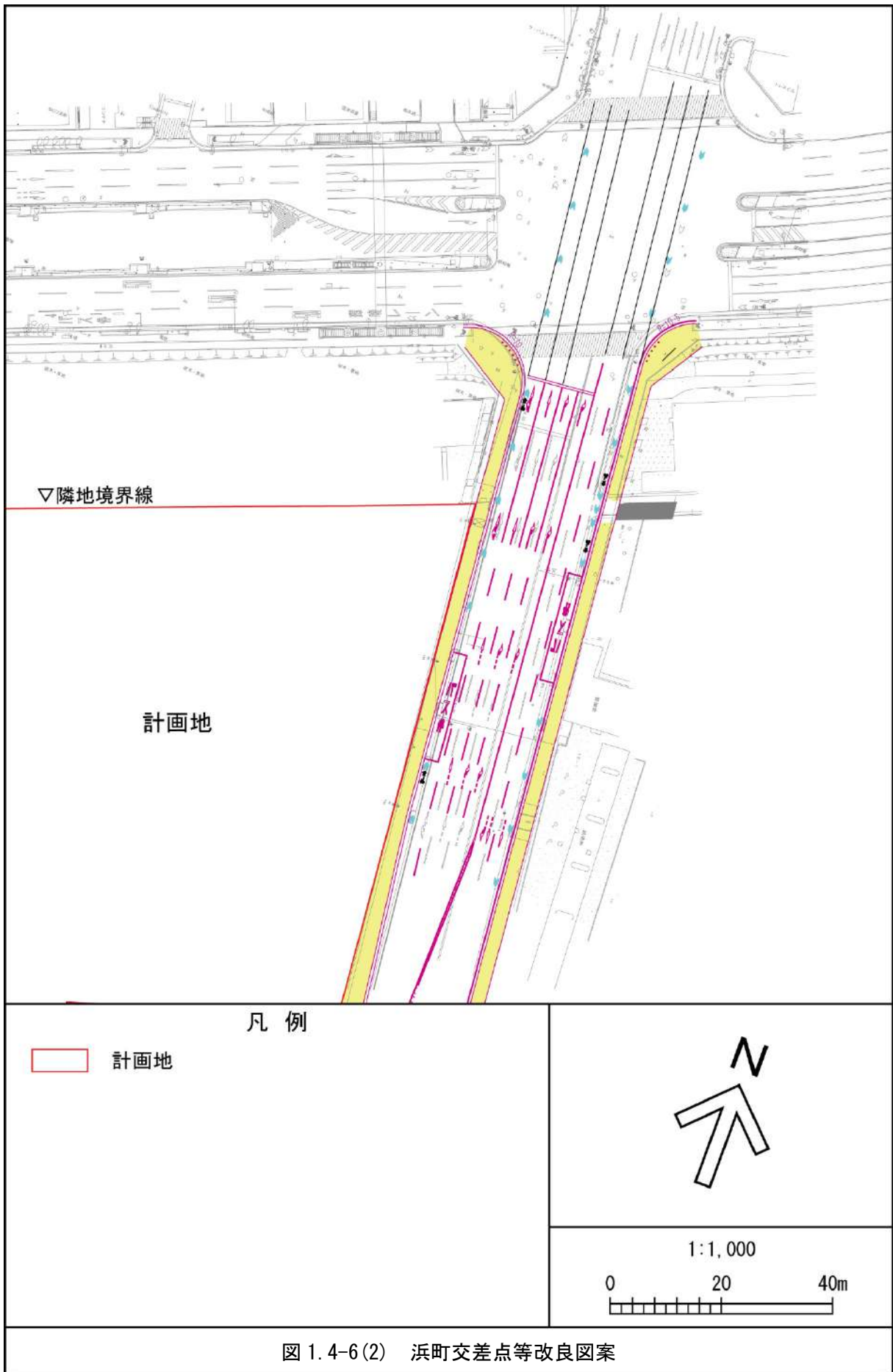


图 1.4-6(2) 浜町交差点等改良図案

1.4.2 環境配慮の内容等

本事業計画の策定段階における環境配慮の内容は、以下に示すとおりである。

(1) 省エネルギー等環境への配慮

- ・建築物の外壁や屋根には断熱性をもつ部材を使用し、建築物の断熱性を高める。
- ・施設で使用するエネルギー機器（空調機器、給湯機器等）は、エネルギー効率の良いものを採用するように努める。
- ・太陽光発電設備の導入を検討する。

(2) 緑化への配慮

- ・「川崎市緑の基本計画」（平成 30 年 3 月、川崎市）、「川崎市緑化指針」（令和 4 年 2 月一部改正、川崎市）等を踏まえ、地上部に可能な限り緑化地を設ける。
- ・植栽にあたっては、環境適合性をふまえて適した樹種を選定する。
- ・高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせるなど、地域環境に配慮して多様な緑の創出を図る。
- ・緑化空間については、計画的な維持管理を実施し、樹木等の良好な育成を図る。
- ・緑化地となる部分は、良質な客土を用いることにより透水性を確保しつつ、植栽予定樹種に応じた適切な植栽基盤の整備を図る計画である。
- ・道路境界部を中心に積極的な緑化に努め、緑豊かなゆとりのある景観を形成する計画とする。

(3) 交通への配慮

- ・通勤者は極力、鉄道及び川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。
- ・オープン時、繁忙時等には出入口に交通誘導員の配置を検討する。

(4) 計画建築物等に関する配慮、周辺環境への配慮

- ・「川崎市景観計画」（2018 年 12 月改定、川崎市）内の臨海部ゾーンにおける景観形成方針、「臨海部色彩ガイドライン」（川崎市）を踏まえ、調和のとれた活力のある景観の創出に努める。
- ・景観に配慮し、計画地内に緑地を設ける。
- ・本事業における屋外照明については、周辺環境への不必要な光の拡散を抑制し、周辺生活環境への影響を低減する。また、照明の使用時間帯についても利用実態に応じて適切に管理し、夜間における光環境への影響を可能な限り抑制するよう運用面での対応を図る。

1.4.3 土地利用計画

本事業における土地利用計画は表 1.4-3 及び図 1.4-7(1)に示すとおりである。計画地は、計画建築物、緑化地、車路・駐車場・その他で構成されている。

表 1.4-3 土地利用計画の概要

土地利用区分	面積 (㎡)	構成比 (%)
計画建築物	約 5,465 ㎡	約 42%
緑化地	約 1,710 ㎡	約 13%
車路・駐車場・その他	約 5,925 ㎡	約 45%
合計	約 13,100 ㎡	100.00%

注：四捨五入等の関係から合計が合わない場合がある。

1.4.4 建築計画等

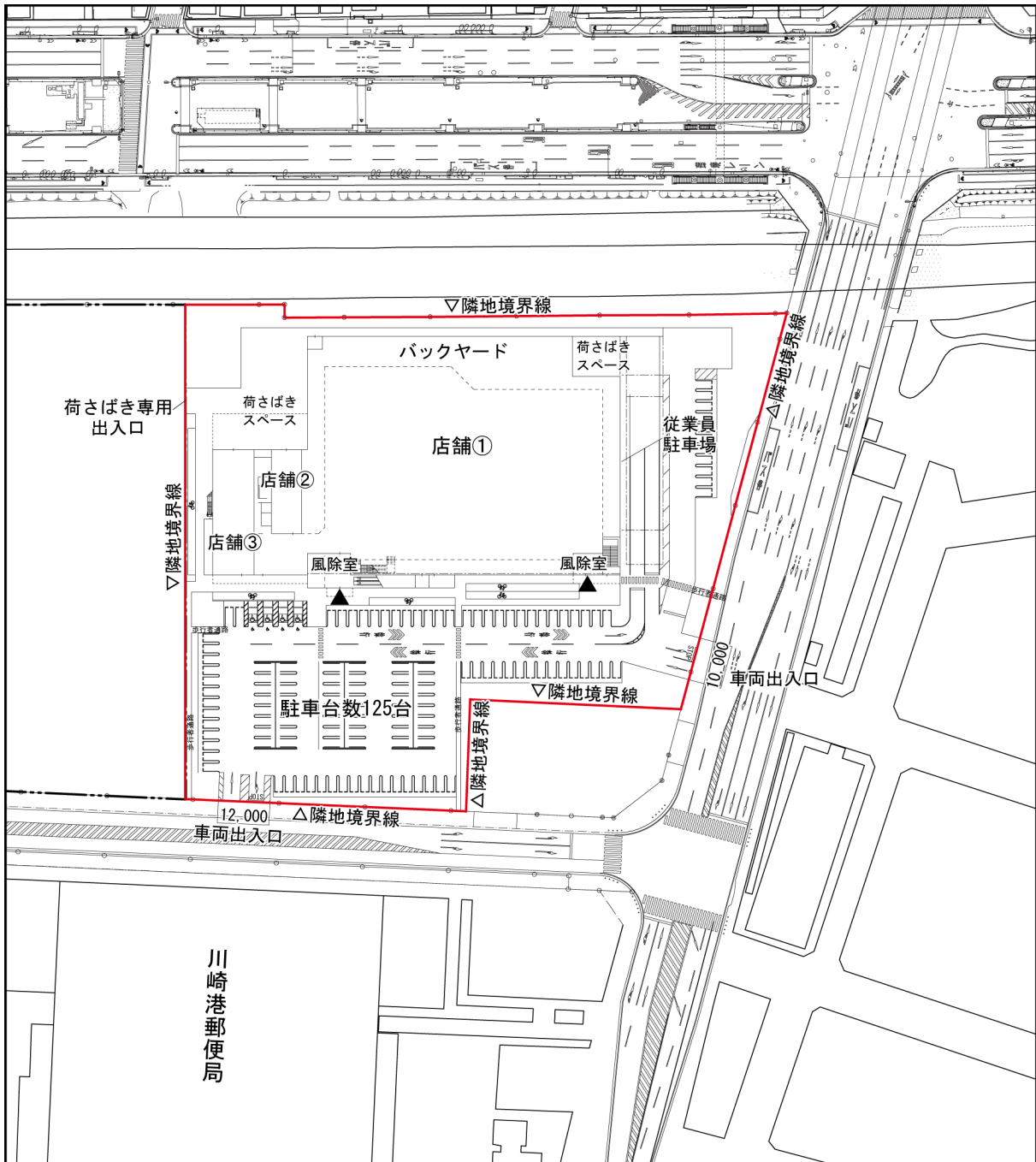
(1) 建築計画

建築計画の概要は表 1.4-4 に、平面図は図 1.4-7(1)～(2)、立面図及び断面図は図 1.4-8 に示すとおりである。

建築敷地面積は約 13,100 ㎡、延べ面積は約 7,025 ㎡、建蔽率は約 42%、容積率は約 54%である。

表 1.4-4 建築計画概要（建築物）

区分	内容
主要用途	商業施設
建築敷地面積	約 13,100 ㎡
建築面積	約 5,465 ㎡
建蔽率	約 42%
延べ面積	約 7,025 ㎡ (容積対象：7,004 ㎡)
容積率	約 54%
建築物階数	地上 2 階
建築物の高さ	約 12.00m
建築物構造	鉄骨造
駐車場	213 台
駐輪場	273 台

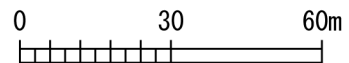


凡例

- 計画地
- 歩行者出入口
- 隣地境界線



1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-7(1) 全体配置図及び計画建築物平面図(1階)

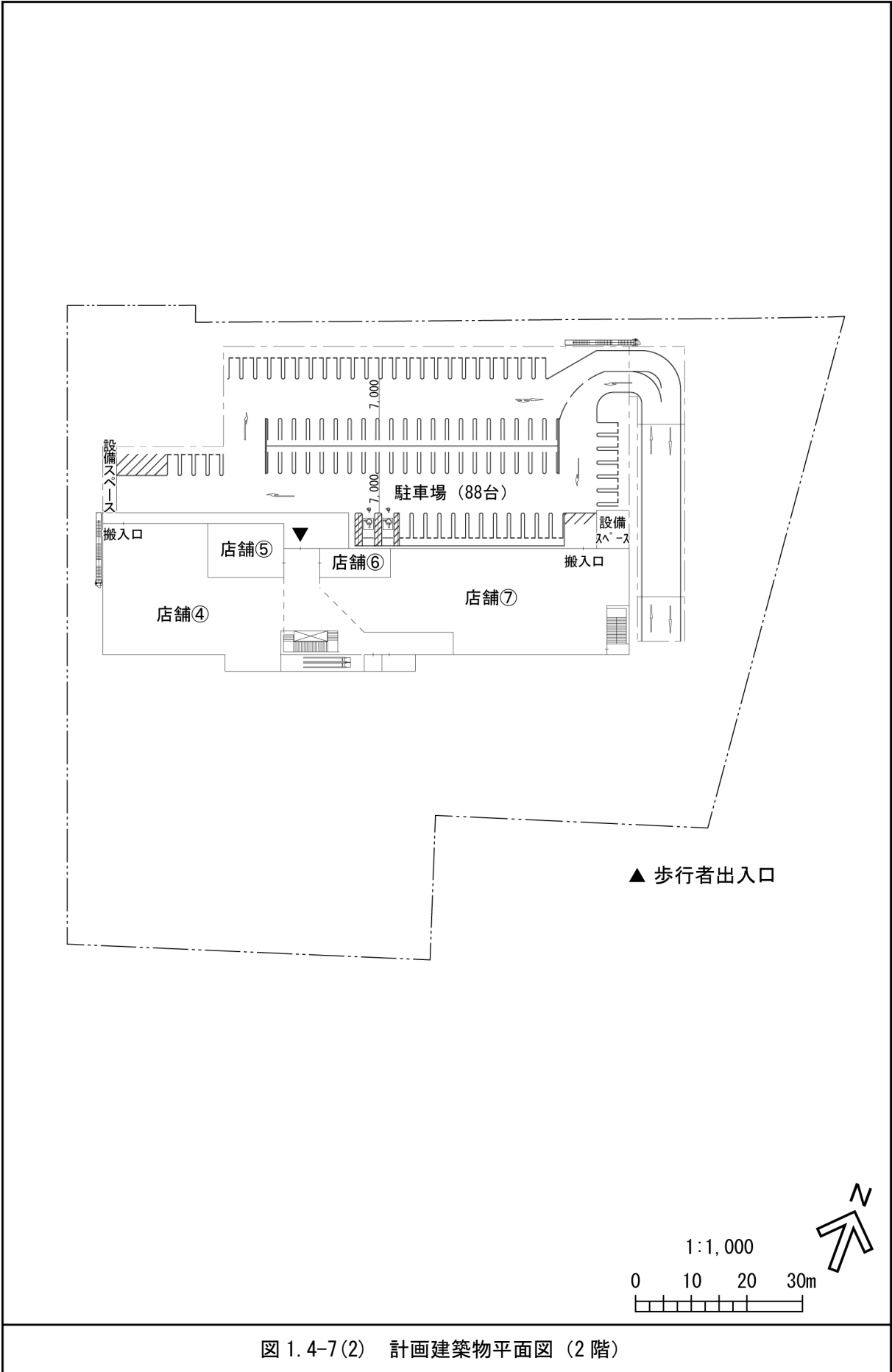


図 1.4-7(2) 計画建築物平面図 (2階)

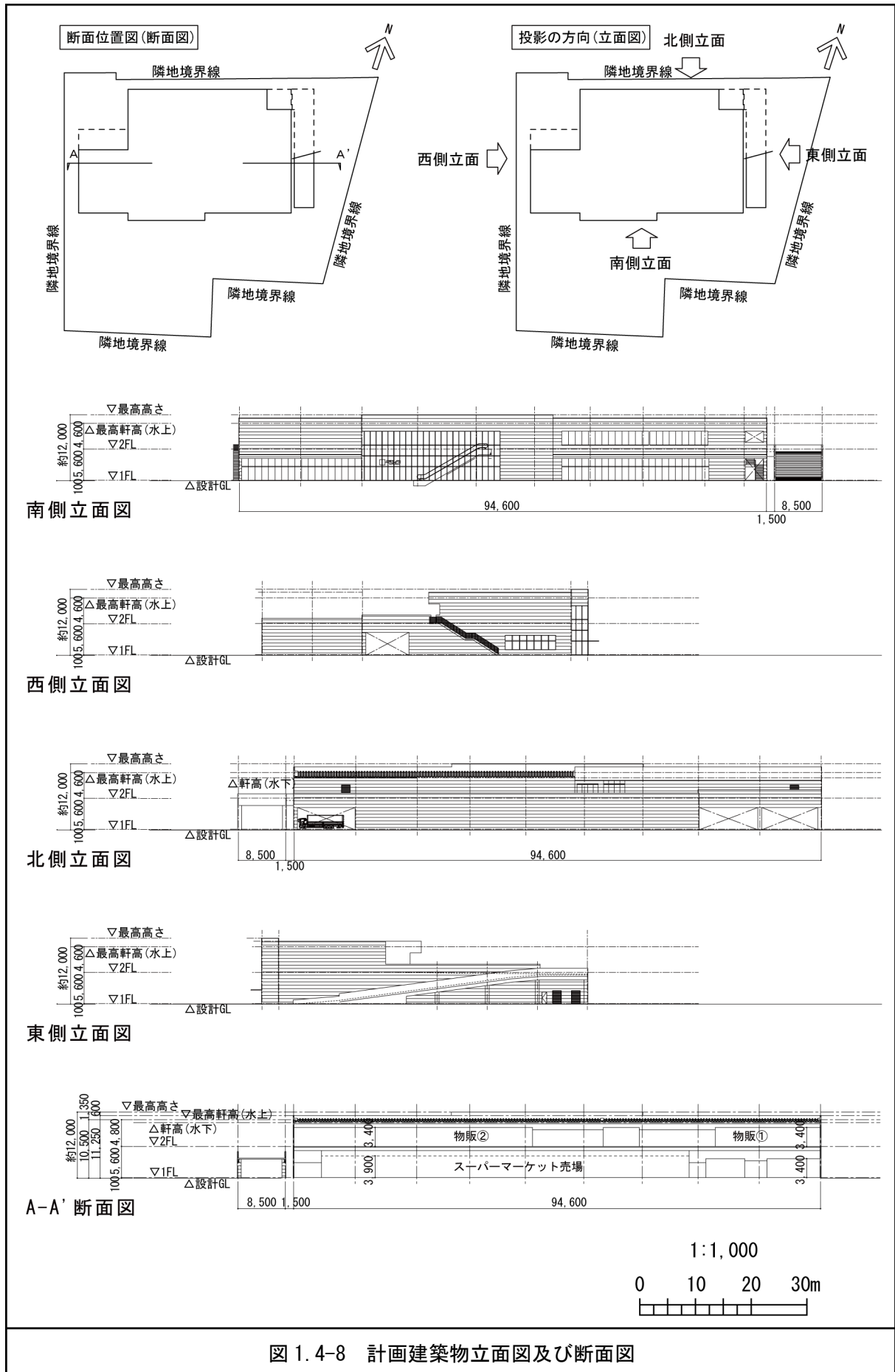


図 1.4-8 計画建築物立面図及び断面図

1.4.5 緑化計画

(1) 緑化計画

緑化計画は表 1.4-5 及び図 1.4-9 に、主な植栽予定樹種は表 1.4-6 に示すとおりである。

本事業では、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」等を踏まえ、可能な限り緑地を設け、緑化空間の創出に努める計画である。

本事業の緑化面積は、約 2,081 m²であり、計画地敷地面積約 13,100 m²に対して約 15.8%の緑被率を確保する計画である。また各敷地の緑化面積は表 1.4-5 に示すとおりである。

植栽にあたっては、立地条件を考慮し環境適合性をふまえて適した樹種を選定する計画である。また、緑の構成を配慮し、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせるなど、多様な緑の創出を図る計画である。

表 1.4-5 緑化計画

緑地区画	緑化地	多様な緑化手法で 確保する面積	緑化面積 (緑化地+多様な緑化)
	地上(m ²)	接道部割増(m ²) ^{注1}	合計(m ²)
緑地 1	約 89	約 23	約 112
緑地 2	約 104	約 52	約 156
緑地 3	約 344	約 40	約 384
緑地 4	約 1,120	約 254	約 1,374
緑地 5	約 55	—	約 55
合計	約 1,712	約 369	約 2,081

注：1. 接道部緑化は道路空間と一体となった緑化で次の条件を満たすことにより、接道部分の緑化空間を 1.5 倍に割り増しして計上することができる。

[条件]

ア 接道長が 0.5m 以上確保されていること。

イ 緑化地の幅員が 1.0m 以上確保されていること。ただし接道長の 2 倍まで、最大 10m までとする。

ウ 道路側から低木、中木、高木の順に樹木が配置されており、道路からの見通しが妨げられていないこと。

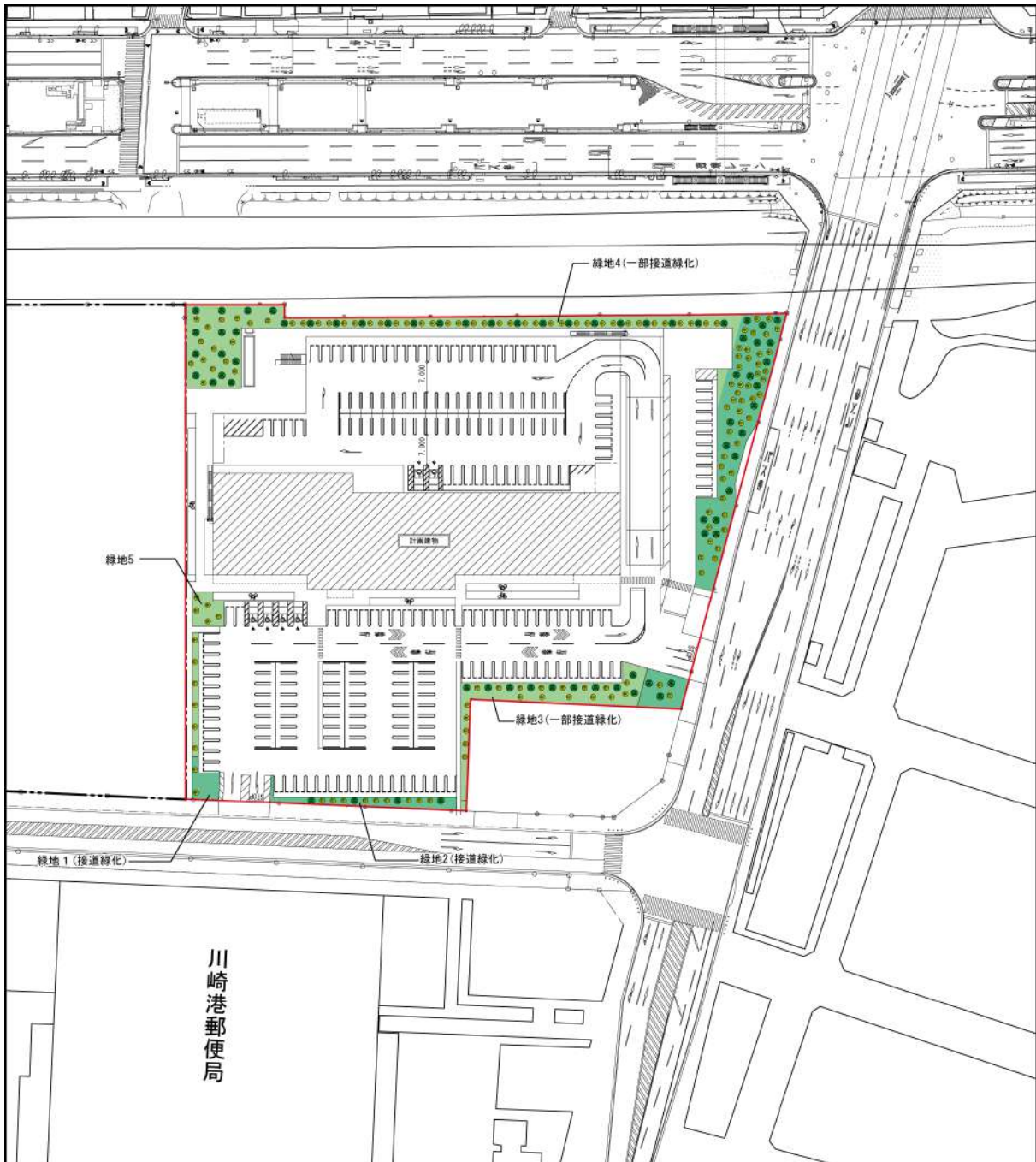
エ フェンスや構造物等により道路から見通しが妨げられていないこと。

オ 道路と緑化地の高さが概ね同一（0.5m まで）であること。

注：2. 四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

表 1.4-6 主な植栽予定樹種

区分		主要植栽 予定樹種	植栽本数	規格		
				樹高	目通周	葉張
高木	常緑	ソヨゴ シラカシ	69 本	3.0m 以上	0.18m 以上	0.8m 以上
中木	常緑	ウラジロガシ カナメモチ	137 本	1.5～ 3.0m	—	0.3m 以上
低木	常緑	シャリンバイ ジンチョウゲ ハマヒサカキ	1,641 本	0.3～ 1.5m	—	0.3m 以上
地被類		野芝 ギボウシ ジャノヒゲ	—	—	—	—

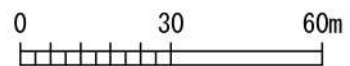


凡例

- 計画地
- 緑化地部分
- 接道緑化算定部分
- 高木
- 中木
- 隣地境界線



1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-9 緑化計画図

(2) 維持管理計画

確実な緑の回復育成を図るべく適切な維持管理を行う。

維持管理計画は次のような考え方を基本とする。

- ・植栽された樹木の目的、機能を十分に発揮させるため、樹木の特質に応じた維持管理を行う。
- ・健全育成を図るため、樹木の生育状況に応じた維持管理を行う。

年間の維持管理は、表 1.4-7 に示すとおりである。

緑化地の維持管理にあたっては、剪定、刈込み、施肥を行うとともに、病虫駆除、除草・草刈及び灌水等を計画的に行う。また、状況に応じて樹木の保護、枯損木の撤去、撤去後の植樹を行う。

また、緑化地には「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 49 号）に基づき、緑化の将来目標を明示した緑化地等表示板を設置し、周知を図る。

表 1.4-7 樹木の年間維持管理計画

管理作業	回数	作業時期												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
剪定	1～2回				■	■					■	■		
刈込み	1～2回							■	■	■	■	■		
施肥	1～2回			■	■					■	■			
病虫駆除	1～2回				■	■				■	■			
除草・草刈	1～2回				■	■				■	■			
灌水	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

(3) 植栽基盤整備計画

植栽基盤は、必要土壌量以上の良質な客土を用いて整備する計画である。また緑化地は透水性を確保しつつ、樹木等の育成に必要な土壌厚以上を確保し、植栽予定樹種に応じた適切な植栽基盤の整備を行う。

1.4.6 交通計画

(1) 自動車等動線計画

本事業の供用時における自動車等動線計画は、図 1.4-10(1)～(2)、図 1.4-11 に示すとおりである。また、方面別の走行台数は表 1.4-8 に示すとおりである。

施設関連車両の主要な走行ルートは、主要地方道 6 号東京大師横浜線、市道南幸町渡田線、一般県道 101 号扇町川崎停車場線、市道鋼管通 66 号を想定している。

施設関連車両の来客車両及び従業員車両は片道で、休日 227 台/時、平日 149 台/時、荷さばき車両は 30 台/日、ピーク時は 10 台/時を計画している。

表 1.4-8 方面別の走行台数

区 分	方面別走行台数（台/時、片道）					合 計
	①川崎駅	②大師	③鶴見区	④八丁畷	⑤扇町	
休日	約 136	約 36	約 26	約 29	約 0	約 227
平日	約 84	約 25	約 17	約 21	約 2	約 149

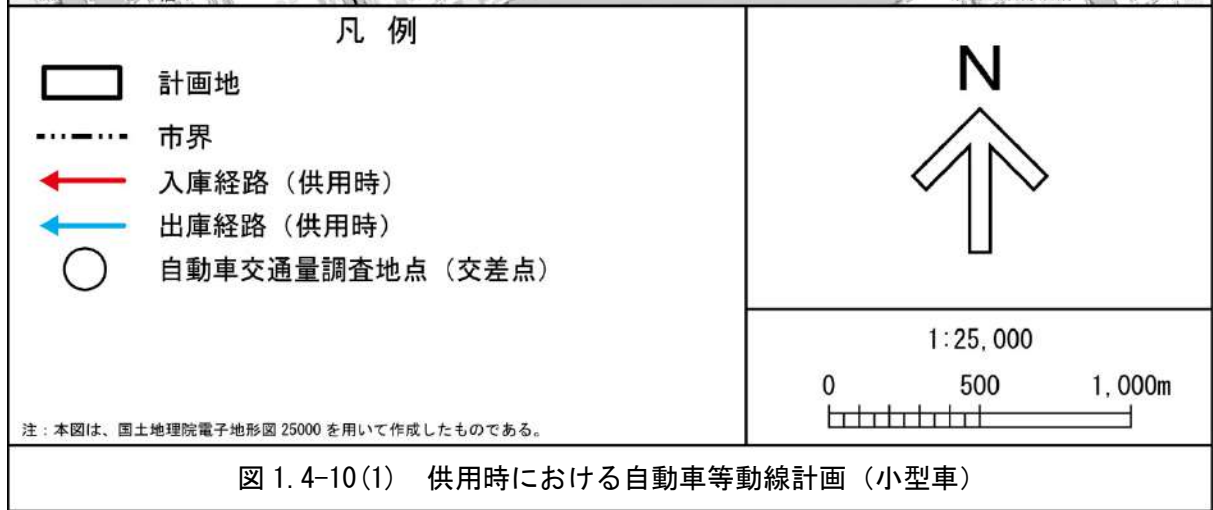
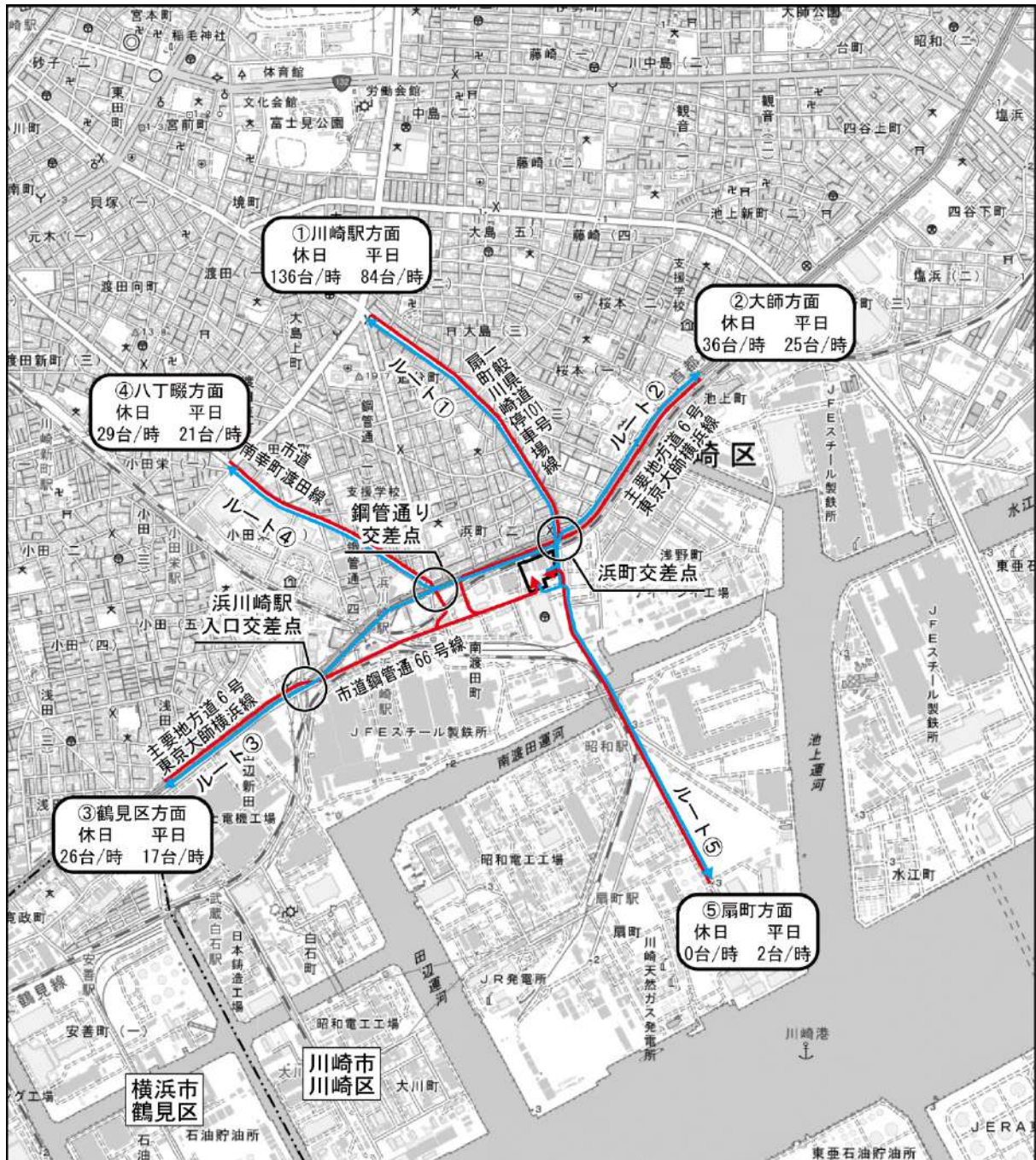
注：四捨五入や台数調整等の関係から合計が合わない場合がある。

(2) 歩行者等動線計画

本事業の供用時における歩行者等動線計画は、図 1.4-12 に示すとおりである。

歩行者は接道である東西道路及び一般県道 101 号扇町川崎停車場線の歩道を通行し、計画地南側及び東側の歩行者出入口から計画建築物に出入りする計画である。

自転車駐輪場は計画建築物の南側に設ける計画である。自転車は接道である東西道路及び一般県道 101 号扇町川崎停車場線を通行し、計画地南側及び東側の自転車出入口から出入りする計画である。



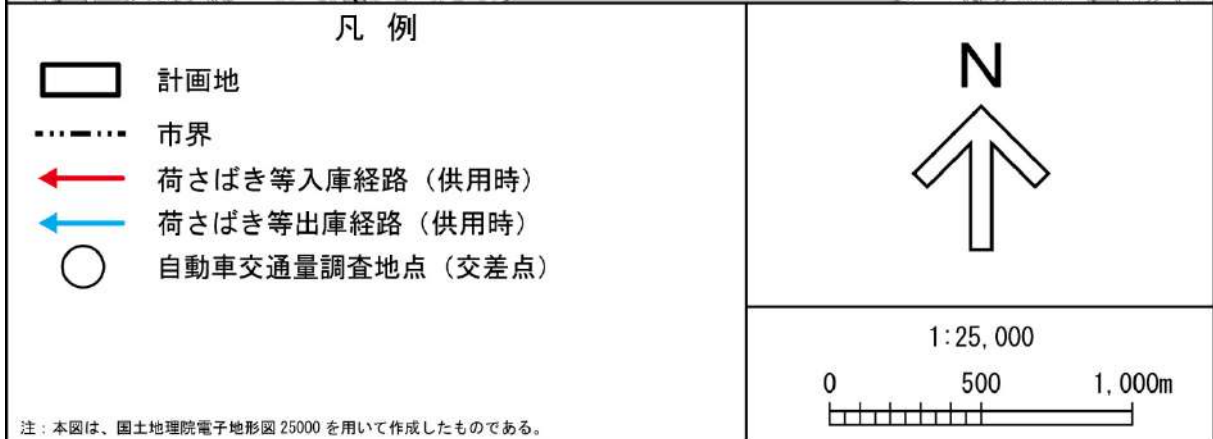
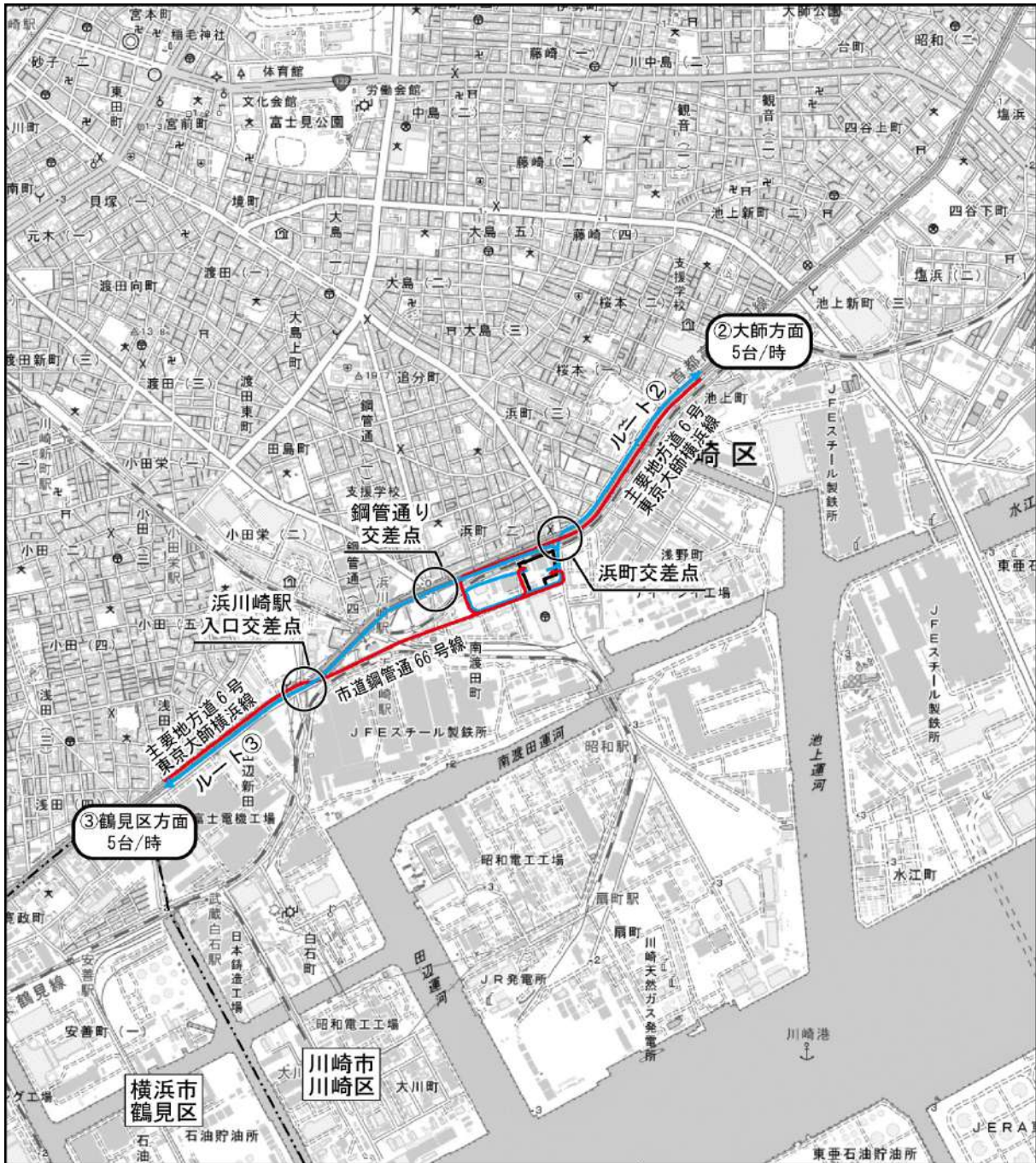
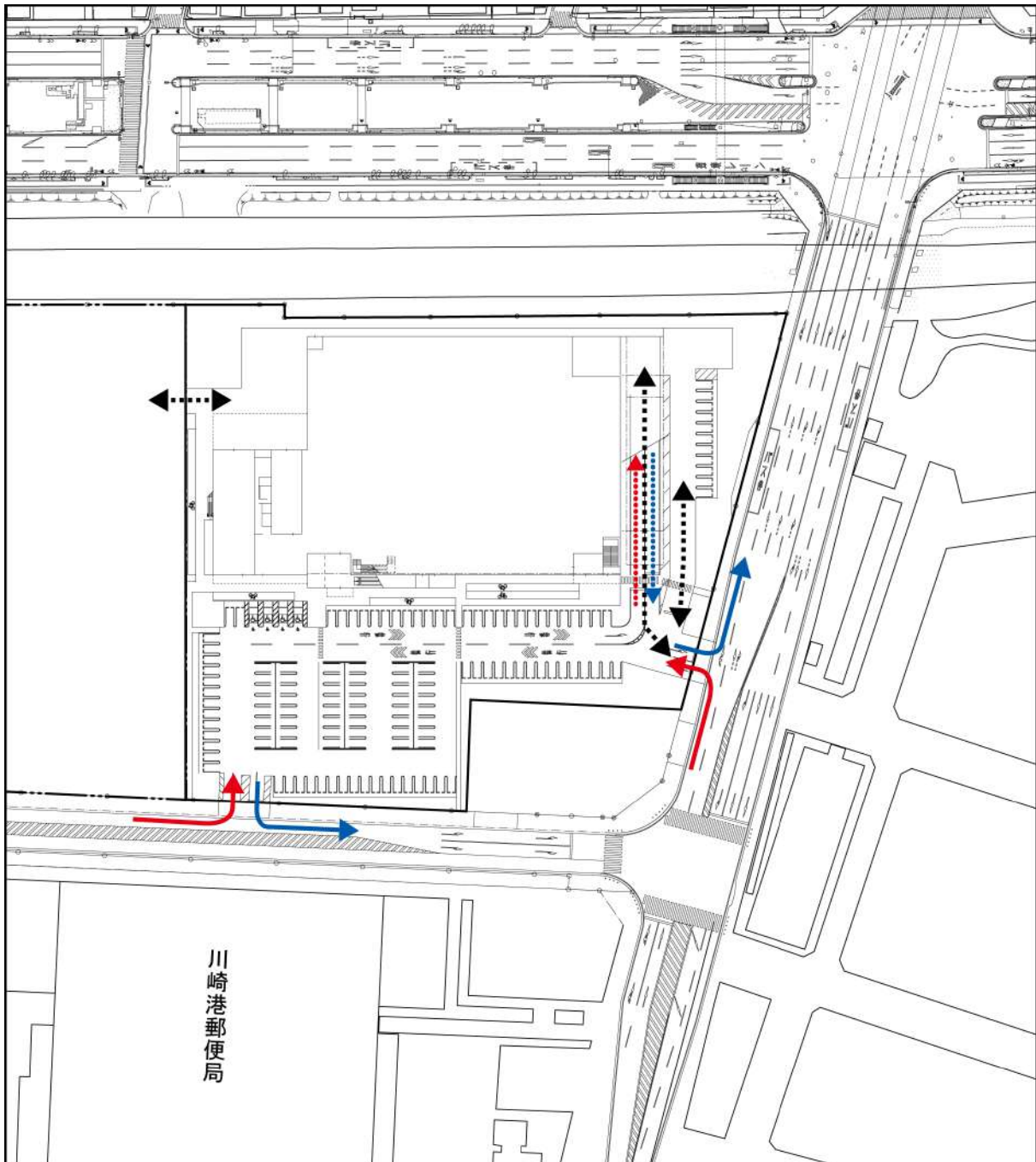







図 1.4-10(2) 供用時における自動車等動線計画（大型車）

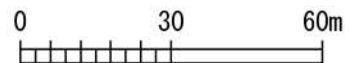


凡例

-  来客車両・荷さばき車両等入庫経路
-  来客車両・荷さばき車両等出庫経路
-  来客車両・荷さばき車両等入庫経路(場内)
-  来客車両・荷さばき車両等出庫経路(場内)
-  荷さばき車両等動線

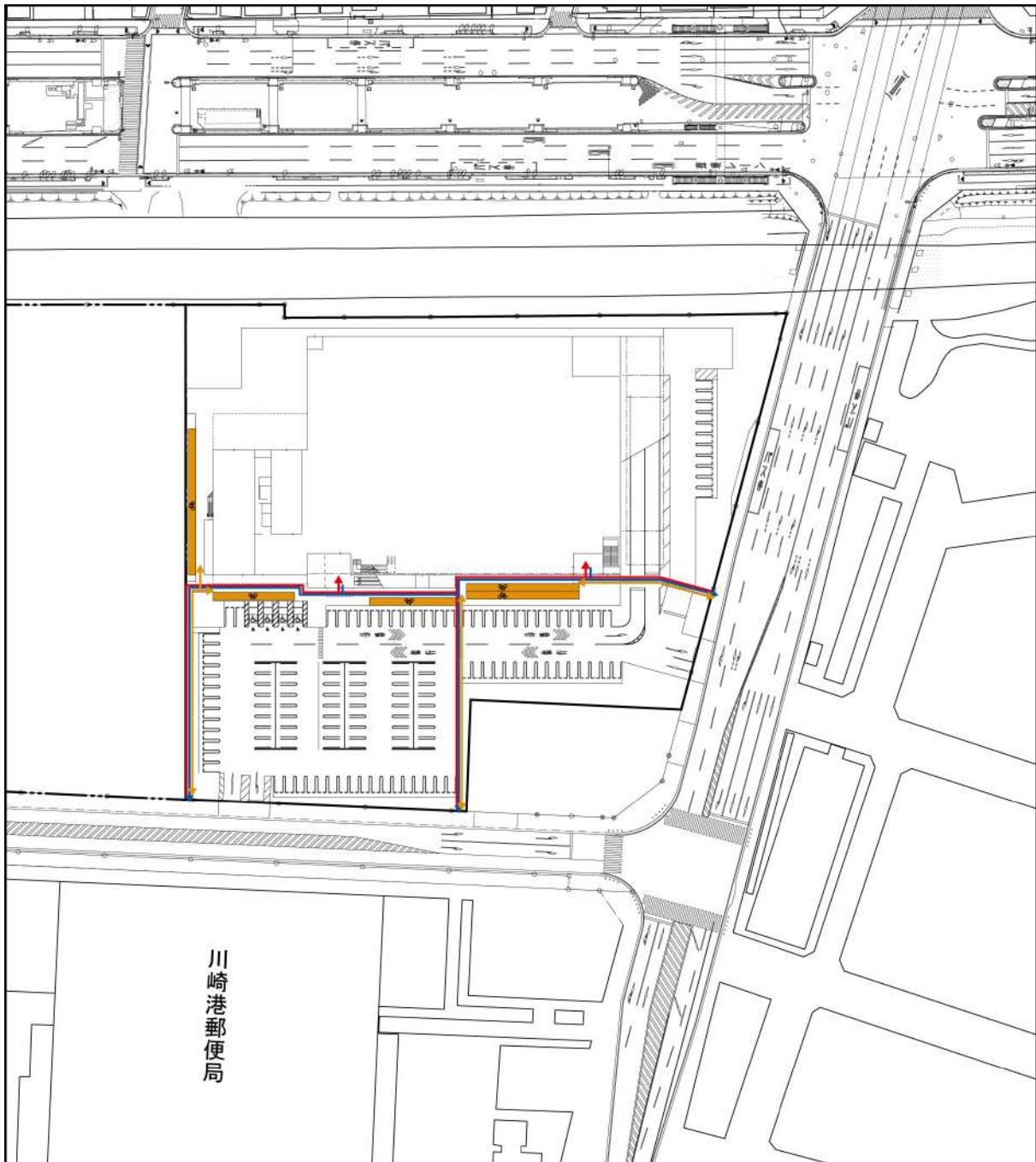


1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-11 供用時における自動車等動線計画（来客、荷さばき等）



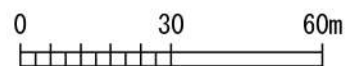
川崎港郵便局

凡例

-  計画地
-  歩行者入場動線
-  歩行者退場動線
-  自転車入出庫動線
-  駐輪場



1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-12 供用時における歩行者等動線計画（歩行者、自転車）

1.4.7 供給施設計画

(1) 給水施設計画

給水施設計画は図 1.4-13 に示すとおりである。

計画地への給水は、東西道路より給水引込管を設ける計画である。

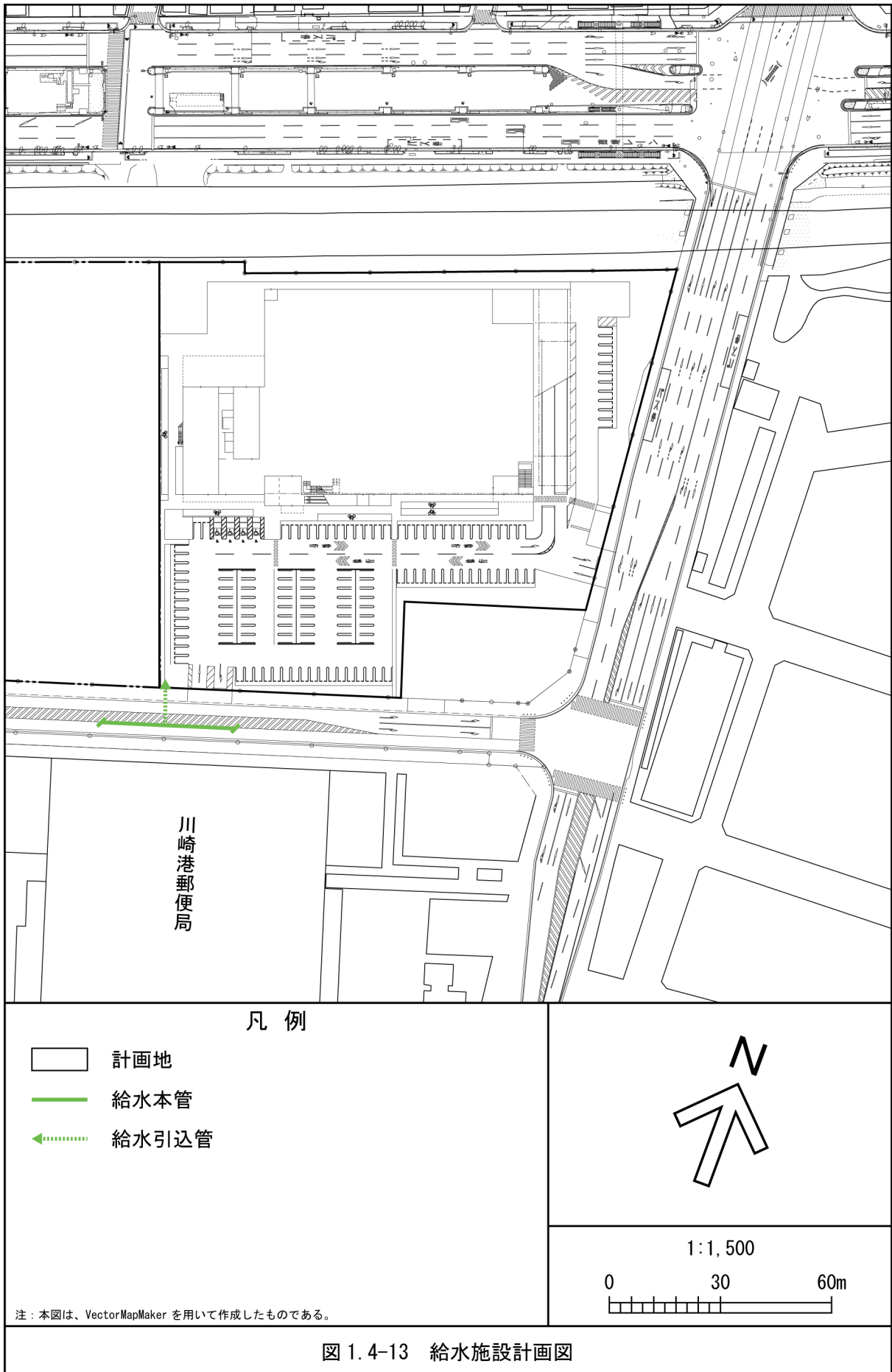
(2) 電力供給計画

電力供給計画は図 1.4-14 に示すとおりである。

計画地への電力供給は、東西道路より普通高圧 1 回線を引き込む計画である。

(3) ガス供給計画

本施設での都市ガスの利用については、協議・検討中である。



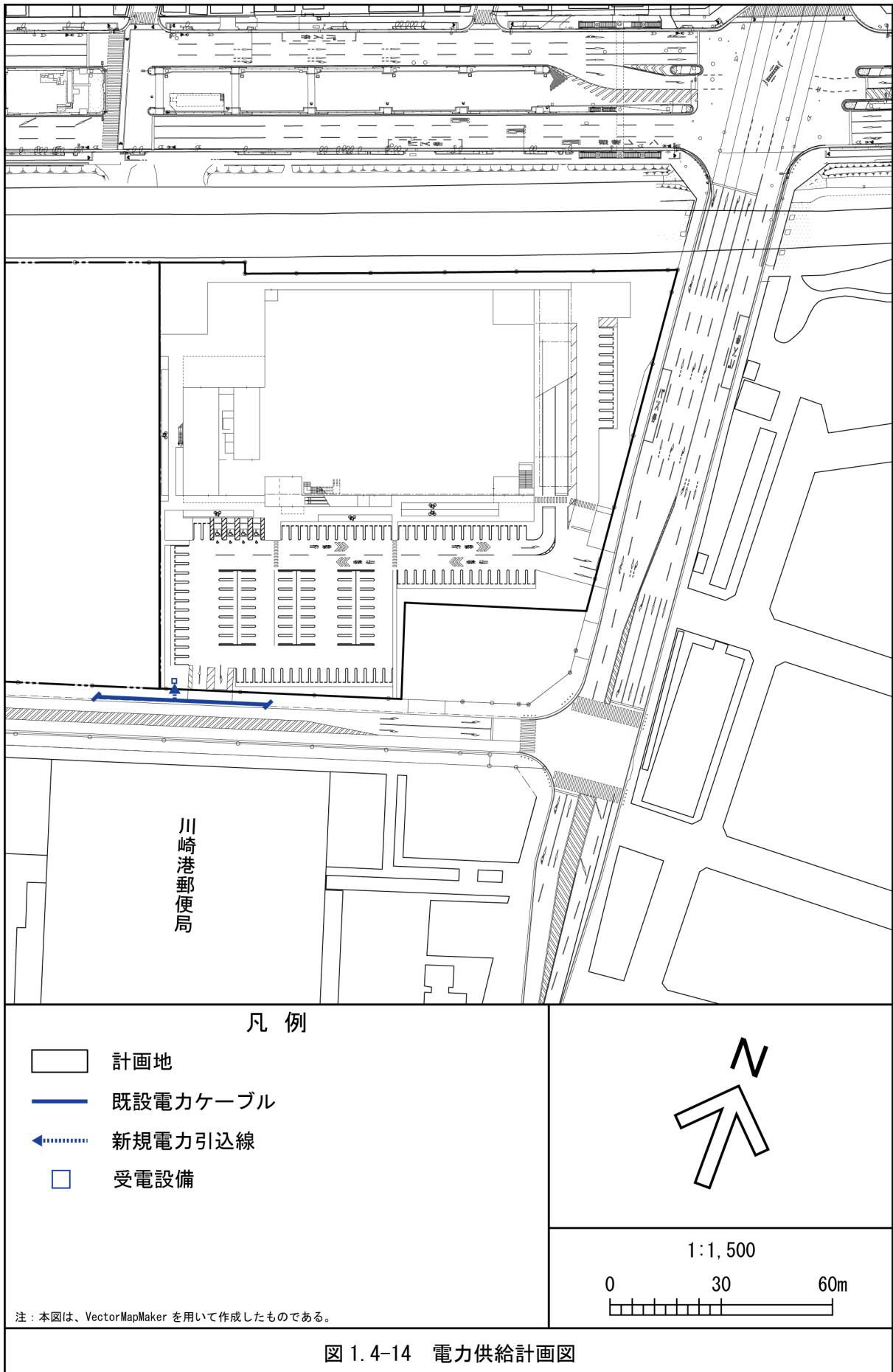


図 1.4-14 電力供給計画図

1.4.8 排水施設計画

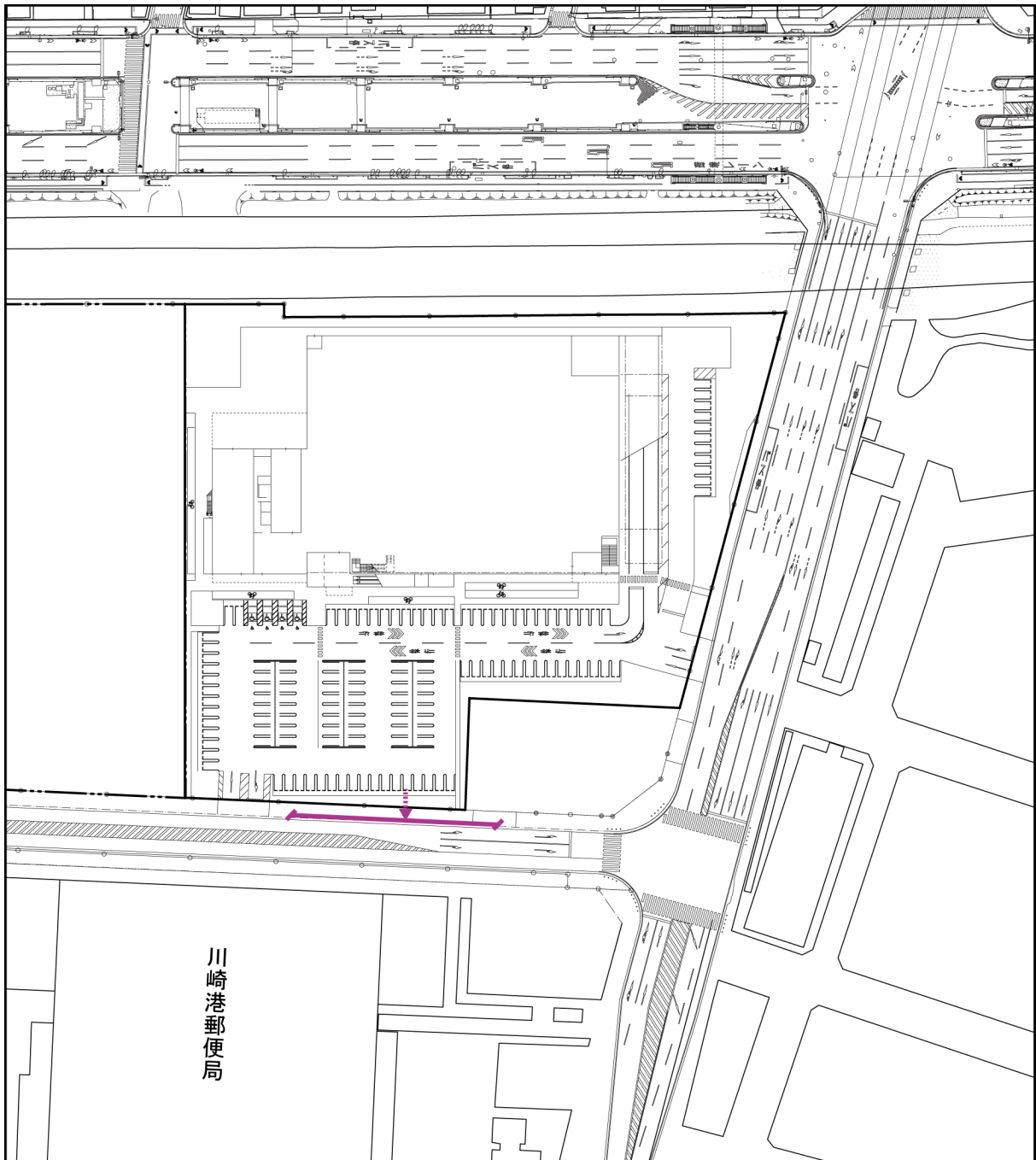
(1) 排水計画

排水計画は図 1.4-15 に示すとおりである。

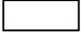


本施設の排水は、新設下水配管を利用し接道の東西道路の下水本管（合流式）に接続する計画である。

(2) 雨水排水計画

雨水排水計画については、建築物の地下または屋外に雨水貯留槽を設ける計画であるが、設置場所や容量は検討中である。雨水排水は下水本管（合流式）へ接続する計画である。

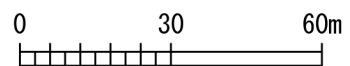


凡 例

-  計画地
-  下水本管（合流式）
-  新設下水配管



1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-15 生活排水・汚水排水計画図

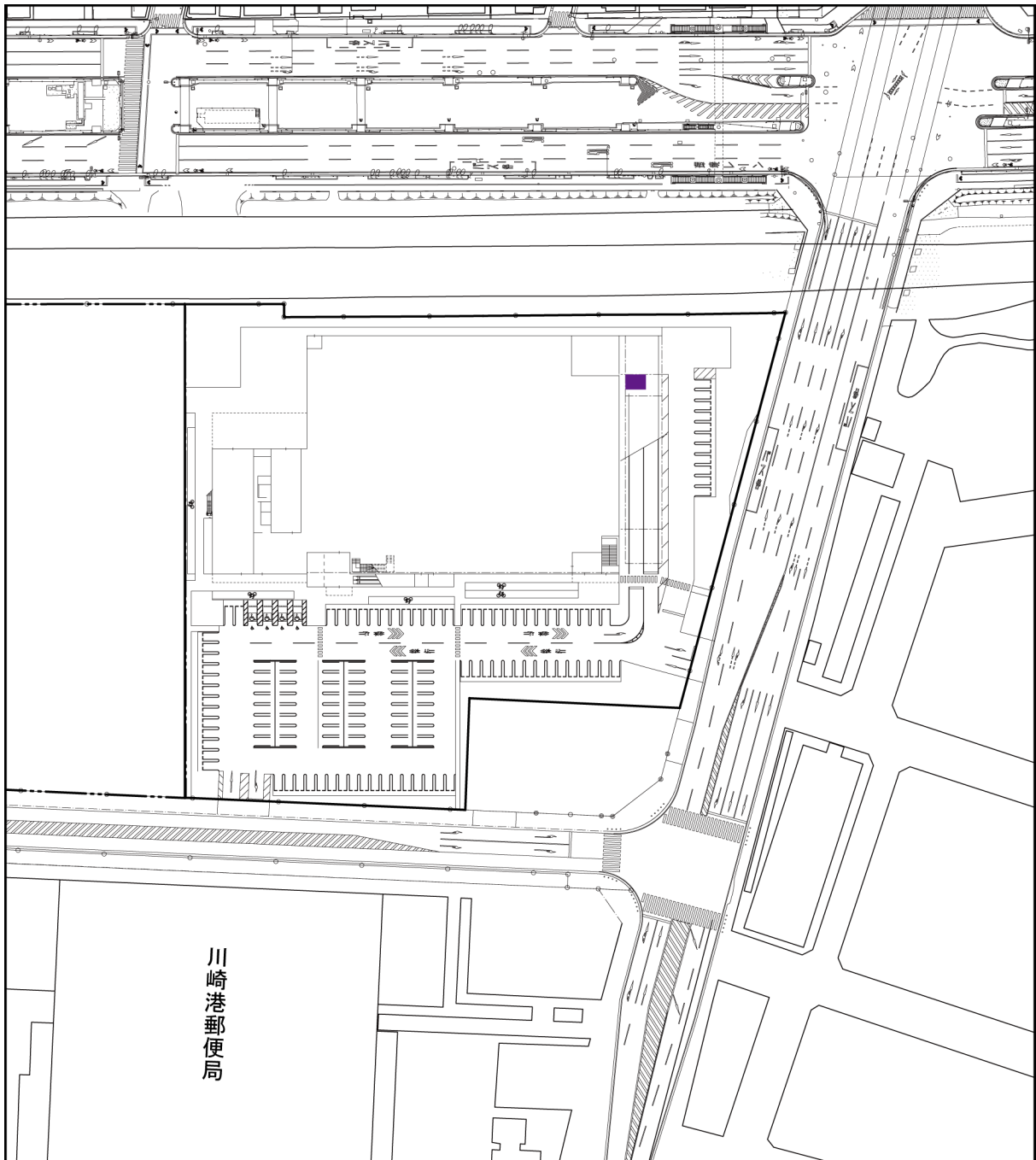
1.4.9 廃棄物処理計画

ゴミ置き場の位置は図 1.4-16 に示すとおりである。

計画建築物内のスペースにゴミ置き場を設置する計画である。

本事業では事業系一般廃棄物、産業廃棄物の排出を予定している。

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物処理業の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適切に処理する計画である。事業系一般廃棄物は、廃棄物の種類に応じ、自己搬入による川崎市の処理センターへの持ち込み、又は古紙業者及び川崎市の許可を受けた収集運搬業者等に委託し、適切に処理する計画である。

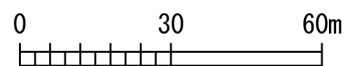


凡 例

- 計画地
- ゴミ置き場



1:1,500



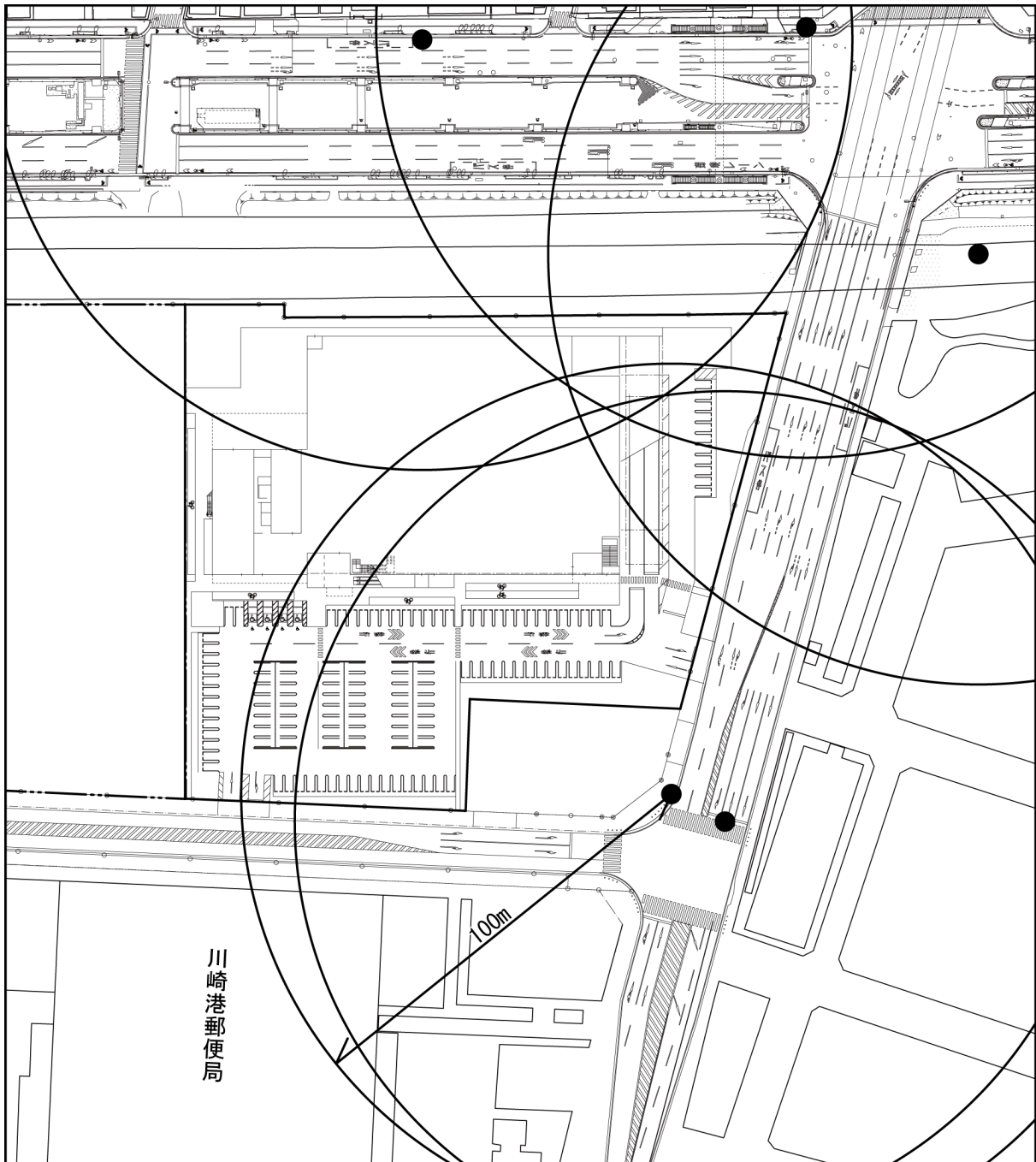
注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-16 ゴミ置き場位置図




1.4.10 防・消火計画

防・消火計画は図 1.4-17 に示すとおりである。

消火栓は既存消火栓の 100m 範囲に計画地が概ね包含されているが、一部範囲外の部分があるため、消火栓の新設を行う計画である。新設消火栓の位置は、今後の関係機関との協議において決定する。

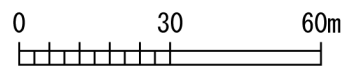


凡 例

-  計画地
-  既設消火栓位置
-  既設消火栓の消防水利圏域



1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-17 防・消火計画図

1.4.11 熱源計画

本事業で利用する空調は電気による熱源方式とし、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に定めるばい煙発生施設及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 50 号）に定める排煙に係る指定施設に該当する設備は設置しない計画である。

本計画で使用する室外機等は、1 階及び 2 階の設備スペースに設置予定である（詳細は「4.4.1 騒音」（p. 246～249）を参照）。

1.4.12 施工計画

(1) 工事概要

主な工種別工事内容は表 1.4-9 に、工種概要は以下に示すとおりである。計画地は、更地であるため、計画建築物を建設する「新築工事」を行う計画である。

表 1.4-9 主な工種別工事内容

工 種	主要工事内容	主要建設機械	
新築工事	ア. 準備・仮設工事	建設工事を始める前に行う準備作業	バックホウ(0.1~0.7m ³) ダンプ(4~10t) トラック(4~10t)
	イ. 杭・地盤改良工事	建物を支える地盤の強度や安定性を向上させるために行う工事	バックホウ(0.1~0.7m ³) 発電機(50~149kVA) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	ウ. 山留工事	地下工事や掘削時に周囲の土砂が崩れないように支える工事	バックホウ(0.1~0.7m ³) ラフタークレーン(20・50t) 発電機(50~149kVA) ダンプ(4~10t) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	エ. 基礎躯体工事	建物の基礎部分を構築する工事	バックホウ(0.1~0.7m ³) ラフタークレーン(20・50t) 発電機(50~149kVA) ダンプ(4~10t) コンクリートミキサー車(2~4.5m ³) コンクリートポンプ車(4~10t) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	オ. 仕上工事	建物の外装・内装を仕上げる工事	ラフタークレーン(20・50t) 発電機(50~149kVA) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	カ. 設備工事	建物に必要な設備を設置する工事	ラフタークレーン(20・50t) 発電機(50~149kVA) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	キ. 外構工事	建物の外部空間を整備する工事	バックホウ(0.1~0.7m ³) ラフタークレーン(20・50t) 発電機(50~149kVA) ダンプ(4~10t) コンクリートミキサー車(2~4.5m ³) コンクリートポンプ車(4~10t) トラック(4~10t) トレーラー(25t) アスファルトローラー(2~8t) アスファルトフィニッシャー(2.3~6m)

ア 新築工事

(ア) 準備・仮設工事

建設工事を始める前に行う準備作業。現場の整地、仮囲い、仮設道路、仮設事務所や電気・水道の設置など、工事を安全かつ円滑に進めるための環境を整える。

(イ) 杭・地盤改良工事

建築物を支持する地盤の強度および安定性を向上させるために実施する工事。軟弱地盤や支持力不足の地盤に対して行われ、建物の不同沈下や傾斜を防止することを目的とする。

(ウ) 山留工事

地下工事や掘削時に周囲の土砂が崩れないように支える工事。鋼矢板やH形鋼などを使って土留め壁を設置し、周辺構造物や地盤の安定を確保する。

(エ) 基礎躯体工事

建物の基礎部分を構築する工事。鉄筋コンクリートの基礎スラブや基礎梁を施工し、建物全体を支える重要な構造体を形成する。また、移動式クレーンを用いて鉄筋、型枠等の資材揚重を行い、コンクリートポンプ車にてコンクリート打設を行う。

(オ) 仕上工事

建物の外装・内装を仕上げる工事。壁、床、天井の仕上げ、塗装、タイル貼り、建具取り付けなど、見た目や機能を整える工程。

(カ) 設備工事

建物に必要な設備を設置する工事。給排水、電気、空調、換気、防災設備など、生活や業務に不可欠な機能を整える。

(キ) 外構工事

建物の外部空間を整備する工事。駐車場、歩道、植栽、フェンス、門扉など、敷地全体の景観や利便性を向上させる。

全体の工事工程は、表 1.4-10 に示すとおりである。

表 1.4-10 工事工程表

工事工程	着工後延べ月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
準備・仮設工事												
杭・地盤改良工事												
山留工事												
基礎躯体工事												
仕上工事												
設備工事												
外構工事												
建設機械 (台/日)	①パッパ	1	1	5	8	3	4	0	3	3	3	3
	②77ターレーン	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0
	③発電機	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	④ダンプ	0	15	0	15	10	15	0	0	5	10	30
	⑤コンクリートミキサー車	0	0	0	60	30	10	50	10	10	10	5
	⑥コンクリートポンプ車	0	0	0	3	2	1	3	1	1	1	0
	⑦トラック	2	5	7	15	18	18	24	18	22	30	36
	⑧トレーラー	0	0	1	3	4	4	5	4	5	6	7
	⑨7.577ターレーン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	⑩7.577ターレーン/エンジン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計(1日台数)	3	21	15	104	75	54	89	36	49	63	88	60
建設機械 (台/月)	0.1~0.7m ³	25	25	125	125	200	75	100	0	75	75	75
	25~50 t	0	0	0	25	25	25	25	25	25	25	0
	50~149KVA	0	0	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	4~10 t	0	50	0	300	200	100	0	0	40	50	200
	2~4.5m ³	0	0	0	350	100	30	350	20	20	30	10
	4~10 t	0	0	0	75	50	25	75	25	25	25	0
	4~10 t	0	20	33	62	71	71	92	73	76	92	104
	25 t	0	0	7	13	14	14	18	15	15	18	21
	2~8t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	2.3~6m	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
合計(月延べ台数)	25	95	215	1,000	710	390	710	208	326	365	585	317
工事車両	搬出入車両 (建設機械④~⑧)	2	20	8	96	64	48	82	33	43	57	52
	1日台数(台/日)	0	70	40	800	435	240	535	133	176	215	360
	月間合計(台/月)	0	2	11	24	27	37	49	71	88	87	106
	通勤車両	0	10	135	305	295	400	610	815	875	840	998
合計	2	22	19	120	91	85	131	104	131	144	185	
合計	0	80	175	1,105	730	640	1,145	948	1,051	1,055	1,358	
合計	0	80	175	1,105	730	640	1,145	948	1,051	1,055	1,358	

注：四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

(2) 仮設計画

仮設計画は図 1.4-18 に示すとおりである。

工事中は、各棟の敷地外周には鋼版製の仮囲い(高さ約 1.8m)を設置する計画である。また、工事ゲートについて、敷地南側の東西道路に 1 箇所設置する計画である。

(3) 工事中排水計画

工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により濁水処理した後、公共下水(合流式)へ放流し、適正な排水の維持に努める。

(4) 工事の作業時間

工事の作業時間は、内装工事などの屋内での静作業を除き、原則として午前 8 時～午後 6 時(休憩時間 正午から午後 1 時、日曜日を除く)までとし、前後 1 時間程度は工事の準備及び片付け等を実施する。

ただし、コンクリート打設等のように工事の性質上、作業の中断が困難である場合や天候などの事情により作業時間及び日程に変更が生ずる場合等の事情により作業時間及び日程に変更がある場合には、工事を行うことがある。

(5) 交通安全対策

工事用車両出入口には誘導員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努める計画である。

(6) 工事用車両運行計画

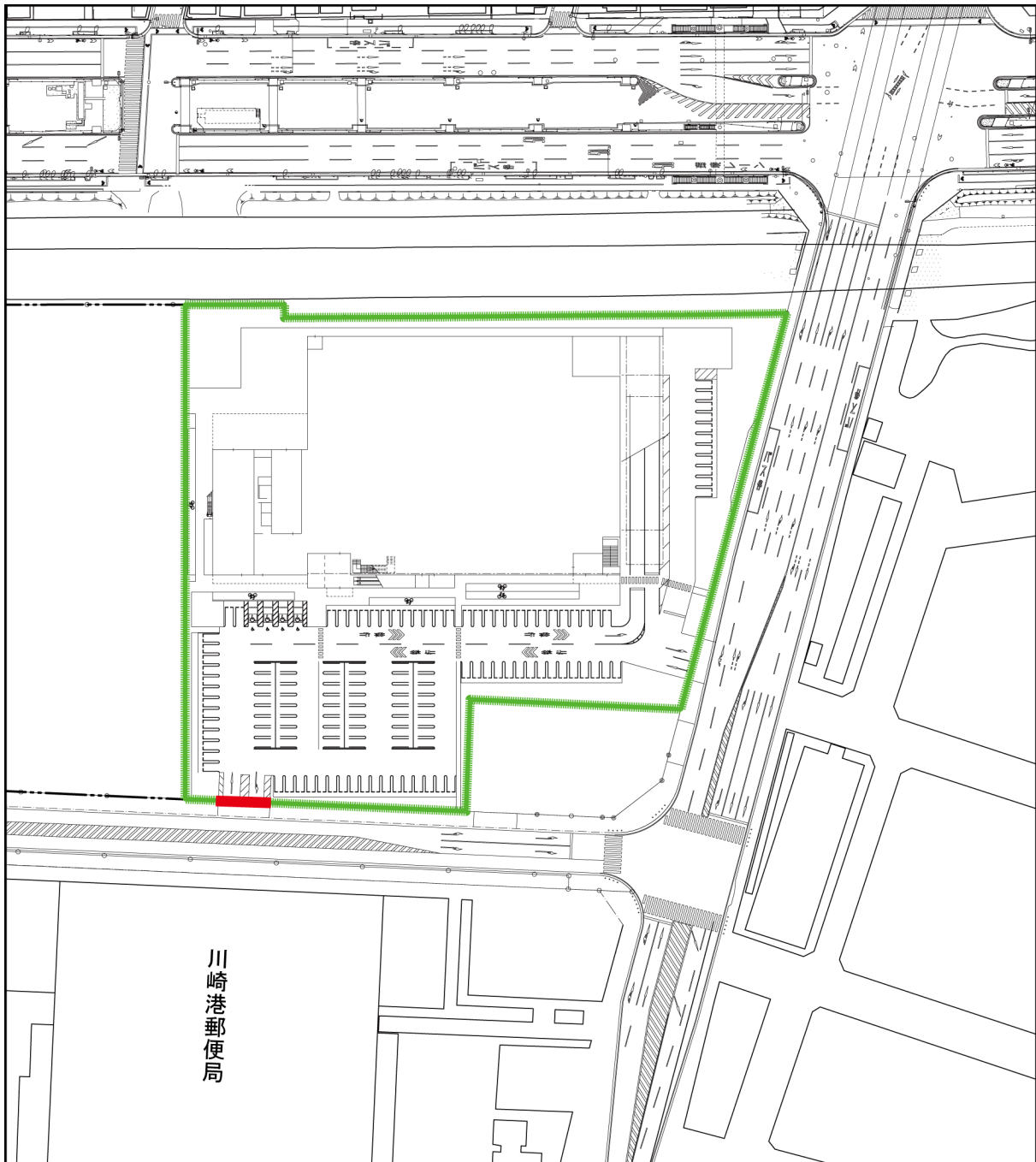
工事用車両の走行ルートは図 1.4-19(1)～(2)に示すとおりである。

工事用車両は、東西道路から計画地へ大型車は右折入庫、小型車は右左折入庫する。退場時は左折出庫し浜町交差点を経由して各方向へ走行する計画である。

工事用車両の計画ピーク日台数を、表 1.4-11 に示す。1 日あたりの工事用車両のピーク日台数は、着工後延べ月で 11 ヶ月目の 185 台/日である。搬出入車両(大型車)が 79 台/日、小型車車両が 106 台/日を計画している。



表 1.4-11 工事用車両の計画ピーク日台数(片道台数)

区分	着工後延べ月 11 ヶ月目
搬出入車両(大型車)	79 台/日
通勤用車両(小型車)	106 台/日
合計	185 台/日



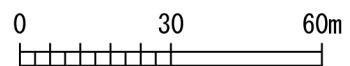
川崎港郵便局

凡例

-  仮囲い(1.8m)
-  工事用ゲート

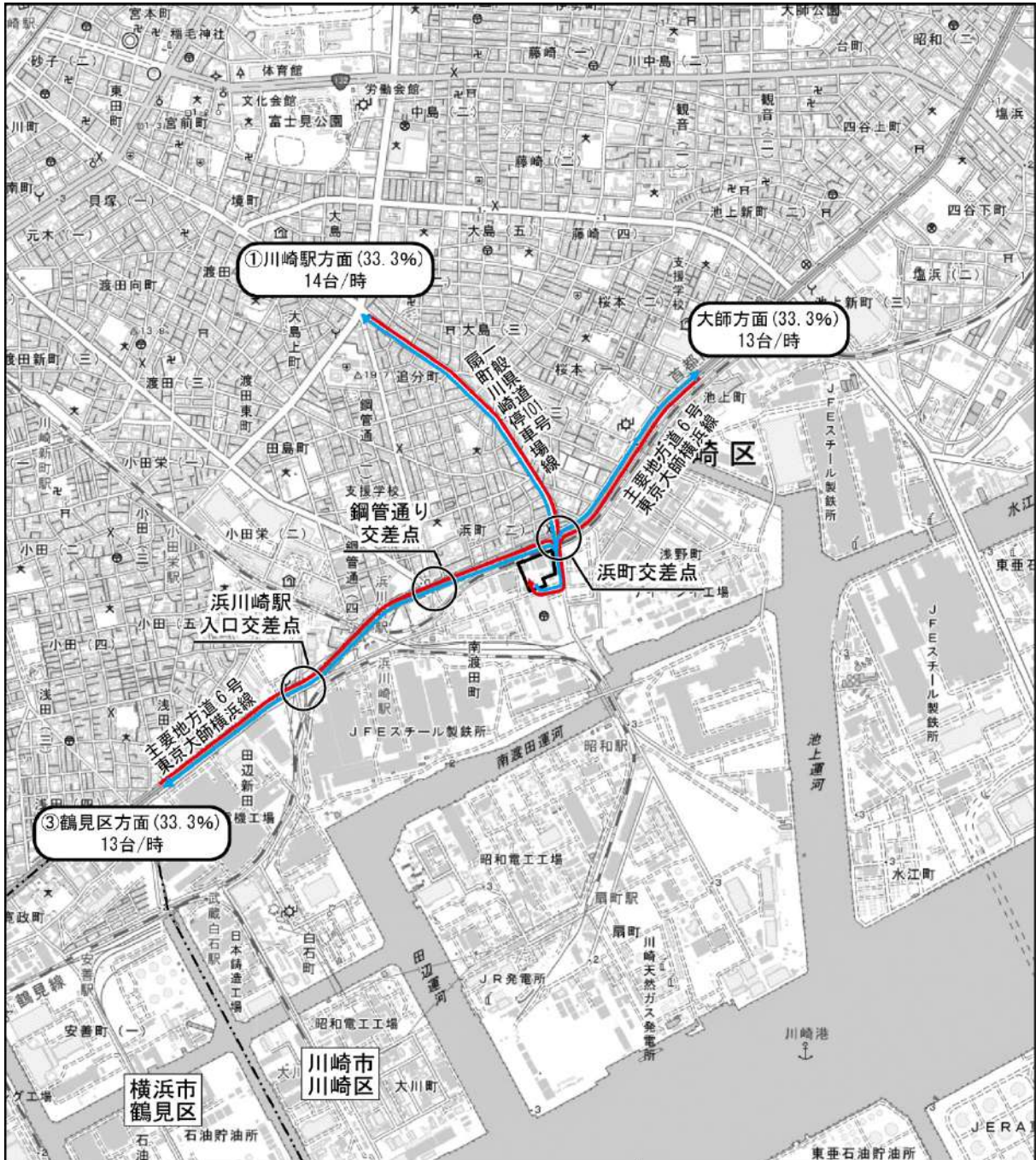


1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

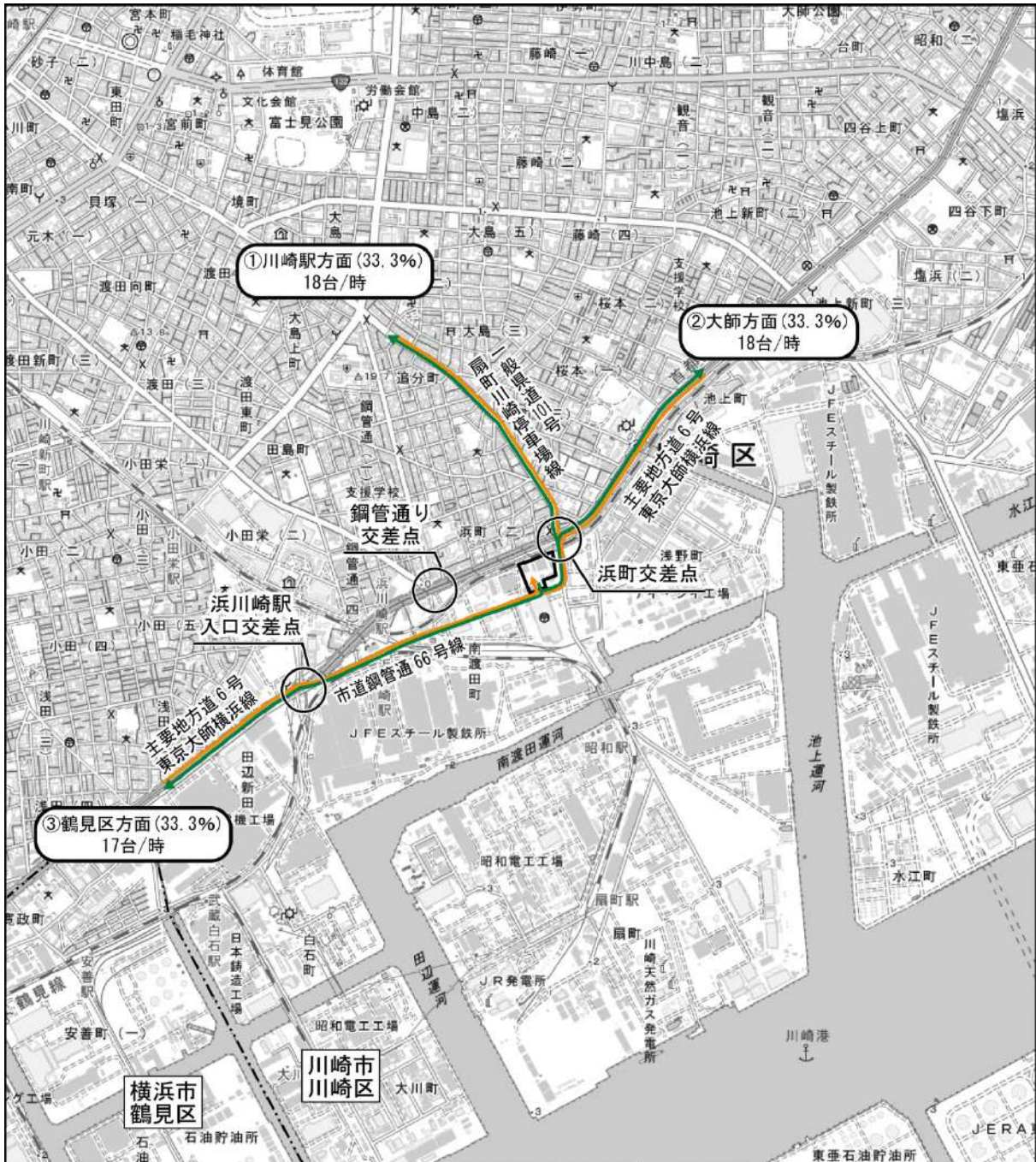
図 1.4-18 仮設計画及び工事車両出入口図



凡例		
	計画地	
	市界	1:25,000
	出庫経路 (工事用車両 大型車)	
	入庫経路 (工事用車両 大型車)	
	交通混雑予測地点	

注：本図は、国土院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

図 1.4-19(1) 工事用車両走行ルート (大型車)



凡例		
	計画地	
	市界	<p>1:25,000</p>
	出庫経路 (工事用車両 小型車)	
	入庫経路 (工事用車両 小型車)	
	交通混雑予測地点	
<p>注：本図は、国土院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。</p>		
<p>図 1.4-19(2) 工事用車両走行ルート (小型車)</p>		

(7) 工事中の安全対策及び環境保全対策

工事に係る安全対策及び環境保全対策として、次の事項を実施する計画である。

ア 安全対策

- ・工事実施に先立ち、指揮・命令系統を記載した現場体制表を作成し、責任体制を明確にし、外部からの問い合わせにも適切かつ迅速に対応できるようにする。
- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・工事用車両出入口に誘導員を配置し、歩行者、特に通学中の児童の安全確保と交通渋滞等の発生防止に努める。
- ・工事用車両の運転者に対し、適宜安全運転教育を実施し、交通法規を遵守することはもとより交通安全施設が十分でない箇所などでは特に徐行運転を心がけることや横断歩道前では歩行者等の確認を十分に行うなどの安全運転を徹底し、歩行者及び自転車、一般車両の安全を確保する。
- ・工事用車両の運行管理を適切に実施し、計画地周辺の待機車両の発生防止を徹底する。
- ・工事用車両の待機場所を工事区域内に極力確保し、待機車両が発生しないよう努める。

イ 環境保全対策

- ・新築工事の土工事等では粉じん等の発生及び拡散が生じないようにするため、計画地内の散水、防じんシートの設置及び清掃を適切に実施する。
- ・建設機械については、可能な限り最新の排出ガス対策型・低騒音型を使用し、工法についても極力騒音及び振動の影響が小さい工法を採用する。
- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械が稼働する時間帯や場所の効率化・平準化に努め、建設機械の集中的な稼働を抑制する。
- ・工事用車両については、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。
- ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。
- ・建設機械の運転者に対しては、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。
- ・工事用車両の運転者に対しては、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。
- ・定期的な建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、大気汚染物質排出量、騒音、振動の増加を抑制する。
- ・定期的な工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による大気汚染物質排出量、騒音、振動の増加を抑制する。
- ・舗装工事及び防水工事は、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努める。
- ・工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した上、公共下水（合流式）に排水し、適正な排水の維持に努める。
- ・計画地が形質変更時要届出区域であることから、汚染土壌が確認されている範囲にて工事を実施する場合は、汚染土壌を土壌汚染対策法等、関係法令に基づき適切に処理する。

ウ 廃棄物等処理計画

- ・産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）を遵守して、産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者へ委託し、適正な処理を行う。
- ・産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日改正、国土交通省）等に基づき資源化の促進を図る。
- ・建設発生土は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成11年神奈川県条例第3号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき資材の有効な利用の促進を図るとともに、適正な処理を行う。

(空白ページ)

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

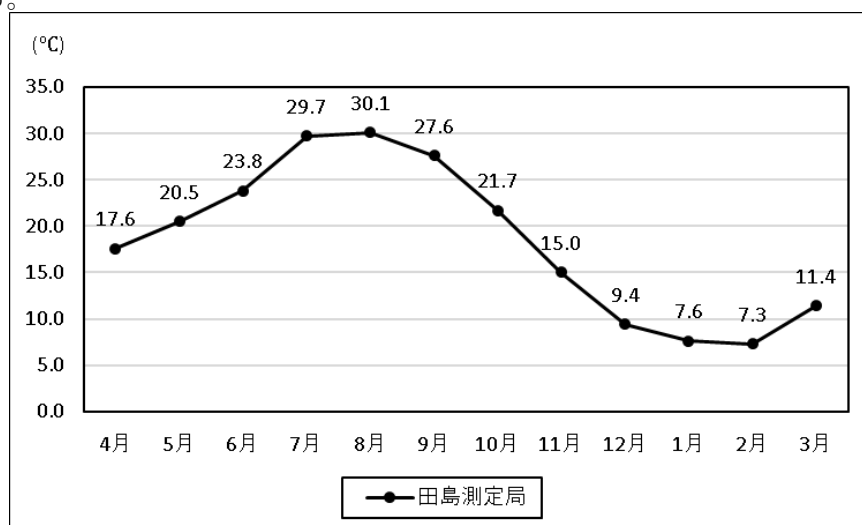
2.1 計画地及びその周辺地域の概況

2.1.1 気象の状況

(1) 気温

計画地最寄りの一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）である田島測定局における令和6年度の月別平均気温は、図2.1-1に示すとおりである（測定局の位置は、図2.1-3を参照）。

月別平均気温が最も高いのは8月、最も低いのは2月であり、年間平均気温は18.5℃である。



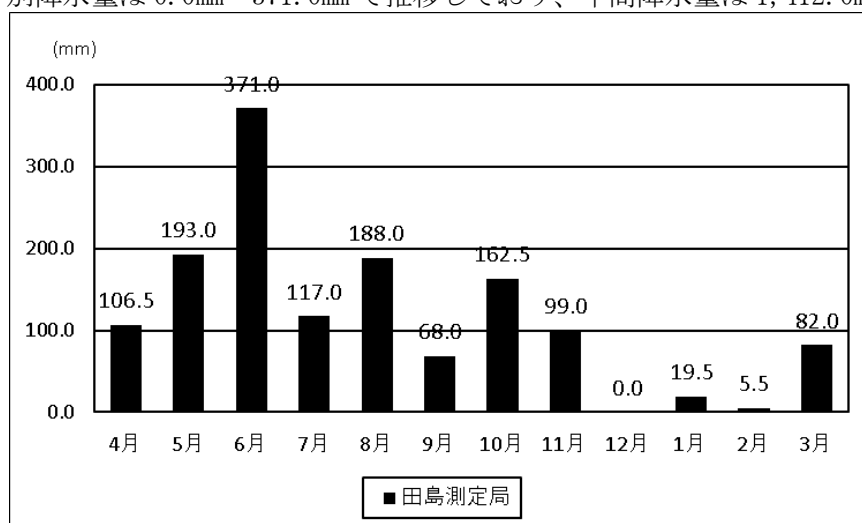
出典：「川崎市大気データ」（令和7年9月閲覧、川崎市HP）

図 2.1-1 月別平均気温（令和6年度）

(2) 降水量

計画地最寄りの一般局である田島測定局における令和6年度の月別降水量は、図2.1-2に示すとおりである（測定局の位置は、図2.1-3を参照）。

月別降水量は0.0mm～371.0mmで推移しており、年間降水量は1,412.0mmである。



出典：「川崎市環境局環境総合研究所 資料」（令和7年7月受領、川崎市）

図 2.1-2 月別降水量（令和6年度）

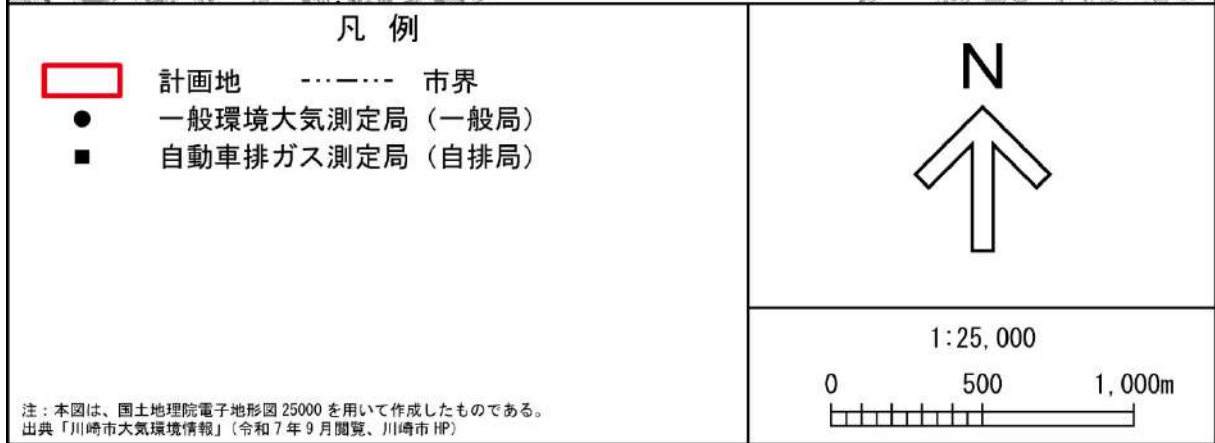
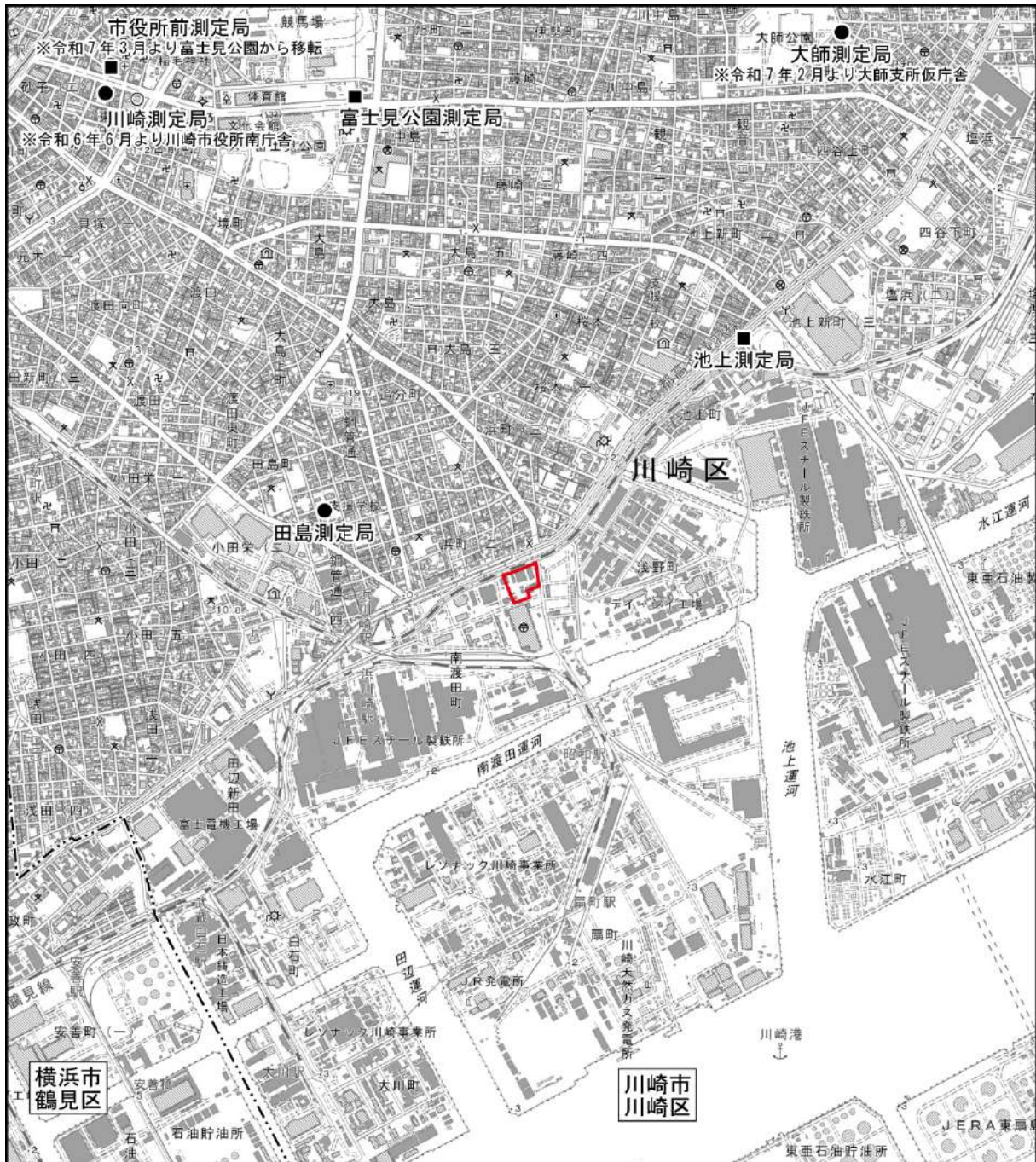


図 2.1-3 計画地周辺の大気汚染常時監視測定局の位置

(3) 風向・風速

計画地最寄りの一般局である田島測定局及び大師測定局における令和6年度の月別最多風向及び月別平均風速は表2.1-1に、年間風配図及び風向別平均風速は図2.1-4に示すとおりである。

田島測定局における年間平均風速は1.1m/s、年間最多風向は北北東であり、5月～8月に南寄りの風向が卓越する傾向がみられる。

大師測定局における年間平均風速は2.9m/s、年間最多風向は南であり、5月～9月に卓越する傾向がみられる。

表2.1-1 田島測定局及び大師測定局における最多風向及び平均風速（令和6年度）

年月	田島測定局			大師測定局			
	最多風向	出現率 (%)	平均風速 (m/s)	最多風向	出現率 (%)	平均風速 (m/s)	
令和6年	4月	北北東	15.4	1.1	北東	10.8	2.9
	5月	南	23.3	1.4	南	26.6	3.7
	6月	南	21.5	1.1	南	24.8	2.9
	7月	南南東	19.1	1.1	南	15.4	2.8
	8月	南南東	20.1	1.3	南	19.3	3.4
	9月	北北東	18.8	1.3	南	11.9	3.5
	10月	北北東	23.1	1.0	北西	10.6	2.9
	11月	北北東	24.3	0.9	北西	7.6	2.7
	12月	西南西	13.0	0.8	北西	3.0	2.4
令和7年	1月	西南西	22.7	0.9	北西	5.0	2.7
	2月	西南西	19.7	1.1	北北西	3.8	2.5
	3月	北北東	13.5	1.2	北北西	5.3	2.4
年間	北北東	13.7	1.1	南	7.2	2.9	

注：1. 最多風向がCalm (0.4m/s以下)の際には、次点を掲載した。

注：2. 出現率は、Calmの出現率は無視し、16方向の出現率の合計=100%で計算した。

注：3. 平均風速は、各月・年間通じての値で、Calmの時の風速も計算に入れている。

出典：「川崎市大気データ」（令和7年9月閲覧、川崎市HP）

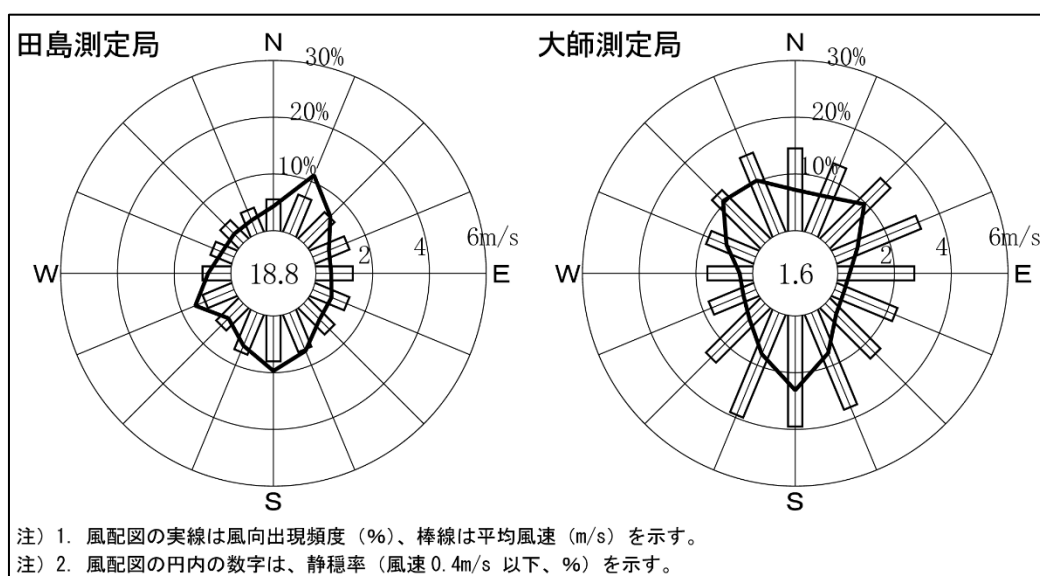


図2.1-4 田島測定局及び大師測定局における年間風配図（令和6年度）

2.1.2 地象の状況

計画地は川崎臨海部にあり南側に南渡田運河がある。

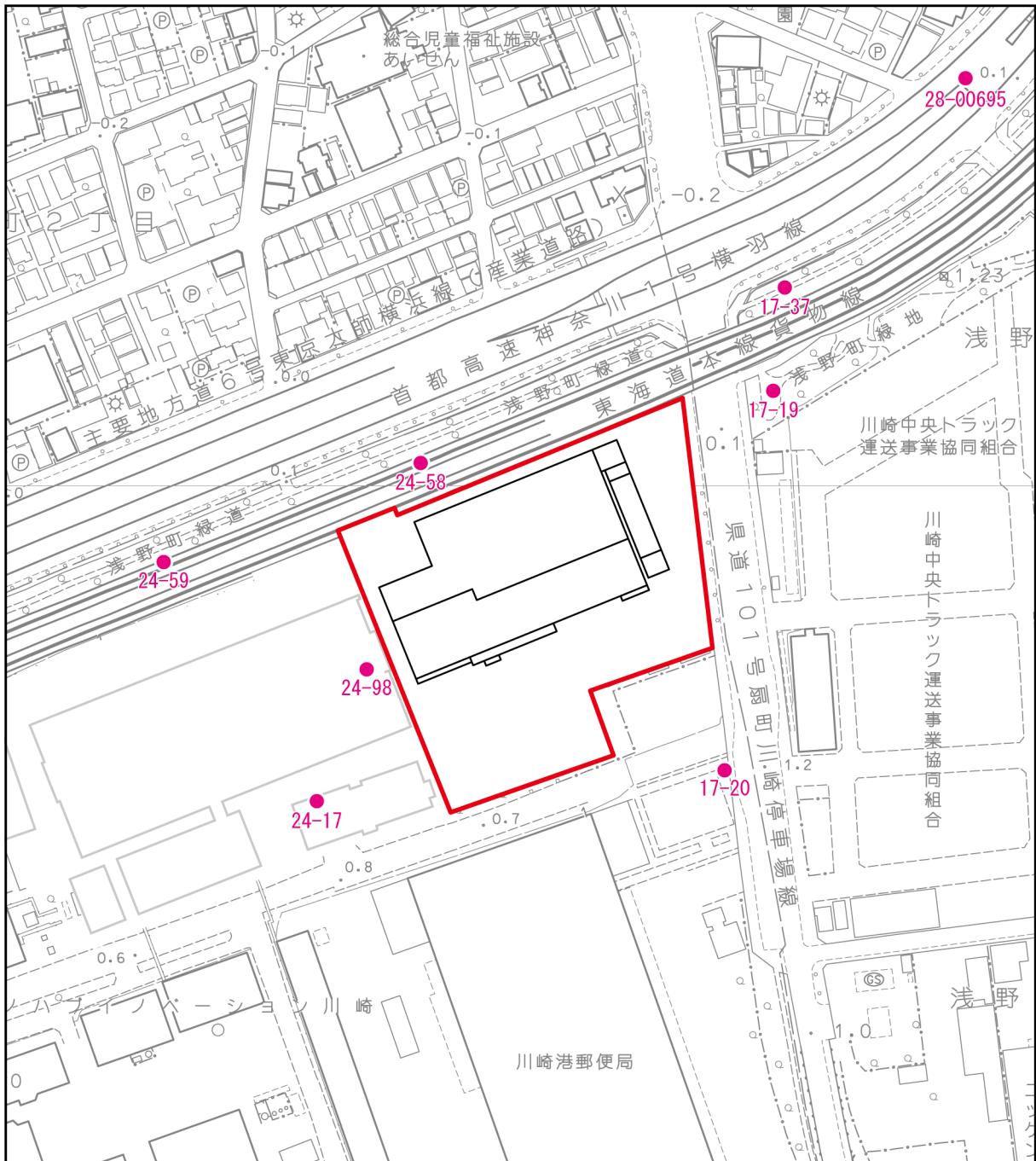
計画地及び周辺は平地で、標高（T.P. ※）は約0～2mである。

計画地及びその東側及び南側の表層地質は、人工的に埋め立てられた埋め立て土であり、北側及び西側は泥を主とする低湿地堆積物である。

また、計画地周辺において行われている地質調査地点の位置は図 2.1-5 に、柱状図は図 2.1-6 に示すとおりである。計画地最寄りの地質調査地点である地点整理番号 24-98 における土質は、地表面から深度 0.6m が盛土・表土・埋土、深度 0.6m から深度 2.2m が砂である。

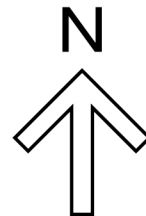
※T.P.：東京湾平均海面（地表面の海面からの高さを表す場合の基準海面）

出典：「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津表層地質図」（平成3年3月、神奈川県）

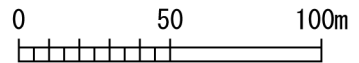


凡例

- 計画地
- 地質調査地点



1:2,500



注：本図は、川崎市地形図 2500（川崎・田島）を用いて作成したものである。
出典「ガイドマップかわさき」（令和 8 年 3 月閲覧、川崎市 HP）

図 2.1-5 計画地周辺の地質調査地点

整理番号 : 28-00695

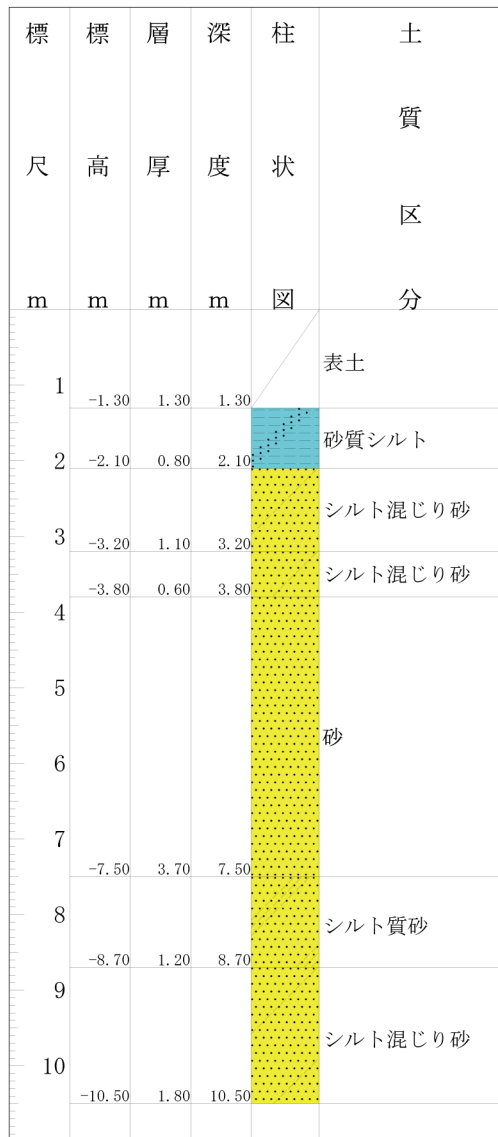


図 2.1-6(2) 地質柱状図

2.1.3 水象の状況

(1) 河川及び地下水等の状況

計画地周辺の海域及び地下水の調査地点は、図 2.1-7 に示すとおりである。計画地周辺には主だった河川は流れていない。また、湧水もない。

計画地東側の一般県道 101 号扇町川崎停車場線沿いに公共下水道（合流式）が整備されている。

出典：「下水道公共下水道台帳」（令和 7 年 9 月閲覧、川崎市 HP）

計画地周辺の地下水位は、計画地の西側約 700m の渡田観測所（川崎区鋼管通 4-17-1）、北西側約 700m の田島観測所（川崎区鋼管通 2-3-7）及び北東側約 1.7km の観音川観測所（川崎区塩浜 2-24）の 3 か所で観測されており、令和 5 年の年平均水位（管頭から水面までの深さ）は、渡田観測所が-2.84m、田島観測所が-0.95m、観音川観測所が-1.82m である。

出典：「令和 5 年度水環境データ集」（令和 7 年 4 月、川崎市 HP）

(2) 浸水等の被害

計画地の位置する川崎区の令和 2～令和 6 年度の住家浸水被害発生状況は、表 2.1-2 に示すとおりであり、床上・床下ともに 0 棟である。

また、計画地は多摩川水系及び鶴見川水系における洪水浸水想定区域において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲とされており、浸水深の目安として多摩川水系は 3.0 m 以下、鶴見川水系は 3.0m 以下（計画地の一部は 0.5m 以下）とされている。

出典：「洪水ハザードマップ（川崎区）」（令和 7 年 1 月更新、川崎市 HP）

表 2.1-2 住家浸水被害発生状況（令和 2～令和 6 年度）

年度		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
川崎区	床上（棟）	0	0	0	0	0
	床下（棟）	0	0	0	0	0

出典：「川崎市の災害概要」（令和 7 年 6 月更新、川崎市 HP）

(3) 海象の状況

川崎港の潮位の観測は千鳥町検潮所でおこなわれており、検潮所の位置及び潮位図は、図 2.1-7 に示すとおりである。

計画地周辺の運河の水深は、計画地東側の浅野運河が-2～-6m、計画地南側の南渡田運河が-3～-7mとなっている。

出典：「川崎港港湾計画資料（その 1）－改訂－」（令和 6 年 11 月、川崎市）

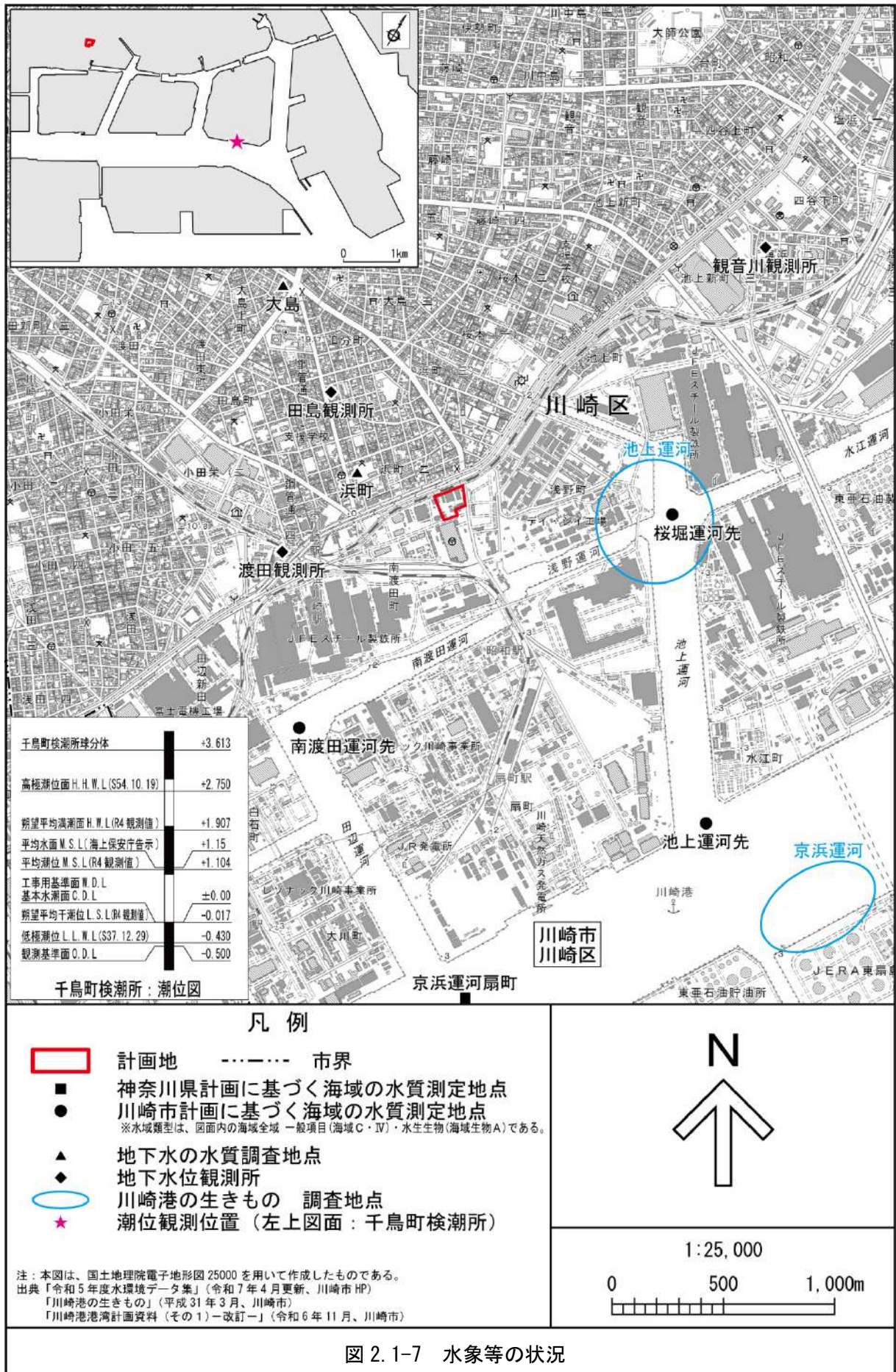


図 2.1-7 水象等の状況

2.1.4 植物、動物の状況

計画地は川崎臨海部にあり南側には南渡田運河がある。

現在の計画地は更地となっており、動物の主要な生息環境になっていない。

計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通5丁目緑地などがある。

川崎市では、平成27年度から平成30年度にかけて、川崎港の海の中に住む魚や貝などの生きものの調査が行われており、池上運河及び京浜運河で確認された生きものは、表2.1-3に示すとおりであり、確認された生きものの中に「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（2006年7月、神奈川県立生命の星・地球博物館）に掲載されている種はない（各調査地点の位置は、図2.1-7参照）。

また、川崎市内全域を対象とした野生種子植物の生育調査結果（2010年から2015年に実施）は、川崎区内において76科445種の野生種子植物が確認されており、このうち13種が「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」に掲載されている。

出典：「第8次川崎市自然環境調査報告書」

（2016年3月、川崎市教育委員会・特定非営利活動法人かわさき自然調査団）

農地の状況は、「国土情報ウェブマッピングシステム」（令和7年9月閲覧、国土交通省HP）及び「神奈川県土地利用現況図」（令和6年、神奈川県県土整備局都市部都市計画課）において計画地周辺に農地は確認できない。

表2.1-3(1) 池上運河及び京浜運河で確認された生きもの

門名	科名	和名	県RD	池上運河	京浜運河
海綿動物	—	海綿動物門	—	○	○
刺胞動物	—	ヒドロ虫綱	—	○	○
	ミズクラゲ	ミズクラゲ	—		○
	ウミサボテン	ウミサボテン	—		○
	—	ウミエラ目	—		○
	ハナギンチャク	ムラサキハナギンチャク	—		○
	ウメボシイソギンチャク	ウメボシイソギンチャク科	—		○
	タテジマイソギンチャク	タテジマイソギンチャク	—	○	○
	—	イソギンチャク目	—	○	○
軟体動物	バテイラ	コシダカガンガラ	—		○
	カリバガサガイ	シマメノウフネガイ	—	○	○
	ムシロガイ	アラムシロガイ	—	○	
	アッキガイ	アカニシ	—	○	○
		レイシガイ	—	○	○
		イボニシ	—	○	○
	クロシタナシウミウシ	クロシタナシウミウシ	—	○	○
	—	側鰓亜目	—		○
	アメフラシ	トゲアメフラシ	—	○	
	フネガイ	サルボウガイ	—		○
		フネガイ科	—	○	○
	イガイ	ホトトギスガイ	—		○
		ムラサキイガイ	—	○	○
		ミドリイガイ	—	○	○
	イタボガキ	マガキ	—	○	○
	ハボウキガイ	タイラギ	—		○
	ナミマガシワ	ナミマガシワガイ	—		○
	マルスダレガイ	ホンビノスガイ	—	○	○
アサリ		—	○	○	
オオノガイ	オオノガイ	—		○	

注：県RDは「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（2006年7月、神奈川県立生命の星・地球博物館）評価結果に掲載されている種を示す。

表 2. 1-3 (2) 池上運河及び京浜運河で確認された生きもの

門名	科名	和名	県 RD	池上運河	京浜運河
環形動物	ミズヒキゴカイ	ミズヒキゴカイ科	—	○	○
	ケヤリムシ	ケヤリムシ科	—	○	○
	カンザシゴカイ	カンザシゴカイ科	—	○	○
節足動物	フジツボ	タテジマフジツボ	—	○	
		アメリカフジツボ	—	○	○
		ヨーロッパフジツボ	—	○	○
		サンカクフジツボ	—	○	○
	ワタリガニ	イシガニ	—	○	○
苔虫動物	—	裸喉綱	—	○	○
棘皮動物	イトマキヒトデ	イトマキヒトデ	—	○	○
	キヒトデ	キヒトデ	—		○
	モミジガイ	トゲモミジガイ	—		○
		モミジガイ	—		○
	スナヒトデ	スナヒトデ	—		○
	キンコ	キンコ科	—		○
	シカクナマコ	マナマコ	—	○	○
サンショウウニ	サンショウウニ科	—		○	
脊索動物	ユウレイボヤ	ユウレイボヤ属	—	○	○
	シロボヤ	エボヤ	—	○	○
		シロボヤ	—	○	○
		シロボヤ属	—	○	○
—	ホヤ綱(群体性)	—	○	○	
脊椎動物	アカエイ	アカエイ	—		○
	ボラ	ボラ科	—		○
	メバル	メバル類	—	○	○
		メバル属	—	○	○
	コチ	マゴチ	—		○
	スズキ	スズキ	—		○
	タイ	クロダイ	—	○	○
	タカノハダイ	タカノハダイ	—	○	
	ウミタナゴ	ウミタナゴ	—	○	○
	メジナ	メジナ	—	○	
	アイナメ	アイナメ	—	○	○
	タウエガジ	ダイナンギンボ	—	○	
	イソギンボ	イソギンボ科	—	○	
	ネズッコ	ネズッコ科	—		○
	ハゼ	サビハゼ	—		○
		シモフリシマハゼ	—	○	○
		チチブ属	—	○	
		キララハゼ属	—	○	○
		ハゼ科	—	○	○
カワハギ	アミメハギ	—	○	○	
確認種類数計	—	—	0	47	63

注：県 RD は「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（2006年7月、神奈川県立生命の星・地球博物館）評価結果に掲載されている種を示す。

出典：「川崎港の生きもの」（平成31年3月発行、川崎市 HP）

2.1.5 人口、産業の状況

(1) 人口、世帯数等

計画地及びその周辺の属する川崎区及び川崎市全体の人口及び世帯数は表 2.1-4 に、計画地が位置する川崎区南渡田町とその周辺の過去 5 年間の人口及び世帯数の推移は図 2.1-8 に示すとおりである。

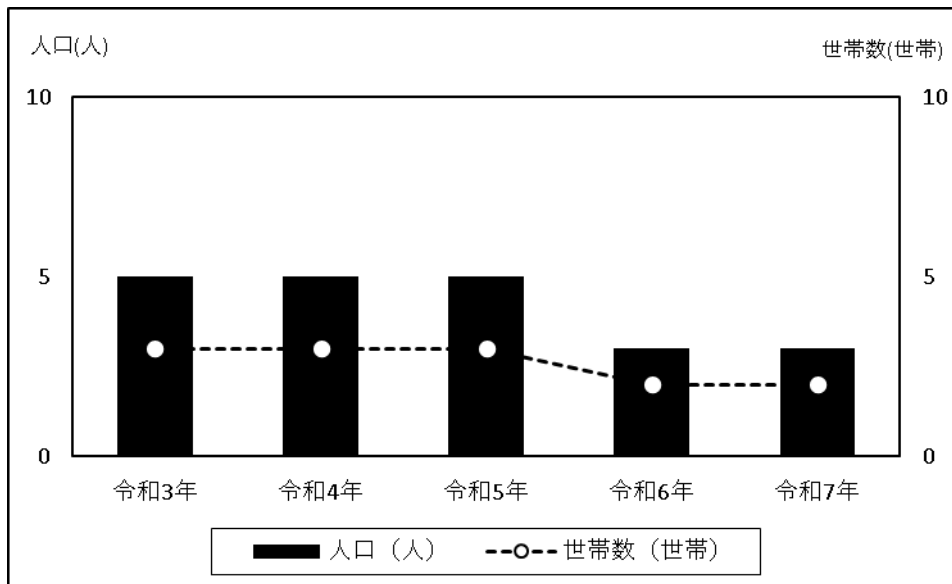
また、計画地周辺の町丁の状況は、図 2.1-9 に示すとおりである。

計画地が位置する川崎区南渡田町の人口は 3 人、世帯数は 2 世帯（令和 7 年 6 月末日現在）であり、令和 3 年以降は緩やかな減少傾向である。

表 2.1-4 人口及び世帯数等の状況（令和 7 年 6 月末日現在）

対象地域		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
川崎区	南渡田町	3	2	5
	浜町 2	2,352	1,353	18,754
	浜町 4	919	587	9,854
	鋼管通 5	42	27	756
	田辺新田	3	3	10
	白石町	26	18	74
	扇町	43	33	24
	浅野町	6	5	13
川崎区全体		235,123	136,404	5,930
川崎市全体		1,541,488	810,378	10,679

出典：「町丁別世帯数・人口（令和 7 年 6 月現在）」（令和 7 年 7 月更新、川崎市 HP）



出典：「町丁別世帯数・人口」（令和 7 年 9 月閲覧、川崎市 HP）

図 2.1-8 川崎区南渡田町の人口及び世帯数の推移（各年 6 月末日現在）

(2) 産業分類別事業所及び従業者数

計画地の属する川崎区及び川崎市全体の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 2.1-5 に示すとおりである。

川崎区における従業者数では、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」の順となっている。

表 2.1-5 産業分類別事業所数及び従業者数（令和3年6月1日現在）

産業大分類		川崎市		川崎区	
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
A～R	全産業	41,223	547,471	10,362	158,157
A、B	農林漁業	74	561	4	45
C	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
D	建設業	4,108	31,236	1,196	10,563
E	製造業	2,838	68,560	816	28,124
F	電気・ガス・熱供給・水道業	41	685	14	266
G	情報通信業	930	35,867	165	6,436
H	運輸業、郵便業	1,248	34,806	773	21,252
I	卸売業、小売業	8,150	105,391	2,068	25,187
J	金融業、保険業	456	7,851	126	2,806
K	不動産業、物品賃貸業	4,349	17,190	835	3,606
L	学術研究、専門・技術サービス業	2,159	24,081	462	5,677
M	宿泊業、飲食サービス業	4,848	45,674	1,350	12,604
N	生活関連サービス業、娯楽業	3,208	18,319	719	4,529
O	教育、学習支援業	1,515	21,624	223	2,792
P	医療、福祉	4,841	85,460	777	14,412
Q	複合サービス事業	144	3,430	35	1,509
R	サービス業（他に分類されないもの）	2,314	46,736	799	18,349

注：「-」は該当数字がないもの。

出典：「川崎市の経済 ―令和3年経済センサス活動調査結果（確報）―」（令和6年2月発行、川崎市HP）

2.1.6 土地利用の状況

(1) 用途地域の指定状況

計画地の土地利用規制状況は表 2.1-6 に、計画地及びその周辺における用途地域の指定状況は図 2.1-10 に示すとおりである。

計画地は、工業地域に指定されている。

表 2.1-6 計画地の土地利用規制状況

区分	規制状況
都市計画区域	市街化区域
用途地域	工業地域
建蔽率	60%
容積率	300%

出典：「ガイドマップかわさき」（令和7年9月閲覧、川崎市HP）

(2) 土地利用の状況

計画地及びその周辺における土地利用の状況は、図 2.1-11 に示すとおりである。

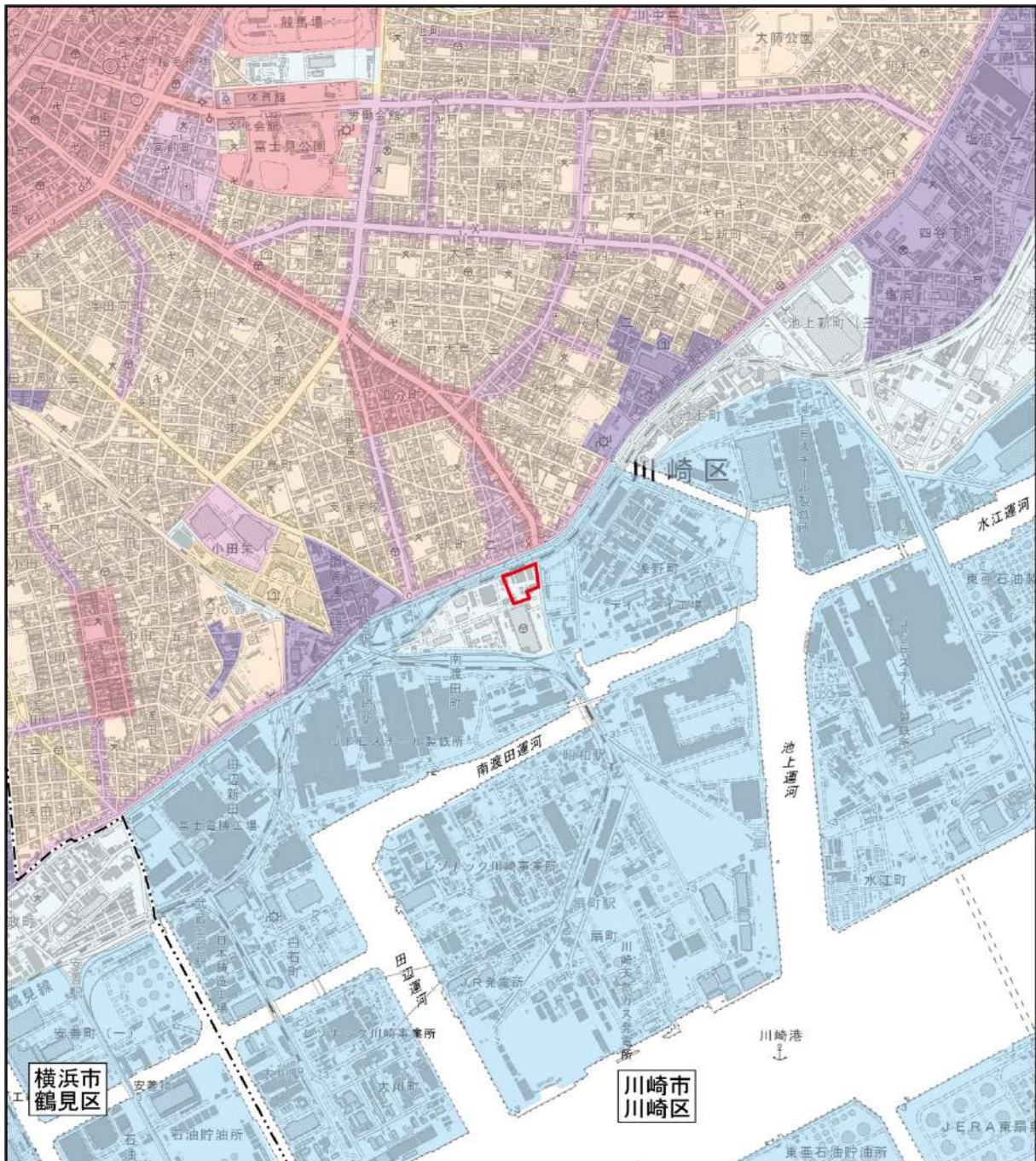
計画地及びその周辺は、業務施設用地、公共用地、公共空地、運輸施設用地、道路用地・鉄道用地等で構成されている。

計画地の現況写真撮影位置は図 2.1-12 に、現況写真は写真 2.1-1 に示すとおりである。

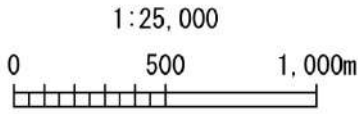
(3) 周辺の開発状況

計画地周辺における開発状況は、扇町で2件の物流倉庫及び南渡田町で1件の研究施設の建設が計画されている。3件ともに川崎市環境影響評価に関する条例の手続きを実施しており、車両動線が重複する区間がある。

- ① 「GLP 川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価書」
（令和6年7月、川崎2ロジスティック特定目的会社）
- ② 「（仮称）ニトリ川崎DC新築工事に係る条例環境影響評価書」
（令和7年1月、株式会社ニトリ）
- ③ 「（仮称）南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書」
（令和7年3月、ヒューリック株式会社）

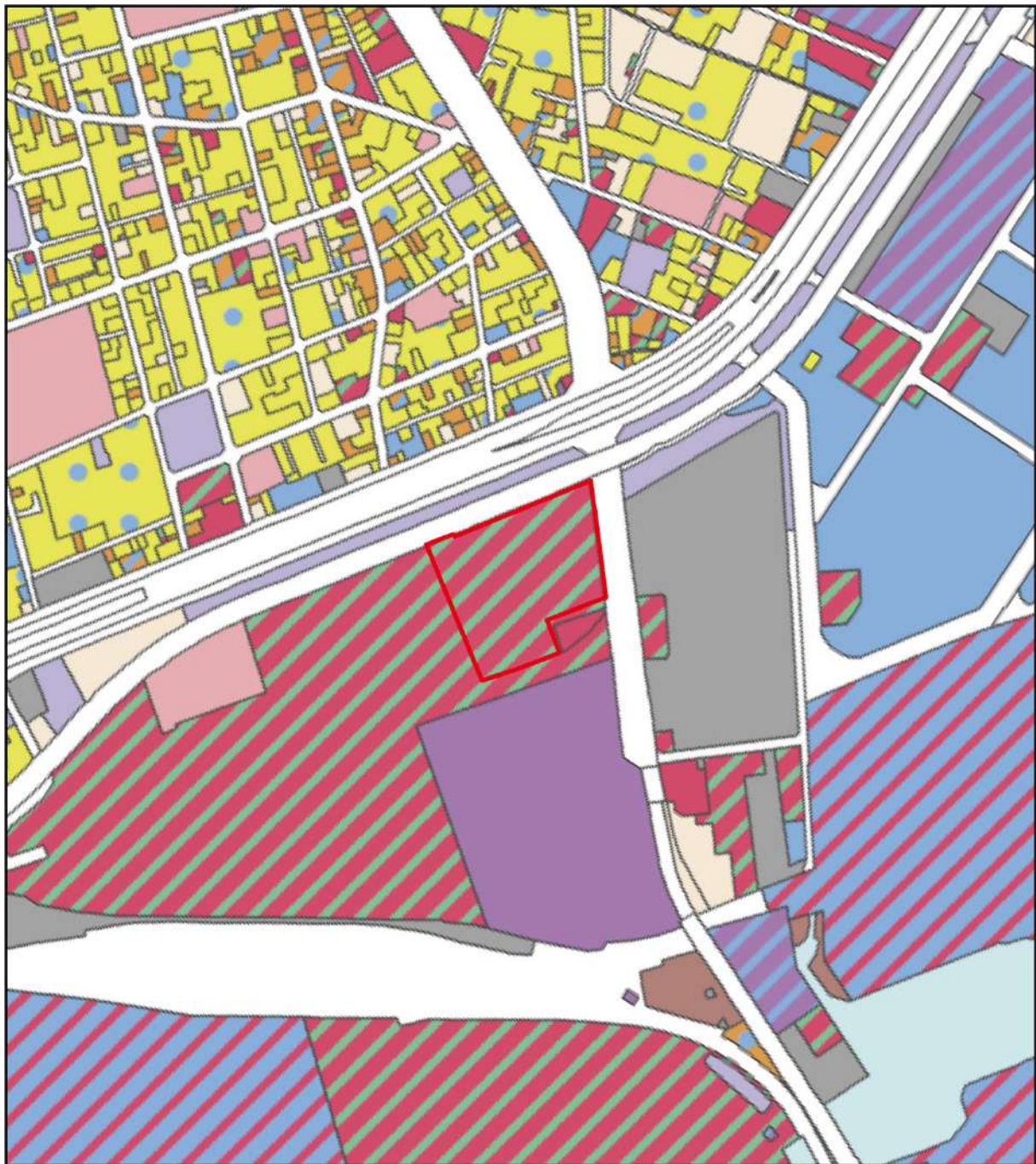


- 凡 例**
- 計画地
 - 市界
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域



注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
 出典「国土数値情報ダウンロード 都市計画決定情報データ」(令和7年8月閲覧、国土交通省 HP)

図 2.1-10 用途地域図



凡例

計画地

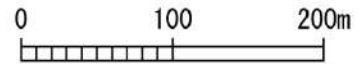
【川崎市】自然的土地利用
荒地、海浜、河川敷

【川崎市】都市的土地利用

- | | |
|----------|-----------|
| 住宅用地 | 軽工業用地 |
| 集合住宅用地 | 運輸施設用地 |
| 店舗併用住宅用地 | 公共用地 |
| 併用集合住宅用地 | 供給処理施設用地 |
| 業務施設用地 | 文教・厚生用地 |
| 商業用地 | 公共空地 |
| 重化学工業用地 | その他の空地 |
| | 道路用地・鉄道用地 |

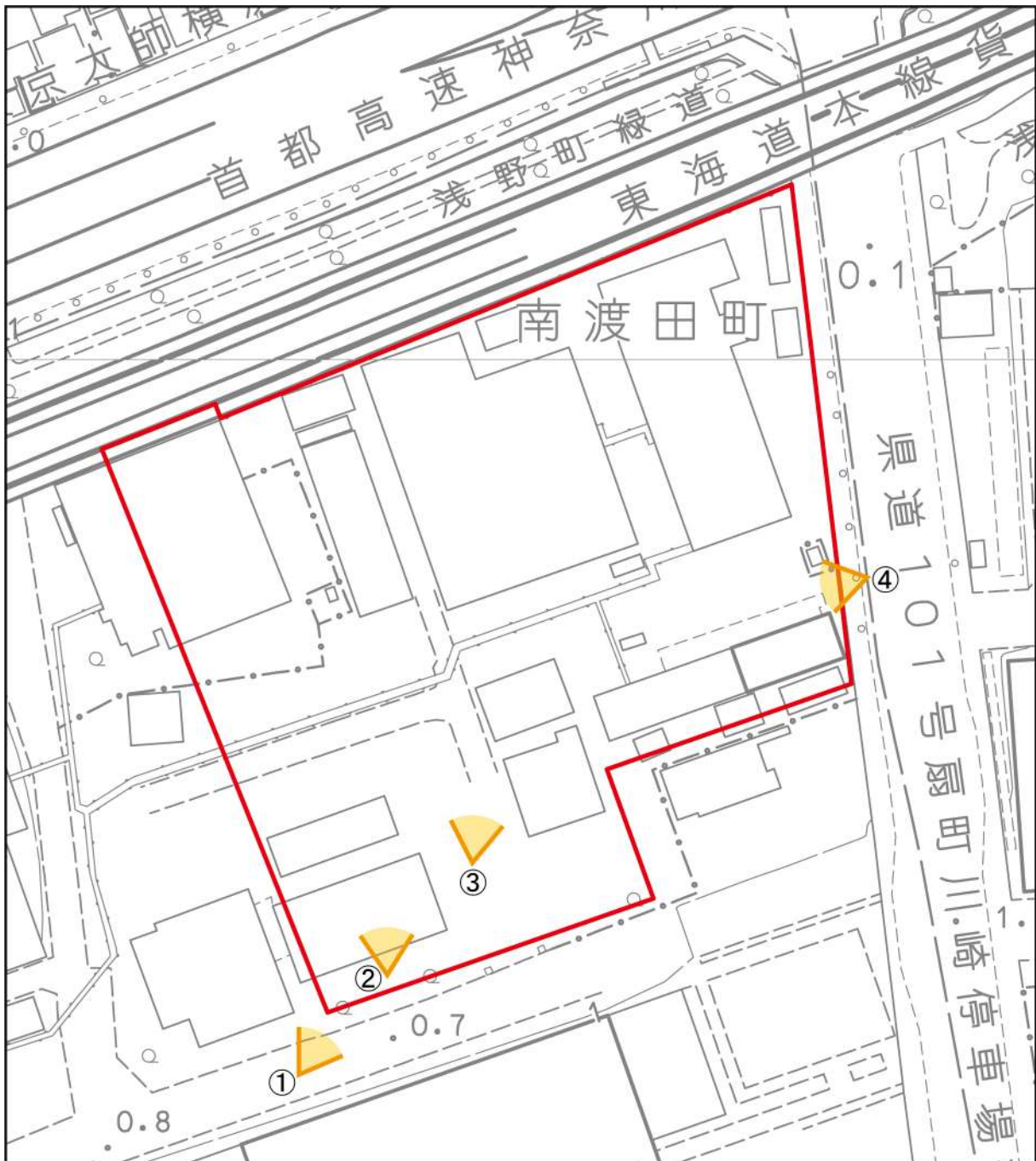


1:5,000



出典「神奈川県土地利用現況図」(令和6年、神奈川県県土整備局都市部都市計画課)

図 2.1-11 土地利用現況図

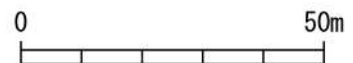


凡例

- 計画地
- ▶ 現況写真撮影方向



1:1,250



注：本図は、川崎市地形図 2500（川崎・田島）を用いて作成したものである。

図 2.1-12 現況写真撮影位置

① 計画地南西側



② 計画地内 その1



写真 2.1-1(1) 計画地及び周辺の現況写真

③ 計画地内 その2



④ 計画地東側



写真 2. 1-1 (2) 計画地及び周辺の現況写真

2.1.7 交通、運輸の状況

(1) 道路の状況

計画地及びその周辺の主要な道路網及び道路交通センサスの調査地点の位置は図 2.1-13 に、交通量の状況は表 2.1-7 に示すとおりである。

主な道路網としては、計画地の東側に県道 101 号扇町川崎停車場線が、北側に首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線が通っている。

主要地方道 6 号東京大師横浜線（地点⑥）の令和 3 年度の交通量（大型車混入率）は昼間 19,444 台（41.8%）、24 時間で 26,444 台（35.9%）であった。

主要地方道 6 号東京大師横浜線（地点⑦）の令和 3 年度の交通量（大型車混入率）は昼間 30,374 台（40.2%）、24 時間で 42,827 台（35.4%）であった。

県道 101 号扇町川崎停車場線（地点⑨）の令和 3 年度の交通量（大型車混入率）は昼間 10,225 台（61.9%）、24 時間で 13,497 台（51.4%）であった。

平成 22 年度からの交通量の変化はほぼ横ばい傾向であった。

表 2.1-7(1) 計画地及びその周辺の交通量の状況（平日・平成 22 年度・平成 27 年度・令和 3 年度）

図中 番号	路線名	観測地点	区分		平成 22 年度	平成 27 年度	令和 3 年度
			時間	交通量 (台) 大型車混入率 (%)			
①	高速神奈川 1 号横羽線	川崎線大師 JCT・ 大師出入口～浜川 崎出入口	昼間 12 時間	交通量 (台)	56,779	57,443	55,716
				大型車混入率 (%)	18.4	13.6	12.8
			24 時間	交通量 (台)	83,130	85,168	81,159
				大型車混入率 (%)	21.0	15.2	15.5
②	高速神奈川 1 号横羽線	浜川崎出入口～浅 田出入口	昼間 12 時間	交通量 (台)	51,925	49,930	47,805
				大型車混入率 (%)	15.2	12.3	12.8
			24 時間	交通量 (台)	76,207	74,056	69,827
				大型車混入率 (%)	15.8	14.0	15.4
③	一般国道 15 号	川崎市川崎区宮前 町 8-6	昼間 12 時間	交通量 (台)	<u>16,816</u>	31,228	<u>23,903</u>
				大型車混入率 (%)	22.2	26.4	5.8
			24 時間	交通量 (台)	<u>27,074</u>	47,444	<u>36,094</u>
				大型車混入率 (%)	27.2	25.6	6.6
④	一般国道 132 号	川崎市川崎区中島 2-3-5	昼間 12 時間	交通量 (台)	18,970	16,670	14,290
				大型車混入率 (%)	28.3	27.1	26.4
			24 時間	交通量 (台)	27,317	23,005	19,292
				大型車混入率 (%)	24.4	24.8	24.6
⑤	主要地方道 6 号東京大 師横浜線	川崎市川崎区昭和 2-17-12	昼間 12 時間	交通量 (台)	24,051	15,801	17,268
				大型車混入率 (%)	40.8	40.9	40.6
			24 時間	交通量 (台)	36,861	24,176	23,139
				大型車混入率 (%)	42.7	42.3	35.3
⑥	主要地方道 6 号東京大 師横浜線	川崎市川崎区池上 新町 2-25-15	昼間 12 時間	交通量 (台)	—	18,440	19,444
				大型車混入率 (%)	—	35.1	41.8
			24 時間	交通量 (台)	—	26,554	26,444
				大型車混入率 (%)	—	31.7	35.9
⑦	主要地方道 6 号東京大 師横浜線	川崎市川崎区小田 7-3	昼間 12 時間	交通量 (台)	30,976	28,946	30,374
				大型車混入率 (%)	41.4	38.7	40.2
			24 時間	交通量 (台)	44,605	41,682	42,827
				大型車混入率 (%)	33.5	34.2	35.4
⑧	主要地方道 9 号川崎府 中線	川崎市川崎区砂子 2-11-17	昼間 12 時間	交通量 (台)	<u>12,466</u>	15,092	14,859
				大型車混入率 (%)	15.4	17.1	16.4
			24 時間	交通量 (台)	<u>17,951</u>	20,223	19,911
				大型車混入率 (%)	15.5	16.8	17.2

表 2.1-7(2) 計画地及びその周辺の交通量の状況（平日・平成 22 年度・平成 27 年度・令和 3 年度）

図中 番号	路線名	観測地点	区分		平成 22 年度	平成 27 年度	令和 3 年度
			時間	項目			
⑨	県道 101 号 扇町川崎停 車場線	川崎市川崎区浅野 町 1-3	昼間 12 時間	交通量 (台)	9,829	10,006	10,225
				大型車混入率 (%)	60.2	59.7	61.9
			24 時間	交通量 (台)	14,154	13,208	13,497
				大型車混入率 (%)	46.6	49.0	51.4
⑩	県道 101 号 扇町川崎停 車場線	川崎市川崎区大島 2-6-11	昼間 12 時間	交通量 (台)	9,980	9,116	8,599
				大型車混入率 (%)	26.5	27.9	20.5
			24 時間	交通量 (台)	14,371	12,033	11,265
				大型車混入率 (%)	23.3	24.8	19.9
⑪	県道 101 号 扇町川崎停 車場線	川崎市川崎区砂子 2-8-14	昼間 12 時間	交通量 (台)	—	13,030	11,453
				大型車混入率 (%)	—	21.5	23.9
			24 時間	交通量 (台)	—	17,200	15,232
				大型車混入率 (%)	—	20.0	22.7
⑫	市道富士見 鶴見駅線	川崎市川崎区大島 1-31-7	昼間 12 時間	交通量 (台)	8,267	7,392	6,765
				大型車混入率 (%)	23.3	20.1	18.1
			24 時間	交通量 (台)	11,904	9,684	8,795
				大型車混入率 (%)	21.0	18.9	18.0
⑬	市道富士見 鶴見駅線	川崎市川崎区渡田 東町 18-8	昼間 12 時間	交通量 (台)	—	4,241	4,709
				大型車混入率 (%)	—	16.0	10.4
			24 時間	交通量 (台)	—	5,556	5,933
				大型車混入率 (%)	—	15.7	11.3
⑭	市道皐橋水 江町線	川崎市川崎区藤崎 4-33-6	昼間 12 時間	交通量 (台)	12,379	11,644	12,702
				大型車混入率 (%)	23.7	24.9	19.9
			24 時間	交通量 (台)	17,826	15,603	16,894
				大型車混入率 (%)	21.3	22.7	19.6
⑮	市道皐橋水 江町線	川崎市川崎区池上 新町 3-5	昼間 12 時間	交通量 (台)	12,771	14,120	13,733
				大型車混入率 (%)	44.4	46.1	47.0
			24 時間	交通量 (台)	18,390	18,921	18,402
				大型車混入率 (%)	35.7	38.5	40.0
⑯	市道南幸町 渡田線	川崎市川崎区渡田 3-4-10	昼間 12 時間	交通量 (台)	17,062	14,930	15,577
				大型車混入率 (%)	14.2	17.6	15.0
			24 時間	交通量 (台)	24,569	20,454	20,873
				大型車混入率 (%)	14.7	17.9	16.1

注：1. 図中番号は、図 2.1-13 に対応している。

注：2. 昼間 12 時間は、午前 7 時から午後 7 時までの交通量を示す。

注：3. 傾斜下線で示した交通量は推定値を示す。

注：4. 「—」は、観測地点に該当する箇所での測定が行われていないことを示す。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」

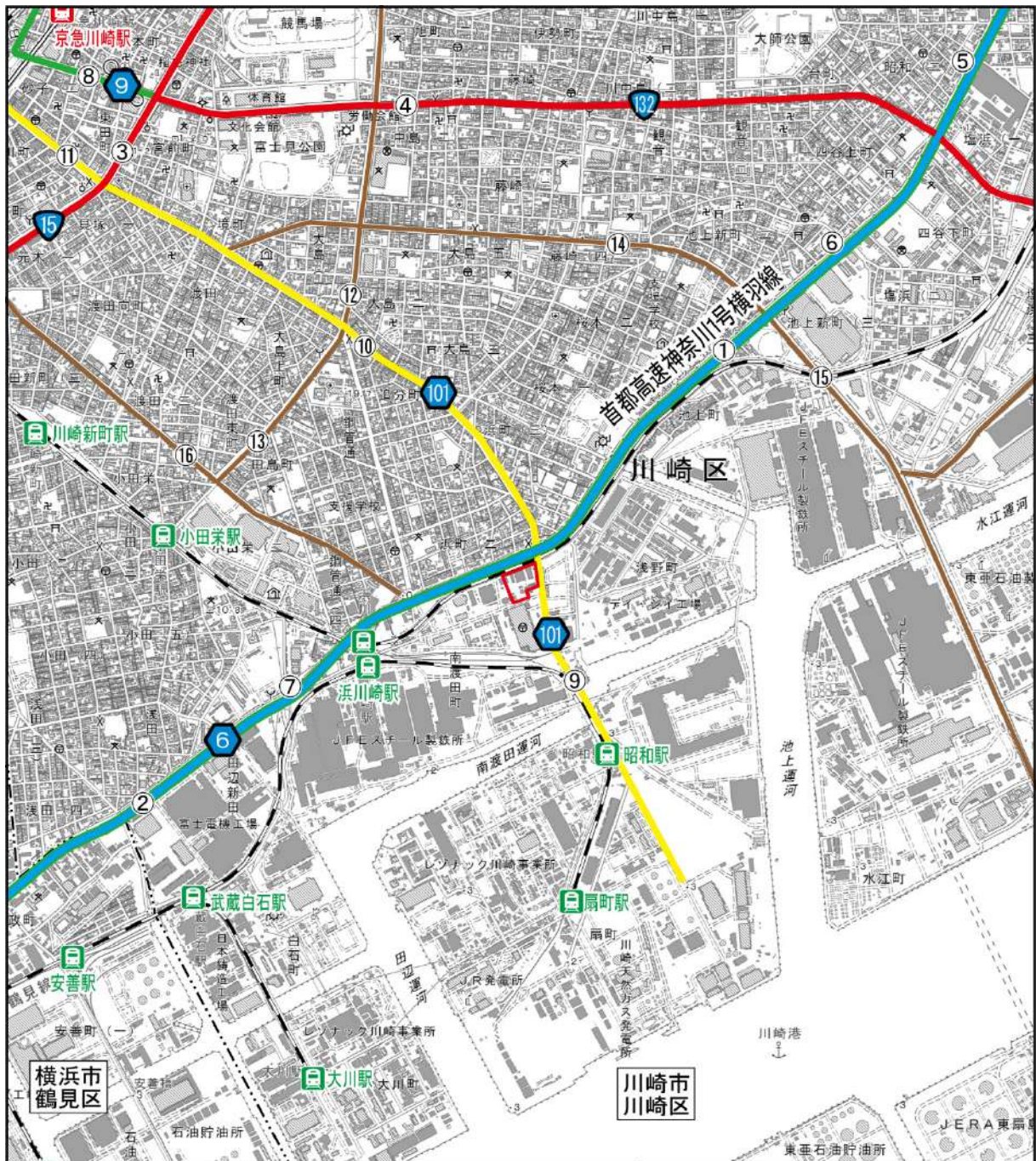
(令和 7 年 9 月閲覧、国土交通省 HP)

「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」

(令和 7 年 9 月閲覧、国土交通省 HP)

「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス)

一般交通量調査 集計表」(令和 7 年 8 月閲覧、国土交通省 HP)



凡例

- 計画地
- 市界
- JR東海道線（貨物支線）・南武線・鶴見線
- 京浜急行電鉄本線
- 首都高速神奈川1号横羽線
- No 一般国道
- No 県道（主要地方道）
- No 県道（一般県道）
- 主要な市道
- ①～⑱ 交通量調査地点

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
 出典「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（令和7年8月閲覧、国土交通省HP）

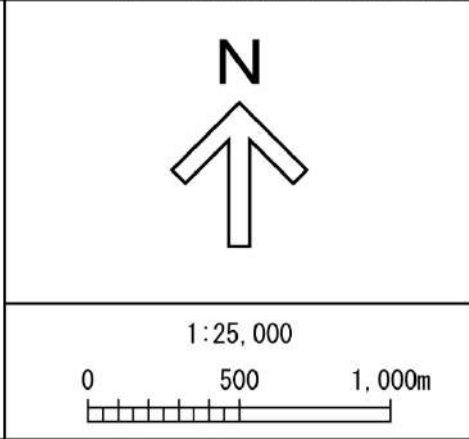


図 2.1-13 道路及び鉄道の状況

(2) 鉄道の状況

計画地及びその周辺の鉄道網は、図 2.1-13 に示すとおりである。

計画地南西側に JR 南武線及び鶴見線が、計画地北側に JR 東海道線の貨物支線が整備されており、最寄り駅は、計画地西側に JR 南武線及び鶴見線の浜川崎駅がある。

浜川崎駅の乗車人員は無人駅のため正確な乗車人員が把握できないとして公表されていない。

出典：「川崎市統計書令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年 3 月、川崎市 HP）

(3) バス路線の状況

計画地及びその周辺のバス路線図は、図 2.1-14 に示すとおりである。

計画地周辺のバス路線としては、川崎市交通局及び川崎鶴見臨港バスが運行されている。

最寄りのバス停としては、計画地東側の川崎市交通局及び川崎鶴見臨港バス「川崎港郵便局前」がある。

(4) 入港船舶の状況

川崎港における令和 5 年の入港船舶の状況は表 2.1-8 に示すとおりである。

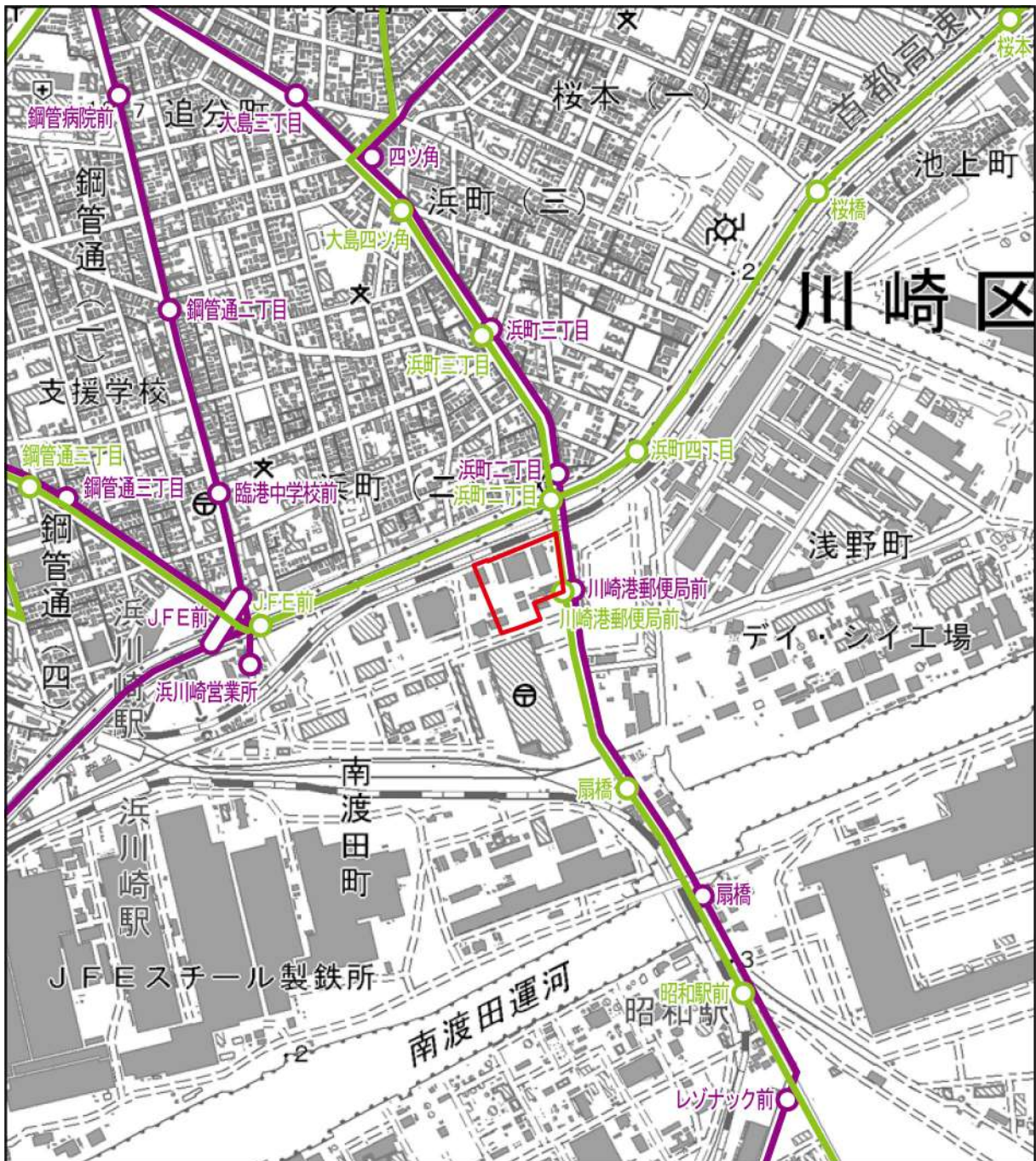
令和 5 年は総隻数 16,224 隻、総トン数 80,054,118 トンであった。

表 2.1-8 川崎港における入港船舶数等（令和 5 年）

種別	総数		トン階別				
			500 総トン未満		500 総トン以上		
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	
令和 5 年	総数	16,224	80,054,118	8,434	3,509,779	7,790	76,544,339
	外航	2,150	58,356,414	10	4,926	2,140	58,351,488
	内航	14,074	21,697,704	8,424	3,504,853	5,650	18,192,851

注：船舶は総トン数 5 トン以上のものについて調査した。

出典：「川崎市統計書令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年 3 月、川崎市 HP）

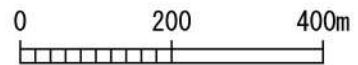


凡例

- 計画地
- 川崎市交通局
- 川崎鶴見臨港バス



1:10,000



注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
 出典「エリアごとの路線図」(令和7年4月現在、川崎市交通局 HP)
 「路線図」(令和6年12月発行、川崎鶴見臨港バス HP)

図 2.1-14 バス路線図

2.1.8 主な公共施設等の状況

(1) 公共施設等の分布状況

計画地及びその周辺の公共施設等は表 2.1-9 及び表 2.1-10 に、その分布状況は図 2.1-15 に示すとおりである。

計画地周辺の福祉施設は西北西側約 150m に有料老人ホームぱんだが、教育施設は西北西側約 350m に川崎市立臨港中学校があり、北側約 750m には市民館であるプラザ田島内に川崎市立図書館田島分館が存在している。

病院は、北西側約 1,000m に日本鋼管病院が、診療所は北北東側約 200m に医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック川崎が存在している。

表 2.1-9 計画地周辺の主な公共施設等（教育・福祉）

区分	地点番号	施設名称	施設住所
保育所等	1	桜本保育園	川崎区桜本 1-9-6
	2	わたりだ保育園	川崎区鋼管通 1-11-4
	3	あいせん保育園	川崎区浜町 2-22-16
	4	さらら保育室	川崎区浜町 1-9-14 アカツキビル 1 階
	5	KAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL	川崎区追分町 11-6
	6	鋼管通乳児園	川崎区鋼管通 2-2-6
	7	うみかぜ渡田保育園	川崎区南渡田町 1-1
幼稚園	1	東三輪幼稚園	川崎区浜町 1-4-15
小学校	1	川崎市立大島小学校	川崎区浜町 1-5-1
	2	川崎市立さくら小学校	川崎区桜本 1-9-15
中学校	1	川崎市立臨港中学校	川崎区浜町 2-11-22
特別支援学校	1	川崎市立田島支援学校本校	川崎区田島町 20-5
	2	川崎市立田島支援学校さくら分教室	川崎区桜本 1-9-15（さくら小学校内）
図書館	1	川崎市立図書館田島分館	川崎区追分町 16-1 カナザ川崎 4F プラザ 田島
有料老人ホーム	1	ぱんだ	川崎区浜町 2-19-15
	2	ハビネス鋼管通	川崎区鋼管通 1-19-10
	3	ファミリエ浜町	川崎区浜町 1-16-3
	4	ほほえみの家浜町	川崎区浜町 2-9-1
	5	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホーム さくら	川崎区桜本 1-18-18
	6	住宅型有料老人ホーム キャンディ	川崎区鋼管通 2-2-7
	7	リュエル・シャンテール	川崎区浜町 4-6-19
認知症高齢者グループホーム	1	グループホーム灯り	川崎区大島 3-15-7
	2	グループホーム夢楽川崎浜町	川崎区浜町 3-3-2 1階 2階 3階

注：地点番号は、図 2.1-15(1) に対応している。

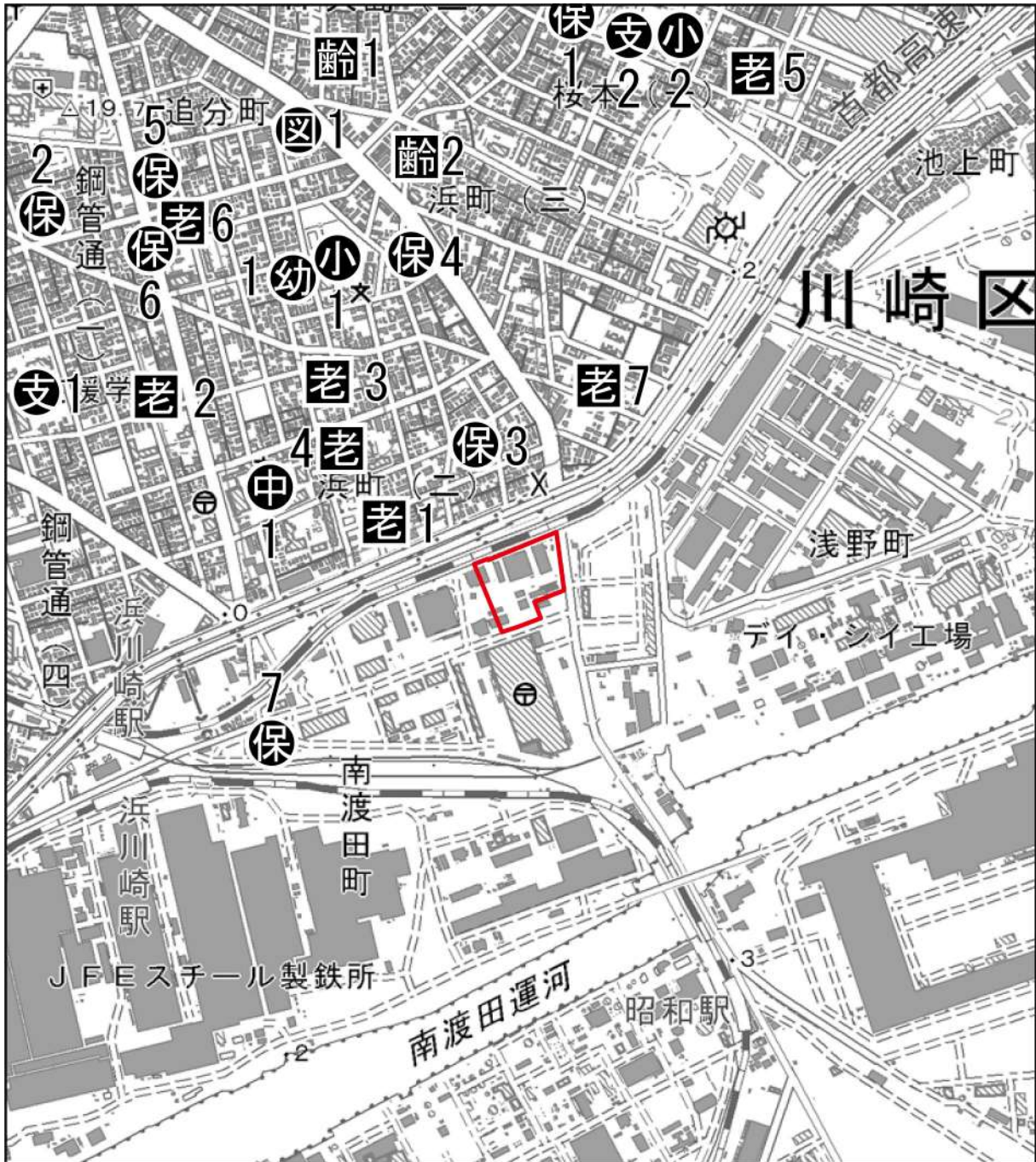
出典：「川崎区周辺子育て施設マップ」（令和 7 年 1 月現在、川崎市 HP）
「神奈川県公立学校名簿」（令和 7 年 4 月 1 日現在、神奈川県 HP）
「神奈川県私立学校名簿」（令和 7 年 5 月更新、神奈川県 HP）
「川崎市立図書館一覧」（令和 7 年 9 月閲覧、川崎市立図書館 HP）
「高齢者施設のご案内」（令和 7 年 9 月閲覧、川崎市 HP）

表 2.1-10 計画地周辺の主な公共施設等（医療）

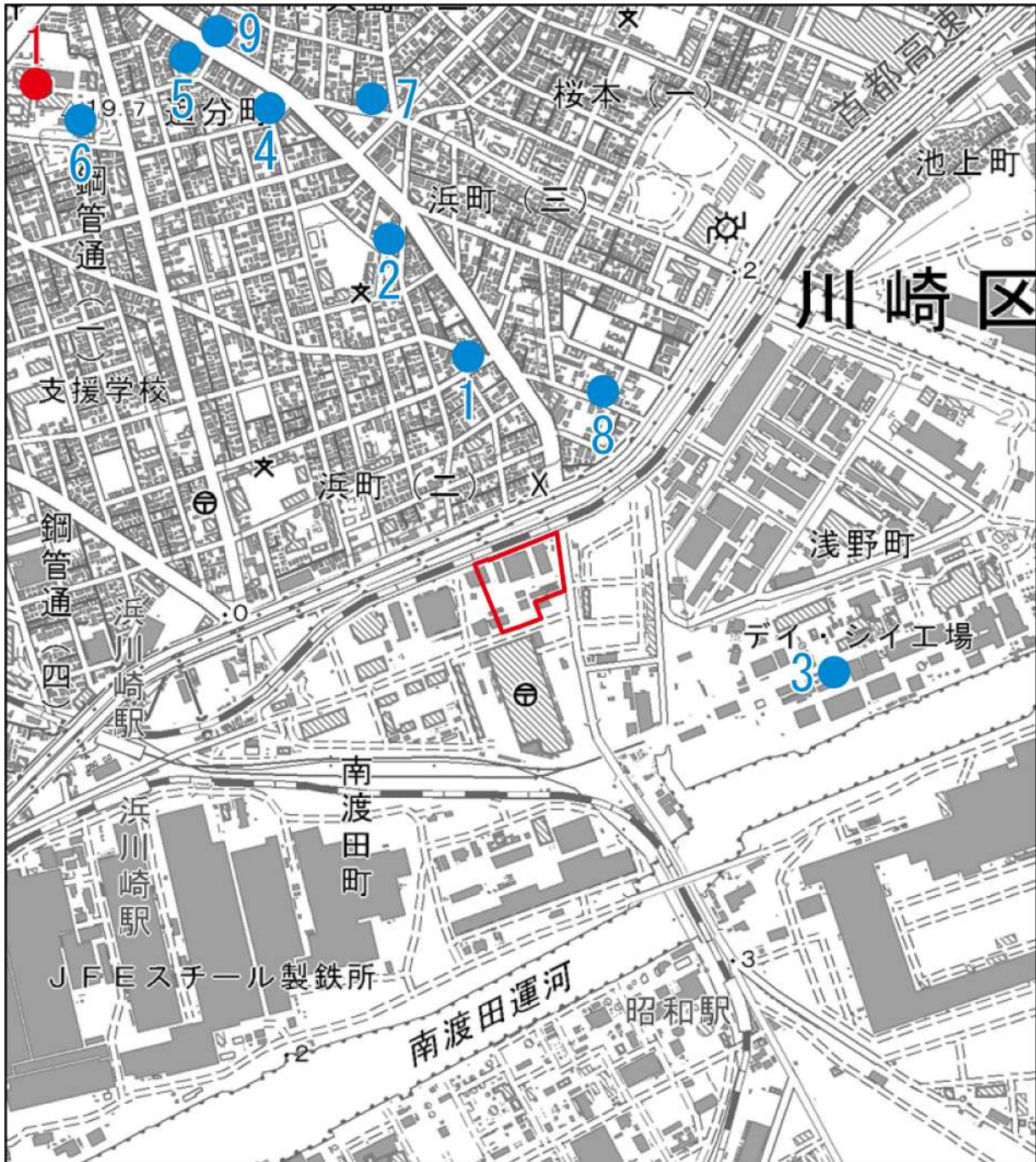
区分	地点 番号	施設名称	施設住所
病院	1	日本鋼管病院	川崎区鋼管通 1-2-1
診療所	1	医療法人社団聖医会 安土医院	川崎区浜町 1-22-6
	2	ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎区浜町 1-7-6
	3	株式会社デイ・シイ診療所	川崎区浅野町 1-1
	4	シブイ皮膚科クリニック	川崎区追分町 6-11
	5	山下整形外科	川崎区追分町 5-2 青木楽山堂ビル 2 階
	6	こうかんクリニック	川崎区鋼管通 1-2-3
	7	高良医院	川崎区大島 3-15-17
	8	医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック川崎	川崎区浜町 4-6-19
	9	医療法人社団渡辺外科内科医院	川崎区大島 2-17-16

注：地点番号は、図 2.1-15(2) に対応している。

出典：「国土数値情報ダウンロード 医療機関データ（令和 2 年度版）」（令和 7 年 9 月閲覧、国土交通省 HP）



凡 例	
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; padding-right: 10px;"> <p> 計画地</p> <p>保 保育所等</p> <p>幼 幼稚園</p> <p>小 小学校</p> <p>中 中学校</p> <p>支 特別支援学校</p> <p>図 図書館</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>老 有料老人ホーム</p> <p>認 認知症高齢者グループホーム</p> </div> </div>	<div style="font-size: 2em; margin-bottom: 20px;">N</div> <div style="font-size: 3em; margin-bottom: 20px;">↑</div> <div style="margin-bottom: 10px;">1:10,000</div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="width: 100px; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 10px;"></div> <div style="margin-right: 10px;">0</div> <div style="margin-right: 10px;">200</div> <div style="margin-right: 10px;">400m</div> </div>
<p style="font-size: 0.8em;">注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。</p> <p style="font-size: 0.7em;">出典 「川崎市周辺子育て施設マップ」(令和7年1月現在、川崎市HP) 「神奈川県公立学校名簿」(令和7年4月1日現在、神奈川県HP) 「神奈川県私立学校名簿」(令和7年5月更新、神奈川県HP)、 「川崎市立図書館一覧」(令和7年9月閲覧、川崎市立図書館HP) 「高齢者施設のご案内」(令和7年9月閲覧、川崎市HP)</p>	
<p>図 2.1-15(1) 公共施設等位置図(教育・福祉)</p>	

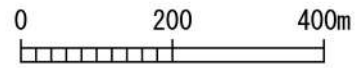


凡例

- 計画地
- 病院
- 診療所



1:10,000



注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
 出典「国土数値情報ダウンロード 医療機関データ (令和2年度版)」(令和7年8月閲覧、国土交通省 HP)

図 2.1-15(2) 公共施設等位置図 (医療)

(2) 公園・緑地等の分布状況

計画地及びその周辺の主な公園、緑地等は表 2.1-11 に、その分布状況は図 2.1-16 に示すとおりである。

計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、北側に緑道の浅野町緑道などがある。

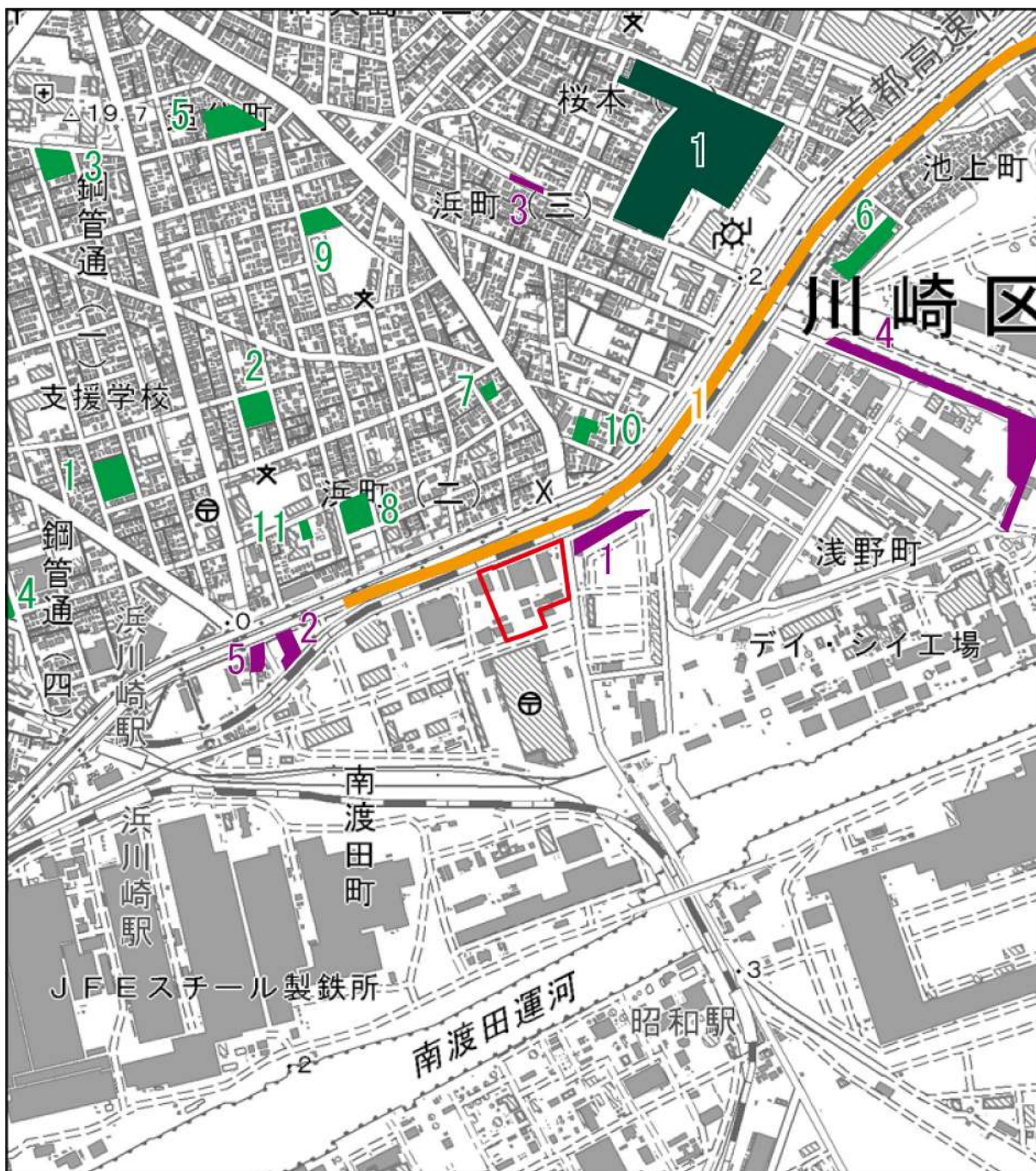
計画地北東側の桜川公園は「川崎市景観計画 2018 年 12 月改定」(令和元年 7 月、川崎市)において景観資源として示されている。

表 2.1-11 計画地及びその周辺の主な公園、緑地等

公園種別	番号	公園名称	所在地	管理面積(m ²)
街区公園	1	姥ヶ森公園	川崎区鋼管通 3-12-1	3,164
街区公園	2	鋼管通第 1 公園	川崎区鋼管通 2-17-1	2,361
街区公園	3	東渡田第 2 公園	川崎区鋼管通 1-8-1	2,154
街区公園	4	小田栄 2 丁目公園	川崎区小田栄 2-1	2,206
街区公園	5	大島第 5 公園	川崎区追分町 7-1	3,155
街区公園	6	池上町公園	川崎区池上町 11	3,409
街区公園	7	浜町第 2 公園	川崎区浜町 2-1-4	392
街区公園	8	浜町第 3 公園	川崎区浜町 2-16-1	2,300
街区公園	9	浜町公園	川崎区浜町 1-5-2	1,798
街区公園	10	浜川崎公園	川崎区浜町 4-4-1	1,157
街区公園	11	浜町なかよし公園	川崎区浜町 2-13	262
地区公園	1	桜川公園	川崎区桜本 1-14-3	28,104
緑道	1	浅野町緑道	川崎区浅野町、南渡田町、池上町地内	9,136
都市緑地	1	浅野町緑地	川崎区浅野町 1-3	1,867
都市緑地	2	鋼管通 5 丁目緑地	川崎区鋼管通 5-1	1,369
都市緑地	3	桜川緑地 (桜本緑地)	川崎区桜本 1-2	462
都市緑地	4	桜堀緑地	川崎区浅野町 8-1	11,268
都市緑地	5	鋼管通 5 丁目ふれあい緑地	川崎区鋼管通 5-2	503

注：番号は、図 2.1-16 に対応している。

出典：「川崎の公園」(令和 6 年 3 月現在、川崎市 HP)

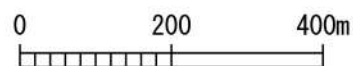


凡例

- 計画地
- 街区公園
- 地区公園
- 緑道
- 都市緑地



1:10,000



注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
出典「川崎の公園」（令和6年3月現在、川崎市HP）

図 2.1-16 公園及び緑地等位置図

2.1.9 史跡・文化財の状況

計画地及びその周辺には史跡・名勝・天然記念物は存在しないが、国登録有形文化財として、昭和電工川崎工場本事務所が川崎区扇町 5-1 に、北條鉄工事務所等が川崎区鋼管通 4-35-1 他に位置している（図 2.1-17 参照）。

出典：「文化遺産オンライン」（令和 7 年 9 月閲覧、文化庁 HP）

また、計画地西側に川崎区を特徴づける社会的資源として「アウマンの家」等 5 箇所 10 点がある（図 2.1-17 参照）。

計画地に近接するアウマンの家など、浅野町にある㈱デイ・シイのサイロ、扇町にある昭和電工㈱川崎事業所本事務所及び桜本にある電車 700 は「川崎市景観計画 2018 年 12 月改定」（令和元年 7 月、川崎市）において景観資源として示されている。

出典：「かわさき産業ミュージアム」（令和 7 年 9 月閲覧、川崎市 HP）

計画地及びその周辺に、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

出典：「ガイドマップかわさき」（令和 7 年 9 月閲覧、川崎市 HP）

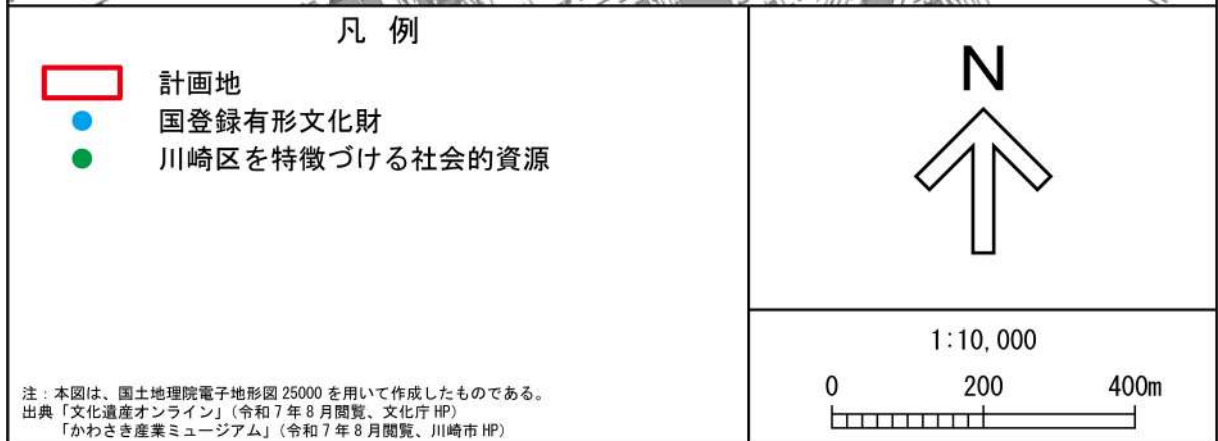
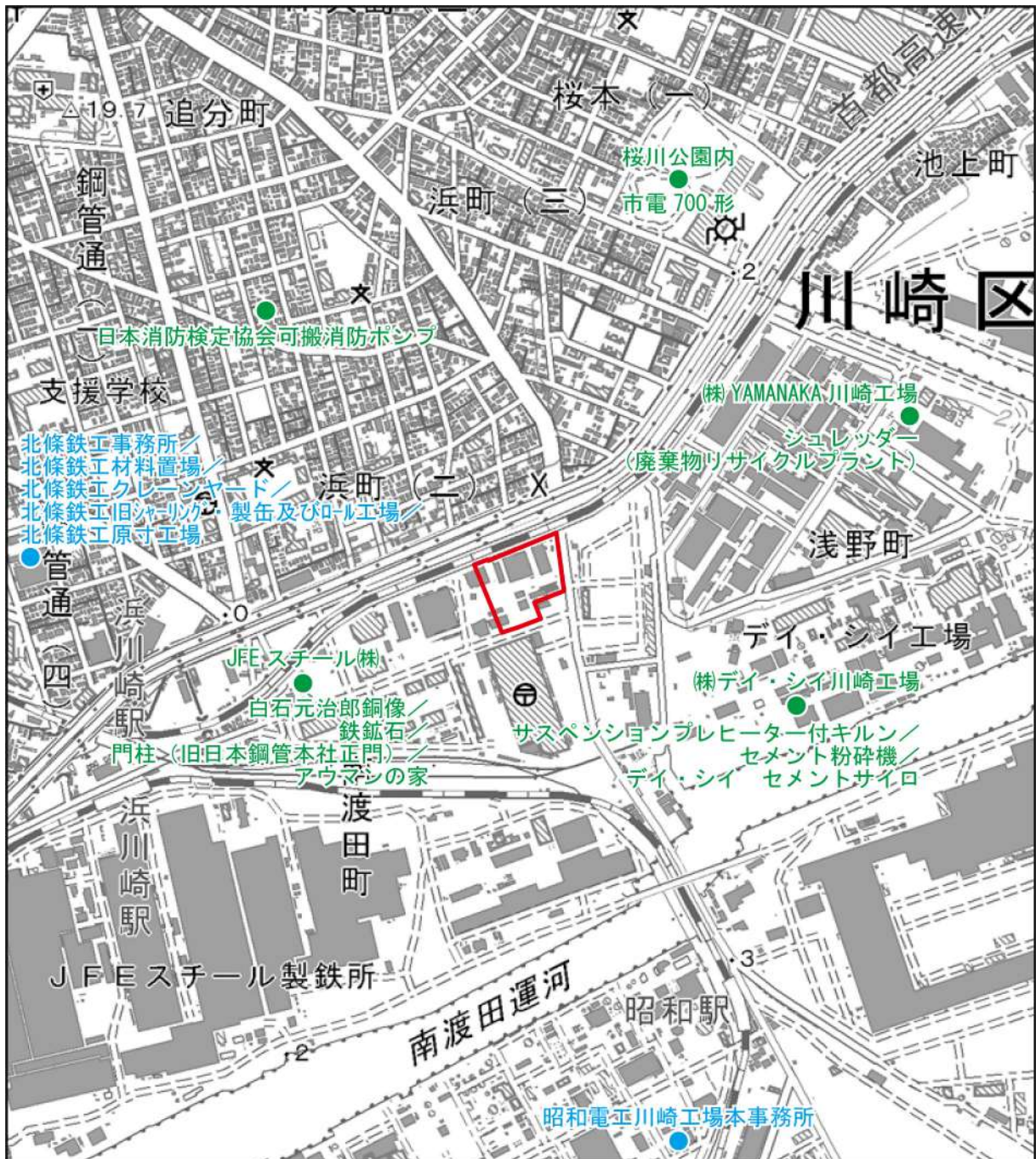


図 2.1-17 国登録有形文化財、川崎区を特徴づける社会的資源の位置

2.1.10 公害等の状況

(1) 公害苦情の発生状況

川崎区及び川崎市における令和5年度の苦情発生状況は、表2.1-12に示すとおりである。

苦情の発生件数は、計画地のある川崎区の田島地区では34件、川崎市全体では728件であった。

川崎区の田島地区では騒音に係る苦情が21件と最も多く、次いで悪臭が6件であった。

表2.1-12 公害苦情の発生件数（令和5年度）

地区	大気汚染				水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス	その他								
川崎区	大師	2	5	0	0	0	16	5	0	5	0	33
	田島	1	2	0	0	0	21	4	0	6	0	34
	川崎	0	5	0	0	0	49	12	0	1	0	67
川崎区計		3	12	0	0	0	86	21	0	12	0	134
川崎市合計		28	83	1	0	19	423	108	0	60	6	728

出典：「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」(令和7年3月発行、川崎市HP)

(2) 大気汚染の状況

計画地及びその周辺の大気汚染常時監視測定局は、一般局である田島測定局、川崎測定局、大師測定局、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）である池上測定局及び富士見公園測定局がある（各測定局の位置は、図2.1-3（p.52）参照）。

令和6年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、表2.1-13、表2.1-15に示すとおりであり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成している。

また、過去5年間の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の推移は、表2.1-14、表2.1-16並びに図2.1-18、図2.1-19に示すとおりであり、概ね横ばい傾向にある。

計画地には著しい大気汚染物質の発生源となる事業所は存在していない。計画地周辺の主な発生源としては、臨海部の発電所等のばい煙発生施設や道路を走行する自動車の排ガスがある。

表2.1-13 大気中の二酸化窒素濃度の測定結果（令和6年度）

測定項目	一般局			自排局		環境基準
	田島測定局	川崎測定局	大師測定局	池上測定局	富士見公園測定局	
年平均値 (ppm)	0.014	0.014	0.015	0.024	0.017	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内、又は、それ以下であること
日平均値の年間98%値 (ppm)	0.035	0.035	0.035	0.043	0.035	
環境基準評価	○	○	○	○	○	

注：1. 日平均値の年間98%値とは、年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値。

注：2. 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合を環境基準の「達成」と評価し、○で表示した。

出典：「令和6(2024)年度の大気環境及び水環境の状況等について」(令和7年7月、川崎市HP)

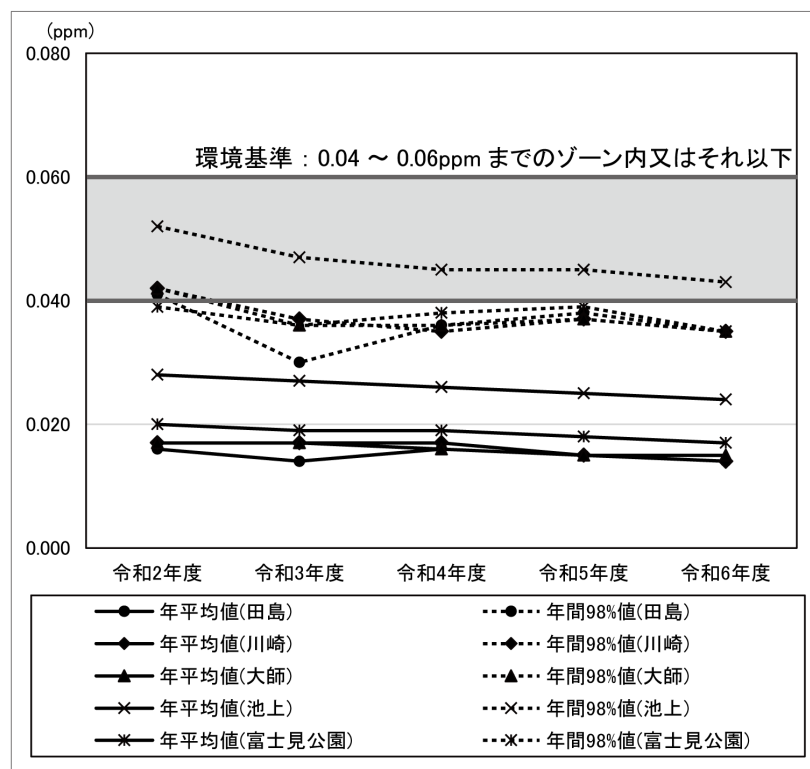
表 2.1-14 大気中の二酸化窒素濃度の推移（年平均値及び年間 98%値）

（単位：ppm）

測定年度	田島測定局		川崎測定局		大師測定局		池上測定局		富士見公園測定局	
	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値
令和2年度	0.016	0.041	0.017	0.042	0.017	0.042	0.028	0.052	(0.020)	(0.039)
令和3年度	(0.014)	(0.030)	0.017	0.037	0.017	0.036	0.027	0.047	0.019	0.036
令和4年度	0.016	0.036	0.017	0.035	0.016	0.036	0.026	0.045	0.019	0.038
令和5年度	0.015	0.038	0.015	0.037	0.015	0.037	0.025	0.045	0.018	0.039
令和6年度	0.014	0.035	0.014	0.035	0.015	0.035	0.024	0.043	0.017	0.035

注：令和3年度の田島測定局及び令和2年度の富士見公園測定局は有効測定時間が年間6,000時間未満のため、環境基準の評価対象外であり参考値。

出典：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月、川崎市 HP）



出典：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月、川崎市 HP）

図 2.1-18 大気中の二酸化窒素濃度の推移（年平均値及び年間 98%値）

表 2.1-15 大気中の浮遊粒子状物質の測定結果（令和6年度）

測定項目		一般局			自排局	
		田島測定局	川崎測定局	大師測定局	池上測定局	富士見公園測定局
年平均値 (mg/m ³)		0.014	0.014	0.014	0.015	0.016
長期的評価	日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)	0.037	0.038	0.036	0.039	0.044
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無	無	無	無	無	無
	環境基準評価	○	○	○	○	○
短期的評価	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0
	環境基準評価	○	○	○	○	○

注：1. 日平均値の年間2%除外値とは、年間の1日平均値の高い方から2%除外した値。

注：2. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないことを達成した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

注：3. 環境基準の短期的評価は、1時間値が0.20mg/m³以下、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下を達成した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

出典：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月、川崎市HP）

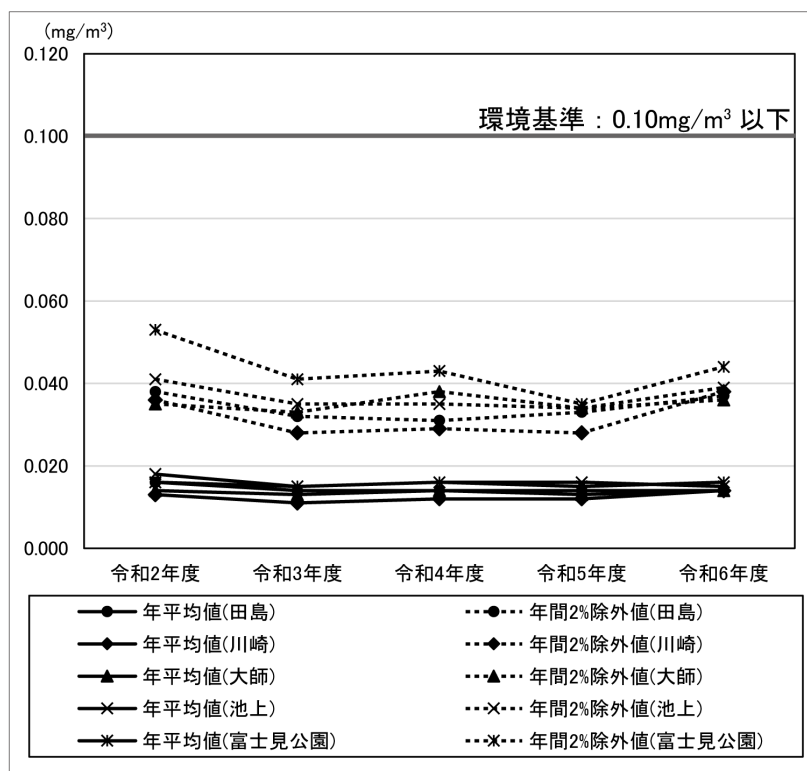
表 2.1-16 大気中の浮遊粒子状物質の推移（年平均値及び年間2%除外値）

（単位：mg/m³）

測定年度	田島測定局		川崎測定局		大師測定局		池上測定局		富士見公園測定局	
	年平均値	年間2%除外値	年平均値	年間2%除外値	年平均値	年間2%除外値	年平均値	年間2%除外値	年平均値	年間2%除外値
令和2年度	0.016	0.038	0.013	0.036	0.014	0.035	0.018	0.041	(0.016)	(0.053)
令和3年度	0.014	0.032	0.011	0.028	0.013	0.033	0.015	0.035	0.015	0.041
令和4年度	0.014	0.031	0.012	0.029	0.014	0.038	0.016	0.035	0.016	0.043
令和5年度	0.014	0.033	0.012	0.028	0.013	0.034	0.016	0.034	0.015	0.035
令和6年度	0.014	0.037	0.014	0.038	0.014	0.036	0.015	0.039	0.016	0.044

注：令和2年度の富士見公園測定局は有効測定時間が年間6,000時間未満のため、環境基準の評価対象外であり参考値。

出典：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月、川崎市HP）



出典：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月、川崎市HP）

図 2.1-19 大気中の浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均値及び年間2%除外値）

(3) 悪臭の状況

計画地は、東京から神奈川にまたがる日本有数の工業地帯「京浜工業地帯」の、その中央に位置する川崎臨海部にあり、用途地域は工業地域となっている。

計画地内及びその周辺には著しい悪臭の発生源となるような工場・事業場は存在していない。

(4) 水質の状況

計画地の周辺では運河4地点において水質調査が実施されている（調査地点の位置は、図2.1-7（p.59）参照）。

令和5年度の生活環境項目の調査結果は表2.1-17、健康項目の調査は表2.1-18、生活環境項目の令和元年～令和5年度の経年変化は、表2.1-19に示すとおりであり、令和5年度の調査結果は一部の地点の水素イオン濃度、全窒素及び全リンにおいて環境基準を超過している。

また、計画地の周辺における地下水の調査は令和4年度において、川崎区大島で概況調査（定点調査）が、川崎区浜町で継続監視調査が行われており、（調査地点の位置は、図2.1-7（p.59）参照）調査が行われた項目すべてにおいて環境基準を達成していた。

出典：「令和4年度水環境データ集」（令和6年12月更新、川崎市HP）

表 2.1-17 海域の水質の調査結果（生活環境項目：令和5年度）

項目	海域地点名	年間平均値 (75%値) [90%値]	最小値	最大値	環境基準 適合状況	環境基準 (C・IV類型/生物A)
水素イオン濃度 (pH)	京浜運河扇町	8.3	8.1	8.4	×	7.0以上 8.3以下
	桜堀運河先	8.2	8.1	8.3	○	
	池上運河先	8.3	8.2	8.4	×	
	南渡田運河先	8.2	8.1	8.5	×	
DO(mg/L)	京浜運河扇町	7.3	4.9	9.2	○	2mg/L 以上
	桜堀運河先	6.5	3.8	7.9	○	
	池上運河先	7.4	4.8	9.6	○	
	南渡田運河先	6.8	3.9	8.6	○	
COD(mg/L)	京浜運河扇町	3.4(4.3)	2.0	4.7	○	8mg/L 以下
	桜堀運河先	4.1(4.0)	2.8	5.8	○	
	池上運河先	3.6(3.8)	2.5	4.8	○	
	南渡田運河先	3.7(3.6)	2.1	6.1	○	
大腸菌数 (CFU/100mL)	京浜運河扇町	140[33]	<1	1,500	—	—
	桜堀運河先	34[65]	3	65	—	
	池上運河先	7[10]	3	10	—	
	南渡田運河先	7[11]	2	11	—	
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	京浜運河扇町	ND	ND	ND	—	—
	桜堀運河先	ND	ND	ND	—	
	池上運河先	ND	ND	ND	—	
	南渡田運河先	ND	ND	ND	—	
全窒素 (mg/L)	京浜運河扇町	0.71<0.93>	0.50	1.0	○	1mg/L 以下
	桜堀運河先	1.3<1.9>	0.94	1.7	×	
	池上運河先	0.71<0.83>	0.48	0.92	○	
	南渡田運河先	0.86<0.99>	0.67	1.1	○	
全燐 (mg/L)	京浜運河扇町	0.090<0.11>	0.046	0.13	×	0.09mg/L 以下
	桜堀運河先	0.23<0.33>	0.097	0.53	×	
	池上運河先	0.091<0.086>	0.051	0.13	○	
	南渡田運河先	0.10<0.10>	0.056	0.16	×	
全亜鉛 (mg/L)	京浜運河扇町	0.005	0.003	0.007	○	0.02mg/L 以下
	桜堀運河先	—	—	—	—	
	池上運河先	—	—	—	—	
	南渡田運河先	—	—	—	—	
ノニルフェノール (mg/L)	京浜運河扇町	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001mg/L 以下
	桜堀運河先	—	—	—	—	
	池上運河先	—	—	—	—	
	南渡田運河先	—	—	—	—	
L A S (mg/L)	京浜運河扇町	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.01mg/L 以下
	桜堀運河先	—	—	—	—	
	池上運河先	—	—	—	—	
	南渡田運河先	—	—	—	—	

注：1. CODの環境基準値の評価方法は75%値とする。

注：2. 環境基準適合状況の○は全ての検体が環境基準に適合していること、×は環境基準に適合していない検体があることを示す。ただし、CODは75%値で評価した。

注：3. 平均値は上下層平均値の年間平均値。

注：4. 最小値及び最大値は上下層平均値の最小値及び最大値。

注：5. <>内は上層の年間平均値。

注：6. 全窒素及び全燐の環境基準適合状況については上層の年間平均値で評価した。

注：7. —は測定されていないこと又は環境基準の適用がないことを示す。

出典：「令和5年度水環境データ集」（令和7年4月更新、川崎市HP）

表 2.1-18 海域の水質の調査結果（健康項目：令和5年度）

項目	単位	京浜運河扇町				桜堀運河先			
		平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	0/2	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
PCB	mg/L	ND	ND	ND	0/2	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	<0.05	0.06	-/12	0.07	0.07	0.07	-/1
硝酸性窒素	mg/L	0.26	0.07	0.47	-/12	0.94	0.94	0.94	-/1
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	0.31	0.12	0.52	0/12	1.0	1.0	1.0	0/1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/1

項目	単位	池上運河先				南渡田運河先			
		平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
PCB	mg/L	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	-/1	<0.05	<0.05	<0.05	-/1
硝酸性窒素	mg/L	0.10	0.10	0.10	-/1	0.18	0.18	0.18	-/1
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	0.15	0.15	0.15	0/1	0.23	0.23	0.23	0/1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1

注：1. 平均値は上下層平均値の年間平均値。

注：2. 最小値及び最大値は上下層平均値の最小値及び最大値。

注：3. n：調査検体数 m：環境基準値または判定値を超えた検体数を示す。

注：4. ND：定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度水環境データ集」（令和7年4月更新、川崎市HP）

表 2.1-19 水質の経年変化（生活環境項目）

項目	海域地点名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水素イオン濃度 (pH)	京浜運河扇町	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3
	桜堀運河先	8.0	8.1	8.1	8.2	8.2
	池上運河先	8.1	8.2	8.2	8.2	8.3
	南渡田運河先	8.1	8.1	8.1	8.1	8.2
DO(mg/L)	京浜運河扇町	6.8	7.4	7.5	7.1	7.3
	桜堀運河先	5.0	6.0	4.9	5.9	6.5
	池上運河先	5.8	7.3	6.2	6.3	7.4
	南渡田運河先	5.2	5.9	4.5	5.7	6.8
COD(mg/L)	京浜運河扇町	3.9	3.3	3.5	2.9	3.4
	桜堀運河先	5.3	3.7	3.1	3.2	4.1
	池上運河先	4.2	3.4	3.0	2.9	3.6
	南渡田運河先	3.8	3.0	2.7	2.8	3.7
大腸菌数 (CFU/100mL)	京浜運河扇町	—	—	—	64	140
	桜堀運河先	—	—	—	1	34
	池上運河先	—	—	—	2	7
	南渡田運河先	—	—	—	3	7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	京浜運河扇町	3,200	760	6,300	—	—
	桜堀運河先	1,900	2,500	1,700	—	—
	池上運河先	790	1,200	5,500	—	—
	南渡田運河先	2,300	560	670	—	—
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	京浜運河扇町	ND	ND	ND	ND	ND
	桜堀運河先	ND	ND	ND	ND	ND
	池上運河先	ND	ND	ND	ND	ND
	南渡田運河先	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素 (mg/L)	京浜運河扇町	1.0	0.92	0.94	0.80	0.71
	桜堀運河先	1.9	1.2	1.3	1.3	1.3
	池上運河先	1.1	0.92	0.96	0.87	0.71
	南渡田運河先	1.4	1.0	1.0	1.0	0.86
全磷 (mg/L)	京浜運河扇町	0.096	0.088	0.099	0.081	0.090
	桜堀運河先	0.29	0.14	0.17	0.13	0.23
	池上運河先	0.12	0.087	0.12	0.091	0.091
	南渡田運河先	0.12	0.091	0.11	0.095	0.10
全亜鉛 (mg/L)	京浜運河扇町	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	桜堀運河先	—	—	—	—	—
	池上運河先	—	—	—	—	—
	南渡田運河先	—	—	—	—	—
ノニルフェノール (mg/L)	京浜運河扇町	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	桜堀運河先	—	—	—	—	—
	池上運河先	—	—	—	—	—
	南渡田運河先	—	—	—	—	—
L A S (mg/L)	京浜運河扇町	0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006	<0.0006
	桜堀運河先	—	—	—	—	—
	池上運河先	—	—	—	—	—
	南渡田運河先	—	—	—	—	—

注：1. 測定結果は各年度の平均値を示す。

注：2. ND：定量下限値未満を示す。

注：3. —は測定されていないことを示す。

注：4. 令和4年4月より大腸菌群数に代わり大腸菌数が環境基準として改正された。

出典：「令和5年度水環境データ集」（令和7年4月更新、川崎市HP）
「令和4年度水環境データ集」（令和6年12月更新、川崎市HP）
「令和3年度水質年報」（令和5年3月発行、川崎市HP）
「令和2年度水質年報」（令和4年3月発行、川崎市HP）
「令和元年度水質年報」（令和3年2月発行、川崎市HP）

(5) 地盤の状況

計画地及びその周辺における水準点（水準基標）の位置は図 2.1-20 に、水準点の令和 2 年～令和 6 年度の標高及び年間地盤変動量の調査結果は、表 2.1-20 に示すとおりである。

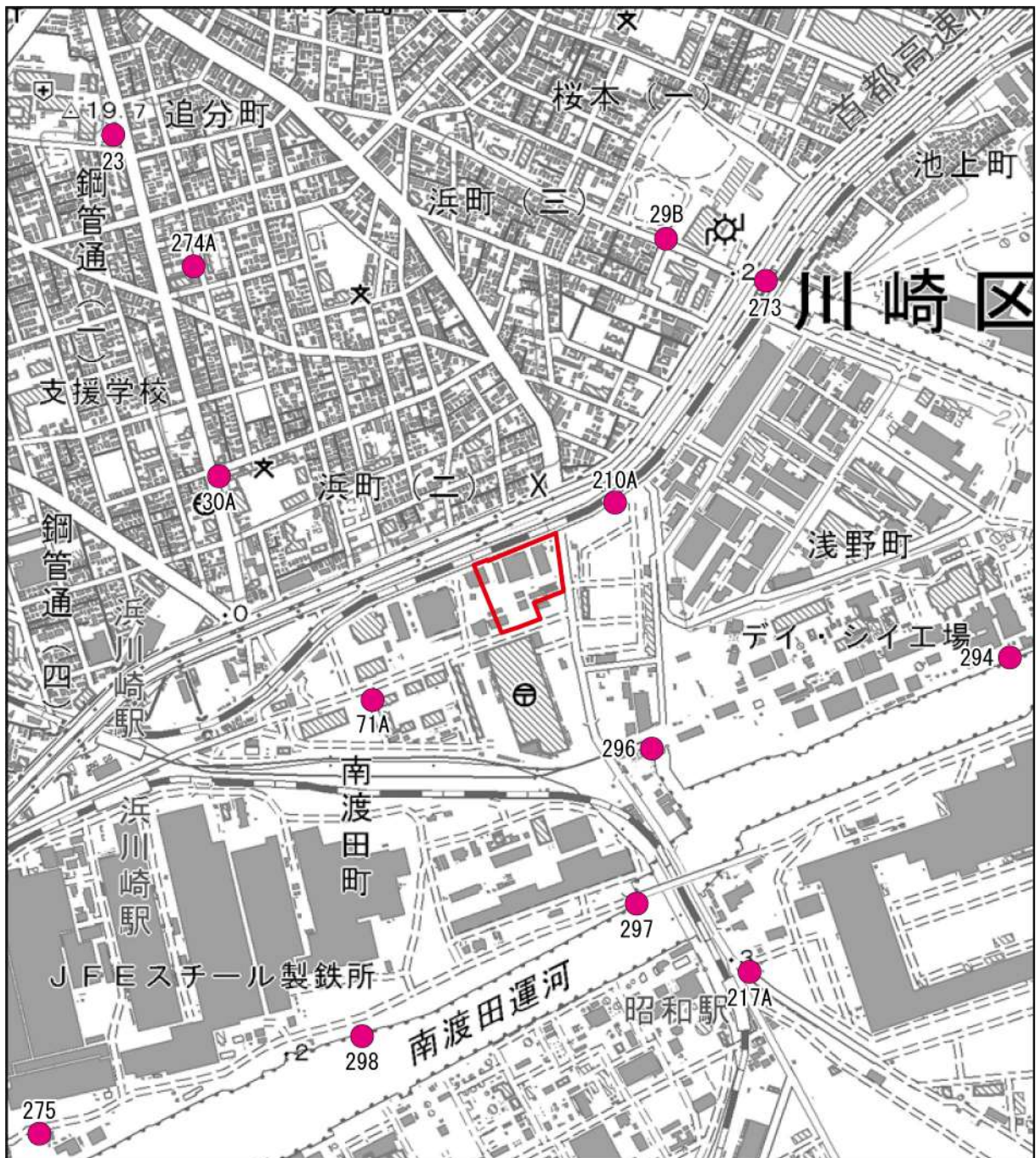
近年 5 年間の年間地盤変動量は-5.8～+3.0mm であり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm 以上の沈下は生じていない。

表 2.1-20 標高及び年間地盤変動量調査結果

水準点 番号	所在地	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
23	川崎区鋼管通 1-2-1	標高(m)	0.2258	0.2252	0.2249	0.2191	0.2198
		変動量(mm)	0.7	-0.6	-0.3	-5.8	0.7
29B	川崎区桜本 1-3	標高(m)	0.7056	0.7073	0.7076	0.7038	0.7050
		変動量(mm)	-0.5	1.7	0.3	-3.8	1.2
30A	川崎区浜町 2-11-22	標高(m)	0.7704	0.77	0.7719	0.7681	0.7708
		変動量(mm)	3.0	-0.4	1.9	-3.8	2.7
71A	川崎区南渡田町 1	標高(m)	1.2034	1.2047	1.2053	1.2015	1.2044
		変動量(mm)	2.4	1.3	0.6	-3.8	2.9
210A	川崎区浅野町 1-3	標高(m)	1.2285	1.2312	1.2324	1.2283	1.2303
		変動量(mm)	-0.6	2.7	1.2	-4.1	2.0
217A	川崎区扇町 19	標高(m)	2.6587	2.6609	2.6621	2.6584	2.6594
		変動量(mm)	2.1	2.2	1.2	-3.7	1.0
273	川崎区池上町 9 先	標高(m)	3.3347	3.3372	3.3378	3.3350	3.3364
		変動量(mm)	0.0	2.5	0.6	-2.8	1.4
274A	川崎区鋼管通 2-3-7	標高(m)	0.8573	0.8572	0.8593	0.8559	0.8570
		変動量(mm)	2.9	-0.1	2.1	-3.4	1.1
275	川崎区南渡田町 1	標高(m)	不測	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	-	-	-	-	-
294	川崎区浅野町 1-1	標高(m)	不測	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	-	-	-	-	-
296	川崎区浅野町 1-1	標高(m)	3.2894	不測	3.2908	3.2873	3.2875
		変動量(mm)	1.4	-	-	-3.5	0.2
297	川崎区南渡田町 1	標高(m)	不測	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	-	-	-	-	-
298	川崎区南渡田町 1	標高(m)	不測	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	-	-	-	-	-

注：水準点番号は、図 2.1-20 に対応している。

出典：「地盤情報 市内の標高」（令和 7 年 5 月更新、川崎市 HP）

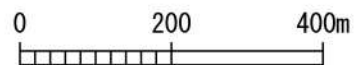


凡例

- 計画地
- 川崎市水準点



1:10,000



注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
出典「ガイドマップかわさき」（令和 7 年 8 月閲覧、川崎市 HP）

図 2.1-20 水準点調査位置図

(6) 土壌汚染の状況

土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する川崎区には存在しない。計画地周辺の町丁にある形質変更時要届出区域は表 2.1-21 に示すとおりである。計画地は形質変更時要届出区域（自治体指定番号「指-134号」）に指定されている。

「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)によると、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壌調査等の結果の公表状況において、令和 5 年度において汚染が判明した箇所は、川崎市全体で 13 件、計画地が位置する川崎区で 9 件であった。

計画地の地歴は昭和 7 (1932) 年は田、荒地であったが、昭和 19 (1944) 年には一部建屋となっている。昭和 34 (1959) 年頃から大部分が日本鋼管株式会社（関連会社含む）となっており、現在に至るまでに工場や研究施設があった。

表 2.1-21 川崎区における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

自治体指定番号	指定年月日	区域の所在地 (地番表示)	面積 (m ²)	指定基準に適合しない 特定有害物質	地下水汚染の有無
指-30号	平成 24 年 9 月 5 日 平成 24 年 9 月 5 日 平成 24 年 11 月 21 日 平成 24 年 12 月 6 日 平成 24 年 12 月 25 日 平成 24 年 12 月 27 日 平成 25 年 1 月 8 日 平成 25 年 2 月 8 日 平成 25 年 4 月 22 日 平成 26 年 8 月 12 日 令和 6 年 10 月 21 日	川崎区扇町 39 番 6、 40 番 1、41 番 3、46 番 1、46 番 4、46 番 15、47 番 3、47 番 8 の各一部、60 番 1	68,480.8	テトラクロロエチレン ベンゼン 鉛及びその化合物	ベンゼン
指-33号	平成 24 年 12 月 6 日	川崎区白石町 3 番 46、52、101 の一部	1,999.41	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
指-58号	平成 28 年 6 月 13 日	川崎区扇町 3 番 1 の 一部	473.5	ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
指-65号	平成 29 年 1 月 16 日	川崎区扇町 16 番 1 ほか 21 筆の一部	31,644.60	ベンゼン シアン化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 水銀及びその化合物	不明
指-68号	平成 29 年 4 月 28 日	川崎区扇町 16 番 1 の一部	2,078.6	ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	不明
指-97号	令和 2 年 3 月 16 日	川崎区扇町 5 番 1、9 番 12 の一部	2,631.89	ベンゼン 鉛及びその化合物	鉛及びその化合物
指-131号	令和 5 年 12 月 19 日	川崎区扇町 57 番 1、 57 番 3、57 番 4 の各 一部	172.64	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	不明
指-134号	令和 6 年 4 月 24 日	川崎区南渡田町 13 番 1、13 番 33、17 番 32 の各一部	5,438.52	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
指-144号	令和 7 年 1 月 15 日	川崎区扇町 42 番 4 の一部	171,431.55	ベンゼン シアン化合物	ベンゼン

出典：「区域の指定」（令和 8 年 3 月更新、川崎市 HP）

(7) 騒音の状況

計画地及びその周辺における「騒音規制法」に基づく特定工場等、特定施設の届出状況は、表 2.1-22 に示すとおりである。

計画地が位置する川崎区の田島地区では、特定施設を設置している工場・事業場数は 53、特定施設数は 193 であり、このうち空気圧縮機及び送風機が最も多い。

計画地は、現在、更地となっており、著しい騒音の発生はないが、首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線を走行する自動車の道路交通騒音が存在する。

また、川崎市では道路交通騒音及び鉄道騒音の実態調査を実施している。

道路交通騒音においては、計画地周辺では表 2.1-23 及び図 2.1-21 に示すとおり実施されており一般国道 15 号及び一般国道 132 号の道路端で環境基準を達成していない。

鉄道騒音においては、計画地周辺では表 2.1-24 及び図 2.1-21 に示すとおり実施されているが新幹線鉄道騒音ではないため、環境基準は設定されていない。

表 2.1-22 「騒音規制法」に基づく特定工場等、特定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

地区名称		川崎区				川崎市合計
		大師	田島	川崎	区合計	
工場・事業場		179	53	149	381	1,222
特定施設	金属加工機械	180	45	83	308	1,066
	空気圧縮機及び送風機	822	124	1,347	2,293	7,185
	土石用破碎機等	11	5	0	16	35
	建設用資材製造機械	4	0	1	5	19
	木材加工機械	21	3	12	36	81
	印刷機械	21	4	17	42	200
	合成樹脂用射出成形機	25	12	18	55	496
	合計	1,084	193	1,478	2,755	9,082

出典：「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」
(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-23 道路交通騒音調査結果

図中 番号	調査 年度	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果 (デシベル)				
					道路端		背後地		
					測定結果 (環境基準値)		距離 (m)	測定結果 (環境基準値)	
					昼間	夜間		昼間	夜間
①	令和5	東京大師 横浜線	川崎市川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	66 (70)	63 (65)	—	—	—
②	令和4	一般国道 132号	川崎市川崎区四谷下 町10付近	準工業地域	69 (70)	66 (65)	35.0	53 (65)	47 (60)
③	令和3	一般国道 15号	川崎市川崎区宮前町2 付近	近隣商業地 域	71 (70)	69 (65)	45	56 (65)	51 (60)
④	令和3	一般国道 132号	川崎市川崎区中島2- 16付近	第二種住居 地域	69 (70)	66 (65)	30	51 (65)	49 (60)
⑤	令和3	東京大師 横浜線	川崎市川崎区昭和2- 17付近	第二種住居 地域	68 (70)	65 (65)	47	59 (65)	51 (60)
⑥	令和2	東京大師 横浜線	川崎市川崎区小田7- 2-4地先	近隣商業地 域	64.8 (70)	61.6 (65)	36.2	54.9 (65)	50.4 (60)
⑦	令和2	川崎府中線	川崎市川崎市川崎区 砂子1-9-3地先	商業地域	64.9 (70)	60.2 (65)	49.4	60.3 (65)	49.7 (60)
⑧	令和2	扇町川崎 停車場線	川崎市川崎区浜町1- 10-2地先	商業地域	66.7 (70)	62.1 (65)	29.9	51.8 (65)	44.5 (60)
⑨	令和2	皐橋水江町 線	川崎市川崎区藤崎4- 3-10地先	商業地域	67.5 (70)	62.6 (65)	29.3	51.4 (65)	50.7 (60)
⑩	令和2	南幸町渡田 線	川崎市川崎区渡田4- 7-8地先	準住居地域	68.4 (70)	64.4 (65)	30.6	53.5 (65)	46.7 (60)
⑪	令和元	一般国道 15号	川崎市川崎区貝塚1- 4-11付近	商業地域	69 (70)	68 (65)	41.4	61 (65)	60 (60)
⑫	令和元	富士見鶴見 駅線	川崎市川崎区富士見 2-2-6付近	近隣商業地 域	66 (70)	63 (65)	42.5	53 (65)	48 (60)

注：1. 図中番号は、図 2.1-21 に対応している。

注：2. 背後地：道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所。

注：3. 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日午前6時まで。

出典：「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」(令和7年3月発行、川崎市HP)

「令和5(2023)年度 大気・水環境対策の取組(令和4(2022)年度の実績)」(令和6年3月発行、川崎市HP)

「令和4(2022)年度 環境局事業概要(公害編)」(令和5年3月発行、川崎市HP)

「令和3(2021)年度 環境局事業概要(公害編)」(令和4年2月発行、川崎市HP)

「令和2(2020)年度 環境局事業概要(公害編)」(令和3年3月発行、川崎市HP)

表 2.1-24 鉄道騒音調査結果

図中 番号	調査 年度	鉄道会社名	路線名	測定地点	用途地域	騒音		
						騒音レベル(dB)		環境 基準
						最大騒音 レベルパ ワー平均	等価騒音 レベル	
①	令和5	東日本旅客鉄道株 式会社	JR 浜川崎線	川崎市川崎区渡 田新町3-15付近	第二種住 居地域	75	—	—
川崎市川崎区小 田1-32-7付近				80		—	—	

注：1. 図中番号は、図 2.1-21 に対応している。

注：2. 最大騒音レベルパワー平均は、測定開始から20便程度測定し、最大値が上位10便をパワー平均した。

出典：「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」(令和7年3月発行、川崎市HP)



凡例

- 計画地
- 首都高速神奈川1号横羽線
- No 一般国道
- No 県道 (主要地方道)
- No 県道 (一般県道)
- 主要な市道
- ①~⑫ 道路交通騒音・振動調査地点
- ①~② 鉄道騒音・振動調査地点

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
 出典「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組」(令和7年3月発行、川崎市HP)
 「令和5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和6年3月発行、川崎市HP)
 「令和4(2022)年度 環境局事業概要(公書編)」(令和5年3月発行、川崎市HP)
 「令和3(2021)年度 環境局事業概要(公書編)」(令和4年2月発行、川崎市HP)
 「令和2(2020)年度 環境局事業概要(公書編)」(令和3年3月発行、川崎市HP)



1:25,000

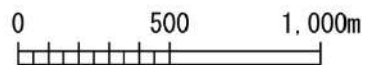


図 2.1-21 道路交通及び鉄道騒音・振動調査地点

(8) 振動の状況

計画地及びその周辺における「振動規制法」に基づく特定工場等、特定施設の届出状況は、表 2.1-25 に示すとおりである。

計画地が位置する川崎区の田島地区では、特定施設を設置している工場・事業場数は 31、特定施設数は 96 であり、このうち金属加工機械が最も多い。

計画地は、現在、更地となっており、著しい振動の発生はないが、首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線を走行する自動車の道路交通振動が存在する。

また、川崎市では道路交通振動及び鉄道振動の実態調査を実施している。

道路交通振動においては、計画地周辺では、表 2.1-26 及び図 2.1-21 に示すとおり、令和 5 年度に東京大師横浜線において道路交通振動について実施されており、要請限度を満足している。

鉄道振動においては、計画地周辺では表 2.1-27 及び図 2.1-21 に示すとおり実施されているが新幹線鉄道振動ではないため、指針値は設定されていない。

表 2.1-25 「振動規制法」に基づく特定工場等、特定施設の届出状況
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

地区名称		川崎区				川崎市合計
		大師	田島	川崎	区合計	
工場・事業場		118	31	36	185	619
特定施設	金属加工機械	211	58	66	335	1,504
	圧縮機	169	15	99	283	734
	土石用破碎機等	8	5	0	13	24
	木材加工機械	0	0	0	0	2
	印刷機械	12	6	3	21	97
	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	0	0	1
	合成樹脂用射出成形機	14	12	9	35	338
	合計	414	96	177	687	2,700

出典：「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」
(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-26 道路交通振動調査結果

図中番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果 (デシベル)		要請限度値 (デシベル)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
①	東京大師横浜線	川崎区池上町 3 (池上新田公園前)	工業地域	49	47	70	65

注：1. 図中番号は、図 2.1-21 に対応している。

注：2. 昼間：午前 8 時から午後 7 時まで 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時まで。

出典：「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」
(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-27 鉄道振動調査結果

図中 番号	調査 年度	鉄道会社名	路線名	測定地点	用途地域	振動	
						振動レベル (dB)	指針値
①	令和 5	東日本旅客鉄道 株式会社	JR 浜川崎線	川崎市川崎区渡田 新町 3-15 付近	第二種住居 地域	54	—
②				川崎市川崎区小田 1-32-7 付近		58	—

注：1. 図中番号は、図 2.1-21 に対応している。

注：2. 振動レベルは、測定開始から 20 便程度測定し、最大値が上位 10 便を算術平均した。

出典：「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)

(9) 低周波音の状況

計画地内は更地となっており、低周波音の発生源となるような工場・事業場は存在していない。

2.1.11 法令等の状況

(1) 関連する法令等

本事業に関連する環境の法令、条例、要綱、計画等は、表 2.1-28 に示すとおりである。

表 2.1-28(1) 本事業に関連する法令等一覧

区分		名称	備考	
環境 関連	環境全般	環境基本法	平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号	
		第六次環境基本計画	令和 6 年 5 月 21 日閣議決定	
		川崎市環境基本条例	平成 3 年 12 月 25 日条例第 28 号	
		川崎市環境基本計画	令和 3 年 2 月改定	
	環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 48 号	
		地域環境管理計画	令和 3 年 3 月改定	
		川崎市環境影響評価等技術指針	令和 3 年 3 月改訂	
	温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号	
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号	
		エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号	
		川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例	平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号	
	公害 防止 等生 活環 境の 保全	全般	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 50 号
			川崎市大気・水環境計画	令和 4 年 3 月策定
		大気汚染	大気汚染防止法	昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号
		悪臭	悪臭防止法	昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号
		水質汚濁	水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号
			下水道法	昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
		地盤沈下	工業用水法	昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号
		土壌汚染	土壌汚染対策法	平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号
		騒音	騒音規制法	昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号
		振動	振動規制法	昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号
	緑の保全・回復・ 育成	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 49 号	
		川崎市緑化指針	令和 4 年 2 月 28 日一部改正	
		川崎市緑の基本計画	平成 30 年 3 月改定	
		「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画	平成 24 年 6 月策定	
		川崎市みどりの将来像	令和 8 年 3 月策定	
	廃棄物等	循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号		
宅地造成及び特定盛土等規制法		昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号		
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例		平成 4 年 12 月 24 日条例第 51 号		
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律		平成 7 年 6 月 16 日法律第 112 号		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号		
建設廃棄物処理指針		平成 23 年 3 月 30 日環廃産第 110329004 号		
建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省委託）		平成 14 年 5 月 30 日改正		
資源の有効な利用の促進に関する法律		平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号		
川崎市一般廃棄物処理基本計画		平成 28 年 3 月策定		
廃棄物保管施設設置基準要綱（川崎市要綱）		平成 6 年 4 月 1 日改正		
産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）（川崎市）		令和 5 年 3 月		
景 観	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	平成 11 年 3 月 16 日条例第 3 号		
	景観法	平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号		
	都市緑地法	昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号		
	屋外広告物法	昭和 24 年 6 月 3 日法律第 189 号		
	川崎市屋外広告物条例	昭和 46 年 12 月 24 日条例第 77 号		
	川崎市都市景観条例	平成 6 年 12 月 26 日条例第 38 号		
	川崎市景観計画	平成 30 年 12 月改定		
臨海部色彩ガイドライン	平成 8 年 4 月 川崎市			

表 2.1-28(2) 本事業に関連する法令等一覧

区分	名称	備考
対象事業関連	都市計画法	昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号
	建築基準法	昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号
	川崎市建築基準条例	昭和 35 年 9 月 9 日条例第 20 号
	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	平成 7 年 12 月 26 日条例第 48 号
	川崎市総合計画	令和 4 年 3 月改定
	川崎市都市計画マスタープラン全体構想	平成 29 年 3 月改定
	川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想	令和 3 年 8 月改定
	南渡田地区拠点整備基本計画	令和 4 年 8 月策定
	臨海部ビジョン〔リーディングプロジェクト〕	令和 5 年 6 月改定

(2) 関連する計画等

① 「川崎市総合計画 第3期実施計画」(令和4年3月、川崎市)

「川崎市総合計画」は、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために策定され、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざしている。

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造としており、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき10年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めている。

「基本構想」は、今後30年程度を展望し、川崎市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めており、「基本計画」は、今後概ね10年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、23の政策及び、その方向性を明らかにしており、第3期実施計画の計画期間は令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4か年としている。

また、区計画として、計画地が位置する川崎区はまちづくりの方向性として「誰もが住んで良かったと思える安全・安心のまちづくり」を掲げ、計画期間の主な取組状況として、以下の事項を推進している。

まちづくりの方向性
誰もが住んで良かったと思える安全・安心のまちづくり
計画期間の主な取組
地域資源を活かしたまちづくりの推進
区のイメージアップに向けた環境まちづくりの推進
誰もが安心して、生き生きと暮らせるまちづくりの推進
地域における子ども・子育て支援の推進
安全・安心なまちづくりに向けた地域防災力の向上
交通安全と自転車対策の推進

② 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」（平成29年3月、川崎市）

川崎市の都市計画に関する基本的な方針として定められた都市計画マスタープランは、平成19年3月に策定されたが、平成28年3月には上位計画となる「川崎市総合計画」が策定されるなど都市計画を取り巻く環境の変化等に対応するため、都市計画マスタープランを平成29年3月30日付けで改定した。

川崎市の都市計画マスタープランは、「全体構想」、「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層から構成されており、全体構想は、「川崎市総合計画」に即して「都市づくりの基本理念」を定めるとともに、「分野別の基本方針」や「生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方」を併せて定めており、目標期間は、おおむね30年後の将来の都市像（市街地像）を展望し、都市計画の基本的目標・基本的方向を定めており、都市づくりの基本理念として、下記の理念を掲げている。

めざす都市像とまちづくりの基本目標

■めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

■まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

また、川崎市の都市計画マスタープランの中で臨海部エリアは、活力ある産業集積や環境と調和した産業の持続可能な発展をまちづくりイメージとしている。

③ 「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想」（令和3年8月、川崎市）

川崎市では、都市計画マスタープラン川崎区構想を平成19年3月に策定したが、策定から約10年が経過し、この間に都市計画を取り巻く環境に変化が生じていること、また、上位計画である「川崎市総合計画」や「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」などの策定・改定が進んでいることから、令和3年8月に改定を行った。

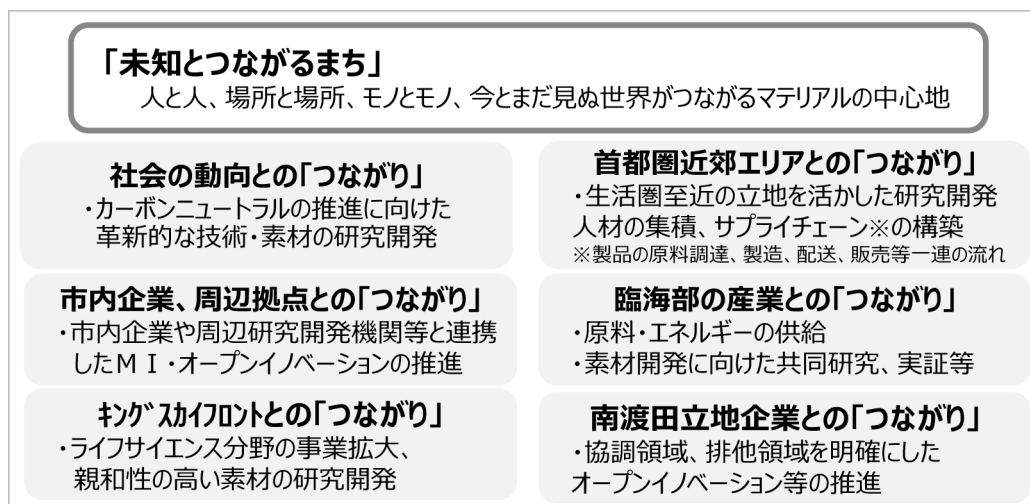
川崎区構想では、めざす都市像として「豊かな生活と自然を育む ものづくりのまち川崎区」を基本的な考え方とし、まちづくりの基本的方向として、下記の5点を掲げている。

●まちづくりの基本的方向

- 1 魅力ある川崎駅周辺や身近な生活の拠点を育みます
- 2 安全で暮らしやすい住環境を育みます
- 3 地域間の連携を強化します
- 4 緑や水の環境を活かした潤いのあるまちを育みます
- 5 臨海部の再生をめざします

④ 「南渡田地区拠点整備基本計画」（令和4年8月、川崎市）

川崎市は、南渡田地区において次世代の臨海部を牽引する新産業拠点を形成するため、拠点形成のコンセプトや土地利用方針等を取りまとめた「南渡田地区拠点整備基本計画」を令和4年8月に策定した。世界を変える素材を生み出す産業拠点の実現に向け、南渡田地区のコンセプトを『「未知とつながるまち」人と人、場所と場所、モノとモノ、今とまだ見ぬ世界がつながるマテリアルの中心地』と定めた。



2.2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

2.2.1 立地特性

計画地は、川崎市川崎区の南渡田町の北東に位置し、JR 鶴見線及び南武線浜川崎駅の東側にある。

計画地周辺は、主な道路網として、計画地の北側約 50m に主要地方道 6 号東京大師横浜線（通称：産業道路）及び首都高速神奈川 1 号横羽線、北西側約 480m に市道南幸町渡田線（通称：市電通り）、東側に隣接して一般県道 101 号扇町川崎停車場線が通っている。

計画地の現況は更地であり、計画地周辺には、事業所等が分布している。計画地の北側は主要地方道 6 号東京大師横浜線を挟んで住居が分布し、計画地の東側は一般県道 101 号扇町川崎停車場線を挟んで事業所、南側には郵便局等が存在している。

2.2.2 環境の特性

前述の計画地及びその周辺地域の概況及び環境の特性を踏まえ、「地域環境管理計画」の大項目に沿って環境の特性を以下のとおり整理する。

(1) 地球環境

計画地は、現在更地であり、温室効果ガスの著しい発生源はない。また、計画地の南側は臨海部の工業地帯となっており、温室効果ガスの発生源となる工場、事業所等が存在する。

(2) 大気

計画地は、現在更地であり、著しい大気汚染物質の発生源となる事業所は存在していない。計画地周辺の主な発生源としては、臨海部の発電所等のばい煙発生施設や道路を走行する自動車の排ガスがある。

計画地及びその周辺では、一般局である田島測定局、川崎測定局、大師測定局、自排局である池上測定局及び富士見公園測定局の 5 箇所で測定が行われており、令和 6 年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成している。また、過去 5 年間の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の推移は、概ね横ばい傾向にある。

また、計画地は、現在更地であり、著しい悪臭の発生源となる施設は存在しておらず、計画地周辺にも悪臭を発生させる施設は存在していない。

(3) 水

計画地周辺には主だった河川は流れていない。

計画地及びその周辺の海域では、周辺の運河 4 地点において水質調査が実施されており、令和 5 年度における生活環境項目の調査結果は、一部の地点の水素イオン濃度、全窒素及び全燐において環境基準を超過している。

また、計画地の周辺における地下水の調査は令和 4 年度において、川崎区大島で概況調査（定点調査）が、川崎区浜町で継続監視調査が行われており、（調査地点の位置は、図 2. 1-7（p. 59）参照）調査が行われた項目すべてにおいて環境基準を達成していた。

(4) 地盤

計画地及びその周辺における水準点（水準基標）での近年 5 年間の年間地盤変動量は $-5.8\sim+3.0\text{mm}$ であり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm 以上の沈下は生じていない。

計画地周辺の地下水位は、計画地の西側約 700m の渡田観測所（川崎区鋼管通 4-17-1）、北西側約 700m の田島観測所（川崎区鋼管通 2-3-7）及び北東側約 1.7km の観音川観測所（川崎区塩浜 2-24）の 3 か所で観測されており、令和 5 年の年平均水位（管頭から水面までの深さ）は、渡田観測所が -2.84m 、田島観測所が -0.95m 、観音川観測所が -1.82m である。

(5) 土壌汚染

土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する川崎区には存在しない。

計画地は形質変更時要届出区域（自治体指定番号「指-134 号」）に指定されている。

計画地の地歴は昭和 7（1932）年は田、荒地であったが、昭和 19（1944）年には一部建屋となっている。昭和 34（1959）年頃から大部分が日本鋼管株式会社（関連会社含む）となっており、現在に至るまでに工場や研究施設があった。

(6) 騒音・振動・低周波音

計画地は、現在更地であり、著しい騒音・振動・低周波音の発生はないが、首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線を走行する自動車の道路交通騒音・振動が存在する。

川崎市では道路交通騒音及び鉄道騒音の実態調査を実施しており、計画地周辺では道路交通騒音において一般国道 15 号及び一般国道 132 号の道路端で環境基準を達成していない。

また、川崎市では道路交通振動及び鉄道振動の実態調査を実施しており、計画地周辺では道路交通振動において東京大師横浜線で要請限度を満足している。

(7) 廃棄物等

計画地は、現在更地であり、事業所で生じる事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生はない。

(8) 水象

計画地は川崎臨海部にあり南側には南渡田運河がある。

計画地周辺には主だった河川は流れていない。

計画地東側の一般県道 101 号扇町川崎停車場線沿いに公共下水道（合流式）が整備されている。

(9) 生物

計画地は川崎臨海部にあり南側には南渡田運河がある。計画地は、現在更地であり、計画地の北側の敷地境界付近は緑地となっているが、動物の主要な生息環境になっていない。川崎市では、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、川崎港の海の中に住む魚や貝などの生きものの調査が行われており、池上運河及び京浜運河で確認された生きものの中に「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（2006 年 7 月、神奈川県立生命の星・地球博物館）に掲載されている種はない。

また、川崎市内全域を対象とした野生種子植物の生育調査結果（2010 年から 2015 年に実施）は、川崎区内において 76 科 445 種の野生種子植物が確認されており、このうち 13 種が「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」に掲載されている。

(10) 緑

計画地周辺には、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、北側に緑道の浅野町緑道などがある。

(11) 人と自然とのふれあい活動の場

計画地周辺には、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、北側に緑道の浅野町緑道などがある。

(12) 歴史的文化的遺産

計画地及びその周辺には史跡・名勝・天然記念物は存在しないが、国登録有形文化財として、昭和電工川崎工場本事務所が川崎区扇町 5-1 に、北條鉄工事務所等が川崎区鋼管通 4-35-1 他に位置している。

計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地はない。

(13) 景観

計画地北東側の桜川公園、計画地に近接するアウマンの家など、浅野町にある㈱デイ・シイのサイロ及び扇町にある昭和電工川崎事業所本事務所は「川崎市景観計画 2018 年 12 月改定」（令和元年 7 月、川崎市）において景観資源として示されている。

(14) 構造物の影響

計画地は、現在更地であり、広範囲に日照障害、テレビ受信障害、風害等の著しい環境影響要因となるような建築物は存在しない。

なお、計画地北側には高架構造の首都高速神奈川1号横羽線があり、局所的に日照障害等の影響がある。

(15) コミュニティ施設

計画地が位置する川崎区南渡田町の人口は3人、世帯数は2世帯（令和7年6月末日現在）であり、令和3年以降は緩やかな減少傾向である。

計画地周辺の福祉施設は西北西側約150mに有料老人ホームぱんだが、教育施設は西北西側約350mに川崎市立臨港中学校があり、北側約750mには市民館であるプラザ田島内に川崎市立図書館田島分館が存在している。

病院は、北西側約1,000mに日本鋼管病院が、診療所は北北東約200mに医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック川崎が存在している。

計画地周辺の公園・緑地は、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、北側に緑道の浅野町緑道などがある。

(16) 地域交通

主要地方道6号東京大師横浜線の令和3年度の交通量（大型車混入率）は昼間19,444～30,374台（40.2～41.8%）、24時間で26,444～42,827台（35.4～35.9%）であった。

県道101号扇町川崎停車場線の令和3年度の交通量（大型車混入率）は昼間10,225台（61.9%）、24時間で13,497台（51.4%）であった。

平成22年度からの交通量の変化はほぼ横ばい傾向であった。

(17) 地形・地質

計画地内は平地で、標高（T.P.）は約0～2mである。

計画地及びその東側及び南側の表層地質は、人工的に埋め立てられた埋め立て土であり、北側及び西側は泥を主とする低湿地堆積物である。

また、計画地最寄りの地質調査地点である地点整理番号24-98における土質は、地表面から深度0.6mが盛土・表土・埋土、深度0.6mから深度2.2mが砂である。

(18) 安全

計画地は、現在更地であり、高圧ガス、有害化学物質等の取扱いはない。

(空白ページ)

第3章 環境影響評価項目の選定等

3.1 環境影響要因の抽出

環境影響の調査、予測及び評価にあたっては、本事業の計画内容、計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮し、事業実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

環境影響要因の抽出結果は、表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 環境影響要因の抽出

区分		環境影響要因
工事中		建設機械の稼働
		工事用車両の走行
		工事の影響
供用時	施設の存在	緑の回復・育成
		建築物等の存在
	施設の供用	施設の供用
		冷暖房施設等の設置
		駐車場の利用
		施設関連車両の走行
		歩行者の往来

3.2 環境影響評価項目の選定

本事業の計画内容、想定される計画地及びその周辺地域の環境特性や地域特性を考慮した上で、抽出した環境影響要因ごとに「地域環境管理計画」に掲げられている環境影響評価項目の中から、環境影響の調査、予測及び評価を実施する項目を選定した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関連表は、表 3.2-1 に示すとおりである。また、環境影響評価項目選定等の理由を表 3.2-2 に示す。

表 3.2-1 本事業の環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境影響評価項目 \ 環境影響要因		工事中			供用時							
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	施設の存在		施設の供用					
					緑の回復・育成	建築物等の存在	施設の供用	冷暖房施設等の設置	駐車場の利用	施設関連車両の走行	歩行者の往来	
地球環境	温室効果ガス						●					
大気	大気質	●	●								●	
	悪臭											
	上記以外の大気環境要素											
水	水質											
	水温											
	底質											
地盤	地下水位											
	地盤沈下											
	変状											
土壌汚染	土壌汚染			●								
騒音・振動・ 低周波音	騒音	●	●					●			●	
	振動	●	●								●	
	低周波音											
廃棄物等	一般廃棄物						●					
	産業廃棄物			●			●					
	建設発生土			●								
水象	水量・流量・流出量											
	湧水											
	潮流											
	上記以外の水環境要素											
生物	植物											
	動物											
	生態系											
緑	緑の質				●							
	緑の量				●							
人と自然とのふれあい活動の場												
歴史的文化的遺産												
景観	景観、圧迫感						●					
	日照障害						●					
建造物の 影響	テレビ受信障害						●					
	風害											
コミュニティ施設												
地域交通	交通安全、交通混雑		●								●	
	地域分断											
地形・ 地質	土砂流出											
	崩壊											
	斜面安定											
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩											

注：「●」は、環境影響評価の項目として選定した項目を示す。

表 3.2-2(1) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由																								
地球環境	温室効果ガス	○	計画地は、現在、更地となっており、著しい温室効果ガスの発生源はない。また、計画地の南側は臨海部の工業地帯となっており、温室効果ガスの発生源となる工場、事業場等が存在する。	【供用時】 施設の供用（商業施設）に伴いエネルギーの使用があり、温室効果ガスへの影響が考えられるため、評価項目として選定する。																								
大気	大気質	○	<p>計画地は、現在、更地となっており、著しい大気汚染物質の発生源となる事業所は存在していない。計画地周辺の主な発生源としては、臨海部の発電所等のばい煙発生施設や道路を走行する自動車の排ガスがある。</p> <p>計画地周辺の一般局（田島測定局、大師測定局）及び自排局（池上測定局）における令和6年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、下表に示すとおりであり、環境基準を達成している。</p> <p>【二酸化窒素 (NO₂)】(単位：ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定局</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>環境基準との適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田島</td> <td>0.035</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大師</td> <td>0.035</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>池上</td> <td>0.043</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【浮遊粒子状物質 (SPM)】(単位：mg/m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定局</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>環境基準との適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田島</td> <td>0.037</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大師</td> <td>0.036</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>池上</td> <td>0.039</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年～令和6年度の過去5年間においても二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、環境基準を達成している。 ※令和3年度の田島測定局は有効測定時間が年間6,000時間未満のため、環境基準の評価対象外であり参考値。</p>	測定局	日平均値の年間98%値	環境基準との適合	田島	0.035	○	大師	0.035	○	池上	0.043	○	測定局	日平均値の年間2%除外値	環境基準との適合	田島	0.037	○	大師	0.036	○	池上	0.039	○	<p>【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺の大気質への影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺の大気質への影響が考えられるため、評価項目として選定する。 なお、冷暖房施設等の設置による大気質への影響については、本事業では「大気汚染防止法」等の対象となる施設は設置しない計画であるため、評価項目として選定しない。 駐車場の利用による大気質への影響については、本事業の駐車場台数は253台であり、選定の目安の概ね1,000台を大きく下回るため、評価項目として選定しない。</p>
	測定局	日平均値の年間98%値	環境基準との適合																									
	田島	0.035	○																									
大師	0.035	○																										
池上	0.043	○																										
測定局	日平均値の年間2%除外値	環境基準との適合																										
田島	0.037	○																										
大師	0.036	○																										
池上	0.039	○																										
悪臭	－	計画地は、現在、更地となっており、著しい悪臭の発生源となる施設は存在しておらず、計画地周辺にも悪臭を発生させる施設は存在していない。	<p>【工事中】 悪臭が発生する可能性がある舗装等の工事においては、材料及び施工方法を検討し、可能な限り悪臭の発生抑制に努める計画であり、計画地に著しい悪臭の影響を及ぼす要因がないため、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 本事業は商業施設であるが、廃棄物は廃棄物保管施設内に保管し、臭気対策を徹底する。また、食料品店及び飲食店からの排気については、排気ダクトの切り回しや、排気口を高所に設置する等により、計画地周辺の環境に著しい影響を及ぼすことはないため、評価項目として選定しない。</p>																									
	上記以外の大気環境要素	－	計画地は、現在、更地となっており、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用時】 工事中及び供用時において上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。																								

表 3.2-2(2) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
水	水質	－	<p>【工事中】</p> <p>工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理し公共下水道（合流式）へ排水する計画であることから、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。また、地盤改良等も行わないことから地下水の水質への影響もない。</p> <p>【供用時】</p> <p>供用時に発生する排水は、下水本管へ排水する計画であることから、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p>
	水温	－	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>工事中の施工計画及び供用時の事業計画を踏まえ、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	底質	－	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>工事中の施工計画及び供用時の事業計画を踏まえ、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>

表 3.2-2(3) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
地盤	地下水位	－	<p>計画地は、現在、更地となっており、地下水の汲み上げを行う施設はない。</p> <p>計画地周辺の近年5年間の年間地盤変動量は-5.8～+3.0mmであり、いずれも川崎市の監視目安である年間20mm以上の沈下は生じていない。</p> <p>計画地周辺の地下水位は、計画地の西側700mの渡田観測所（川崎区鋼管通4-17-1）、北西側約700mの田島観測所（川崎区鋼管通2-3-7）及び北東側約1.7kmの観音川観測所（川崎区塩浜2-24）の3か所で観測されており、令和5年の年平均水位（井戸の地表から水面までの深さ）は、渡田観測所が-2.84m、田島観測所が-0.95m、観音川観測所が-1.82mである。</p>	<p>【工事中】</p> <p>工事中には、大規模な地下水の汲み上げ等を行わない計画であることから、地下水位、地盤沈下及び変状に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】</p> <p>供用時には、地下水の汲み上げは行わない計画であることから、地下水位、地盤沈下及び変状に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p>
	地盤沈下	－		
	変状	－		
土壌汚染	土壌汚染	○	<p>土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する川崎区には存在しない。</p> <p>計画地は形質変更時要届出区域に指定されている。</p> <p>計画地の地歴は昭和7（1932）年は田、荒地であったが、昭和19（1944）年には工場となっている。昭和34（1959）年頃から大部分が日本鋼管株式会社（関連会社含む）となっており、現在に至るまでに工場や研究施設があったため、計画地は土壌汚染の可能性がある土地と考えられる。</p>	<p>【工事中】</p> <p>地歴調査の結果、土壌汚染が確認されているため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>供用時には、施設の供用に伴う土壌汚染へ影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p>
騒音・振動・低周波音	騒音	○	<p>計画地は、現在、更地となっており、著しい騒音・振動・低周波音の発生はないが、計画地周辺は、主要地方道6号東京大師横浜線、首都高速神奈川1号横羽線等の道路を走行する自動車の道路交通騒音・振動が存在する。</p>	<p>【工事中】</p> <p>建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に騒音の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>冷暖房施設等の稼働及び施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に騒音の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>駐車場の利用による騒音への影響については、本事業の駐車場台数は213台であり、選定の目安の概ね1,000台を大きく下回るため、評価項目として選定しない。</p>
	振動	○		<p>【工事中】</p> <p>建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に振動の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に振動の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p>
	低周波音	－		<p>【工事中及び供用時】</p> <p>工事中及び供用時において、著しい低周波音を発生させる要因はないため、評価項目として選定しない。</p>

表 3.2-2(4) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
廃棄物等	一般廃棄物	○	計画地は、現在、更地となっており、廃棄物の発生はない。	【供用時】 施設の供用に伴い、事業系一般廃棄物の発生が考えられるため、評価項目として選定する。
	産業廃棄物	○		【工事中】 工事に伴い産業廃棄物が発生するため、評価項目として選定する。 【供用時】 施設の供用に伴い産業廃棄物が発生するため、評価項目として選定する。
	建設発生土	○		【工事中】 工事に伴い建設発生土が発生するため評価項目として選定する。
水象	水量・流量・流出量	－	計画地は、現在、更地となっており、公共用水域における水量・流量・流出量に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中】 工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した後、下水本管（合流式）へ排水し、新たに水量が増加することはなく、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時に発生する排水は、下水本管（合流式）へ排水する計画であること、また、雨水は、地下又は屋外に設ける雨水貯留槽にて、放流量を一定以下に調整後、下水本管へ排水する計画であることから、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。
	湧水	－	計画地内に湧水は存在しない。	【工事中及び供用時】 計画地内に湧水は存在しないこと、本事業において地下水を揚水する計画はないため、評価項目として選定しない。
	潮流	－	計画地周辺には、海域（運河）が存在する。計画地は、現在、更地となっており、海域の潮流に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用時】 計画地周辺には海域（運河）が存在するものの、工事中及び供用時に海域の潮流に影響を及ぼすような排水は行わないため、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	－	計画地は、現在、更地となっており、上記以外の水環境要素に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用時】 本事業では、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。

表 3.2-2(5) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
生物	植物	－	計画地は、現在、更地となっており、計画地北側の敷地境界付近は緑地となっているが、動物の主要な生息環境になっていない。	【工事中及び供用時】 計画地は、現在、更地となっており、自然植生や注目すべき動植物等の生育生息環境はないため、評価項目として選定しない。
	動物	－		
	生態系	－		
緑	緑の質	○	計画地は、更地となっている。 計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通5丁目緑地などがある。	【供用時】 供用時には、緑の回復育成を行うため、評価項目として選定する。
	緑の量	○		
人と自然とのふれあい活動の場		－	計画地及びその周辺には、人と自然とのふれあい活動の場は存在しない。なお、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通5丁目緑地などがある。	【工事中及び供用時】 計画地内には人と自然とのふれあい活動の場はなく、人と自然とのふれあい活動の場に直接影響を及ぼす要因がないため、評価項目として選定しない。
歴史的文化的遺産		－	計画地及びその周辺には史跡・名勝・天然記念物は存在しないが、国登録有形文化財として、昭和電工川崎工場本事務所が川崎区扇町5-1に位置している。 計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地はない。	【工事中及び供用時】 計画地内には、周知の歴史的文化的遺産は存在しないため、評価項目として選定しない。
景観	景観・圧迫感	○	計画地は、更地となっている。 計画地の北側は道路を挟んで住宅が広がっており、南側、東側、西側には事業所が存在している。 川崎区を特徴づける社会的資源の「アウマンの家」が計画地西側にあり、計画地周辺の景観資源となっている。	【供用時】 供用時において、計画建築物等の出現により地域景観または眺望景観に変化が生じることが考えられるため、評価項目として選定する。 また、圧迫感については、計画建築物の最高高さが約12mであること、また、計画地建築物の周囲に緑地を配置することから、評価項目として選定しない。
構造物の影響	日照障害	○	計画地の北側は主要地方道6号東京大師横浜線を挟んで住居が分布し、計画地の東側は道路を挟んで物流施設、南側には郵便局が存在している。 計画地は、現在、更地となっており、広範囲に日照障害、テレビ受信障害、風害等の著しい環境影響要因となるような建物は存在しない。 なお、計画地南西側には8階建ての京浜ビル、計画地北側には高架構造の首都高速神奈川1号横羽線があり、局所的に日照障害等の影響がある。	【供用時】 計画地周辺の住居に日影の影響があると考えられることから、評価項目として選定する。
	テレビ受信障害	○		【供用時】 供用時において、計画建築物の出現によりテレビ電波受信状況が変化し、周辺地域にテレビ電波受信障害の影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	風害	－		【供用時】 本事業の計画建築物の最高高さが約12mであり、風害の影響が想定される目安の30mを下回るため、評価項目として選定しない。

表 3.2-2(6) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
コミュニティ施設		－	<p>計画地は、現在、更地となっており、コミュニティ施設は存在しない。</p> <p>計画地周辺の福祉施設は西北西側約150mに有料老人ホームぱんだが、教育施設は西北西側約350mに川崎市立臨港中学校があり、北側約750mには市民館であるプラザ田島内に川崎市立図書館田島分館が存在している。</p> <p>病院は、北西側約1,000mに日本鋼管病院が、診療所は北北東約200mに医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック川崎が存在している</p>	<p>【供用時】</p> <p>施設の供用（商業施設）に伴い、周辺のコミュニティ施設の利用に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p>
地域交通	交通安全、交通混雑	○	<p>計画地北側に主要地方道6号東京大師横浜線、東側に一般県道101号扇町川崎停車場線がある。</p> <p>主要地方道6号東京大師横浜線の令和3年度の交通量（大型車混入率）は昼間19,444～30,374台（40.2～41.8%）、24時間で26,444～42,827台（35.4～35.9%）であった。</p> <p>県道101号扇町川崎停車場線の令和3年度の交通量（大型車混入率）は昼間10,225台（61.9%）、24時間で13,497台（51.4%）であった。</p> <p>平成22年度からの交通量の変化はほぼ横ばい傾向であった。</p>	<p>【工事中】</p> <p>工事用車両の走行に伴い、周辺道路における交通安全及び交通混雑への影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>供用時には、施設関連車両の走行に伴い、周辺道路における交通安全及び交通混雑への影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>歩行者の往来については、大規模小売店舗立地法の指針式では自動車分担率が50%であり、歩行者の著しい増加は見込まれないため、評価項目として選定しない。</p>
	地域分断	－		<p>【工事中及び供用時】</p> <p>本事業は、商業施設の建設を行うものであり、地域分断に係る要因はないため、評価項目として選定しない。</p>
地形・地質	土砂流出	－	<p>計画地内は平地で、標高（T.P.）は約0～2mである。</p> <p>計画地及びその東側及び南側の表層地質は、人工的に埋め立てられた埋め立て土であり、北側及び西側は泥を主とする低湿地堆積物である。</p>	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>本事業では、地形・地質に影響を及ぼすような大規模な土地の改変等を行わないため、評価項目として選定しない。</p>
	崩壊	－		
	斜面安定	－		
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	－	<p>計画地は、現在、更地となっており、高圧ガス、有害化学物質等の取扱いはない。</p>	<p>【供用時】</p> <p>本事業において、危険物等は取り扱わない計画であるため、評価項目として選定しない。</p>

3.3 環境配慮項目

3.3.1 環境配慮項目の選定

本事業の計画内容と計画地及びその周辺地域の環境特性や地域特性を考慮し、表 3.3-1 に示すとおり、環境影響評価の手法が確立されていないが、地域における環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）を選定した。

表 3.3-1 環境配慮項目の選定

環境配慮項目	項目の選定 (有○、無-)	選定理由又は選定しない理由
有害化学物質	-	本事業では、供用時において、有害化学物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
放射性物質	-	本事業では、工事中及び供用時において、放射性物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
電磁波・電磁界	-	本事業では、工事中及び供用時において、強い電磁波・電磁界を発生する工事及び施設の設置はないことから、環境配慮項目として選定しない。
光害	○	本事業では、供用時において、夜間営業時間中に照明の配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
地震時等の災害	○	本事業では、商業施設を建設し、地震等の災害発生時の環境配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	○	本事業では、商業施設を建設し、都市域における限られた緑地がもつ生態的役割への配慮が求められることから、生物多様性を環境配慮項目として選定する。
地球温暖化対策	○	工事中における建設機械の稼働や工事用車両の走行により二酸化炭素の排出が考えられるため、環境配慮項目として選定する。なお、供用時については、環境影響評価項目として選定している。
気候変動の影響への適応	○	本事業は、気候変動の影響により人工排熱低減・暑熱環境改善が求められるとともに、降雨強度の増大に伴う浸水リスクへの対応が必要であることから、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	-	本事業では、工事中及び供用時において、酸性雨の発生原因物質の著しい排出は行わないことから、環境配慮項目として選定しない。
資源	○	工事中及び供用時において、資源の有効利用が求められることから、環境配慮項目として選定する。

3.3.2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目についての配慮方針は、表 3.3-2 に示すとおりである。

表 3.3-2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目	環境配慮方針	
	工事中	供用時
光害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間営業時間中は必要最低限の照明のみを利用するよう配慮する。 ・ 来客車両のライトの影響を回避するため、屋上駐車場及びスロープの外周に壁を設ける。
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震時の安全性確保のため、地盤の固さや地質状況を調査し、その結果に基づいて適切な耐震設計を実施する。 ・ 建物の不燃化により防災性を確保する。 ・ 防災に対する啓発を実施する。 ・ 災害時の避難場所及び避難経路を確保すると共に、防災設備を整備する。
生物多様性	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地外周部には緑地帯や生垣を連続的に配置し、周辺緑地とのネットワークを維持・補強する計画とする。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械及び工事用車両の運転において、アイドリングストップやエコドライブ等を徹底する。 ・ 建設機械及び工事用車両の効率的な使用を推進する。 ・ 工事用車両については、低燃費車の使用に努める。 ・ 低炭素型の建築資材の活用を検討する。 	—
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工排熱の低減を図る。 ・ 遮熱性の高い窓等を採用する。 ・ 可能な限り緑地を整備することで敷地内の不透水面を低減し、暑熱環境を改善し、雨水浸透機能の向上及び周辺環境への負荷低減に努める。 ・ 雨水流出抑制対策を実施し、ピーク流出量の抑制及び下水道への負荷軽減を図る。
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、建設資材の有効利用、再利用を図る。 ・ 建設資材の搬入にあたっては、過剰な梱包を控える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の供用に伴う廃棄物のリサイクルを推進する。 ・ 水資源の有効利用を図る。 ・ 資源使用量の低減を目的として、建物の耐久性向上および長寿命化に配慮した設計とする。